

小平市地域包括ケア推進計画

(小平市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

(令和3(2021)年度～5(2023)年度)

(素案)

令和2(2020)年11月

小 平 市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の目的.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
第2章 市の現状と課題.....	7
1 推計人口.....	8
2 日常生活圏域別の現状.....	16
3 アンケート調査結果に見る高齢者の現状.....	25
4 前期計画における評価と課題.....	42
第3章 計画の基本的な考え方.....	55
1 計画の基本理念.....	56
2 基本目標.....	56
3 施策の体系.....	58
4 日常生活圏域の設定.....	59
第4章 施策の取組.....	61
1 地域づくり・日常生活支援.....	62
2 介護予防・健康づくりの推進.....	66
3 見守り体制の充実.....	69
4 認知症施策の推進.....	71
5 在宅医療と介護の連携の推進.....	74
6 社会参加の促進.....	76
7 権利擁護の充実.....	78
8 介護サービスの充実と給付の適正化.....	79
9 安心できる住まいの確保.....	84
第5章 介護保険事業の見込量と介護保険料.....	85
1 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ.....	86
2 介護保険事業の見込量推計.....	87
3 介護保険料.....	89

第6章 計画の推進体制.....	95
1 計画の進行管理.....	96
2 関係機関等との連携.....	97
3 国・東京都への要請.....	97

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 高齢化の進展

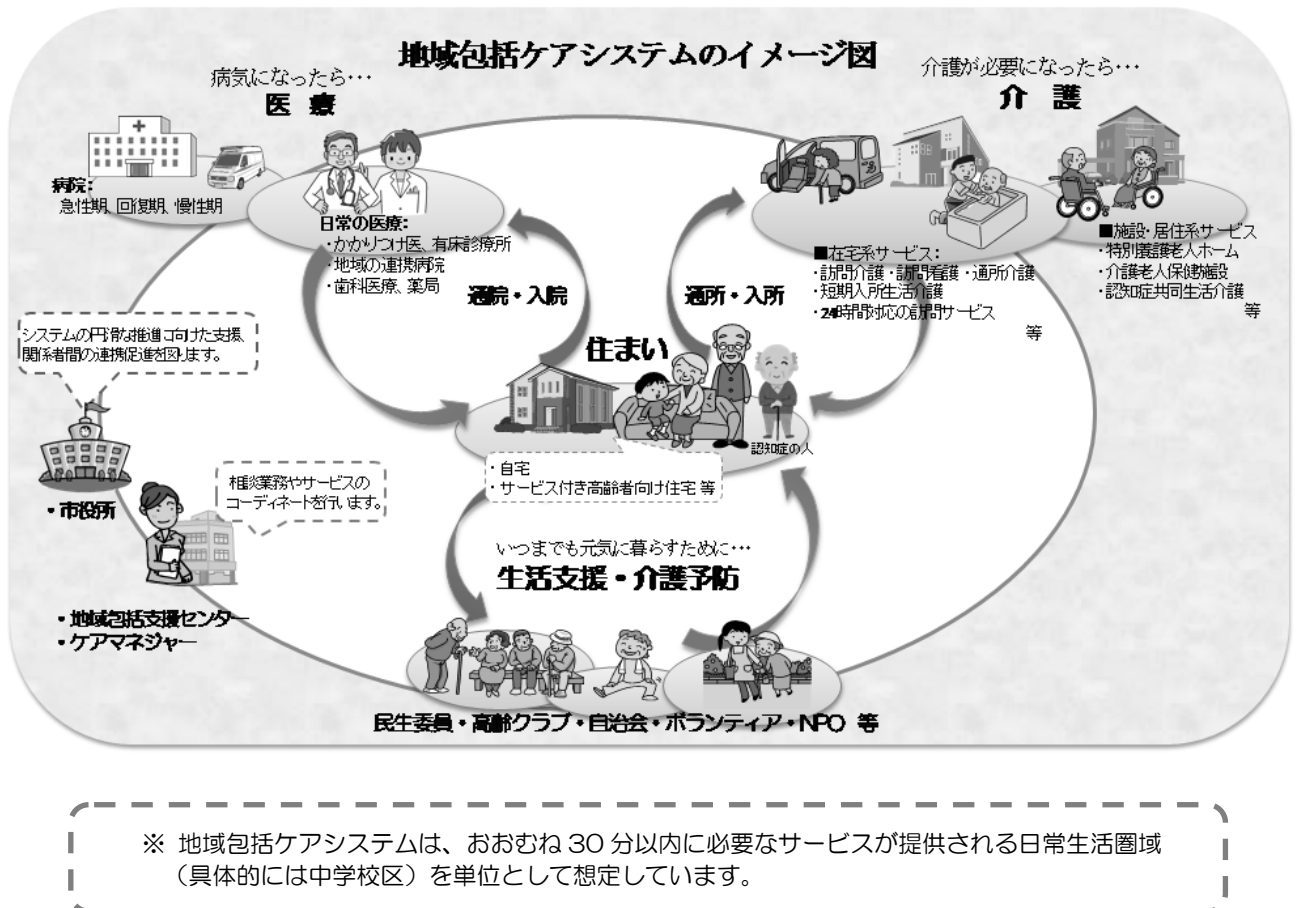
日本の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、令和2（2020）年4月1日現在、28.6%となっており、急速に高齢化が進展しています。今後も高齢者数は増加を続け、令和7年（2025）年には団塊の世代が75歳以上となり、その後の令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、更なる高齢化率の上昇が見込まれています。

小平市においても、高齢者人口は増加を続けており、令和2（2020）年4月1日現在、人口約19万5千人に対して、高齢者人口が4万5千人、高齢化率は23.2%となっています。小平市の推計では、しばらく高齢者人口の増加は続き、令和7（2025）年は約4万7千人、令和22（2040）年には約5万6千人になると推計されています。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

市では、高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、平成27（2015）年度の高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画から、「小平市地域包括ケア推進計画」と総称し、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

令和7（2025）年が近づく中で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などに伴う高齢者の多様な課題に対応するために、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを推進し、さらにはその先の令和22（2040）年を見据えた取組を進めていくことが必要となります。地域包括ケアシステム構築に向けたこれまでの方向性を継承しつつ、前期計画における施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、令和3（2021）年度からの「小平市地域包括ケア推進計画」を策定します。



(3) 地域共生社会の実現に向けて

人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指すこととされています。地域共生社会とは、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会です。

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域で暮らす人々がお互いに支え合いながら、暮らしていくことができ、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

今後は地域共生社会の実現に向け、地域のネットワークや関係機関が連携・協力しながら、多様な課題やニーズに対応するための支援体制の整備が求められています。

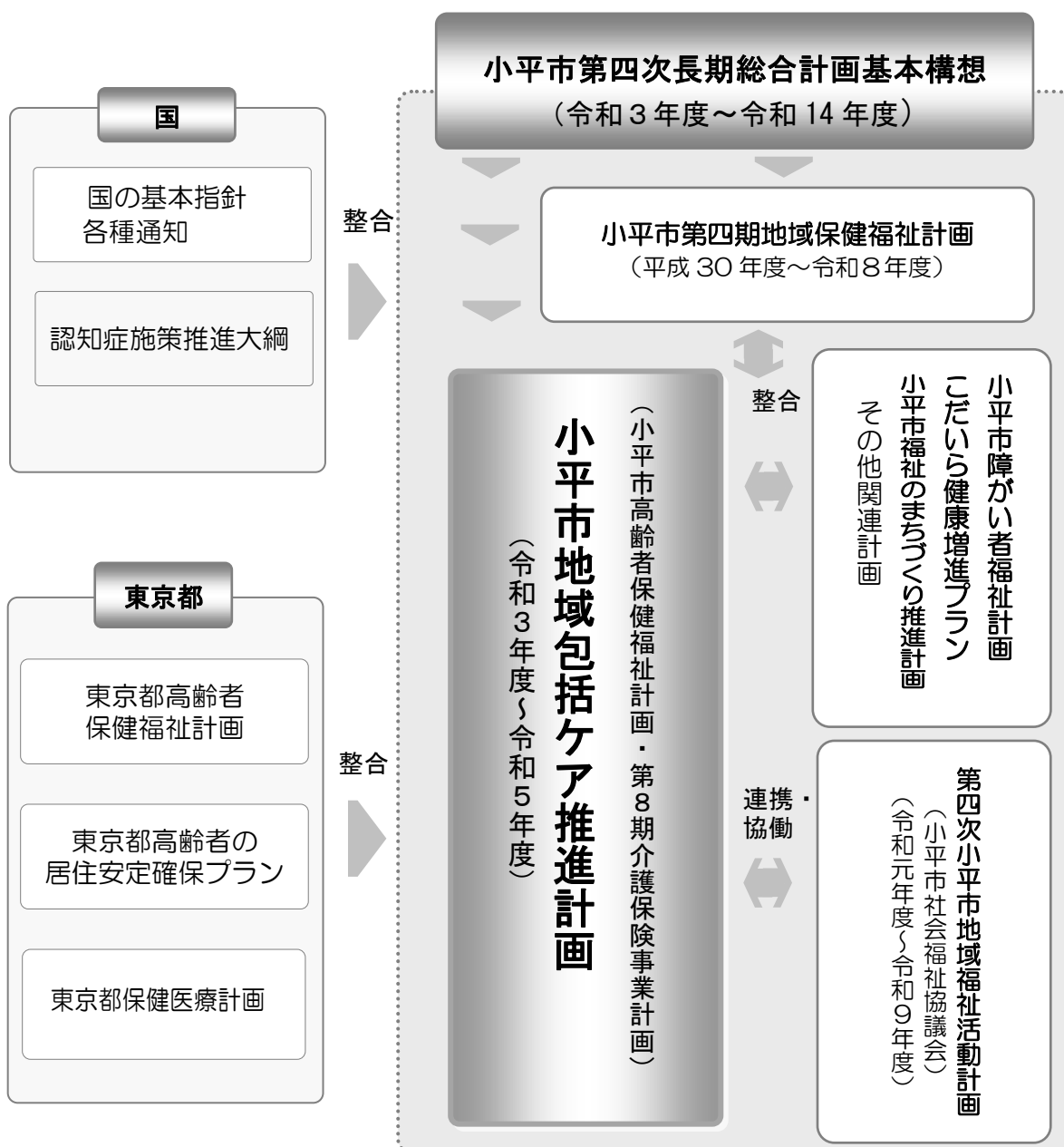
2 計画策定の目的

本計画は、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

3 計画の位置づけ

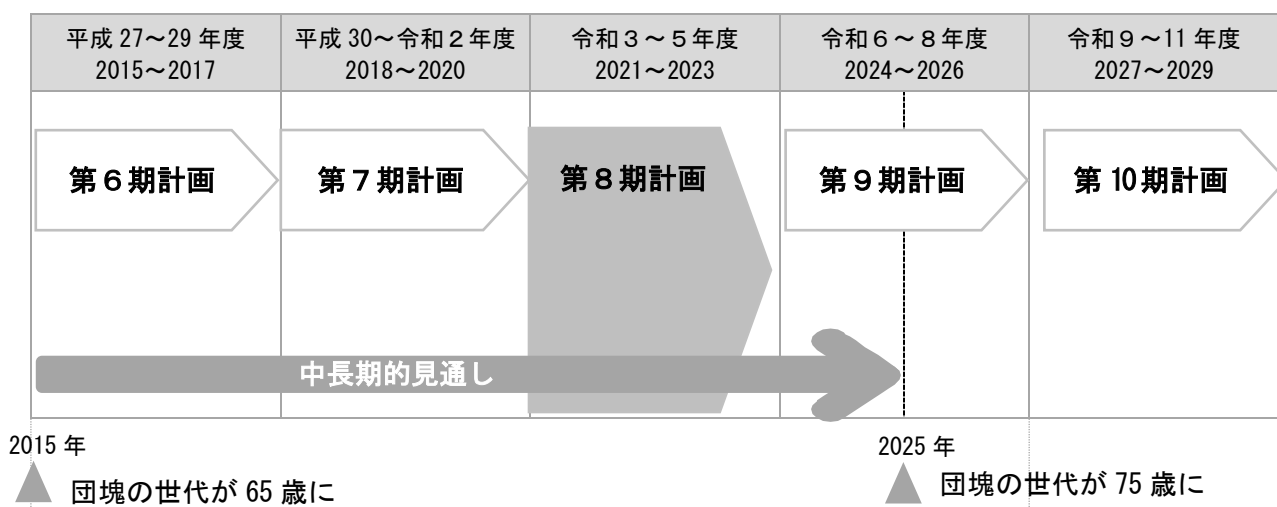
本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体として策定するものであり、総称を「小平市地域包括ケア推進計画」としています。

市のあるべき姿、進むべき目標を定めた「小平市第四次長期総合計画基本構想」の部門別計画である「小平市地域保健福祉計画」の分野別計画として、これらの計画や「小平市障がい者福祉計画」、「こだいら健康増進プラン」等の関連計画及び介護保険法に基づく国の指針や東京都高齢者保健福祉計画等との整合性を図ります。



4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、前計画から引き続き、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年を見据えた中長期的な視野に立った計画としています。



第2章

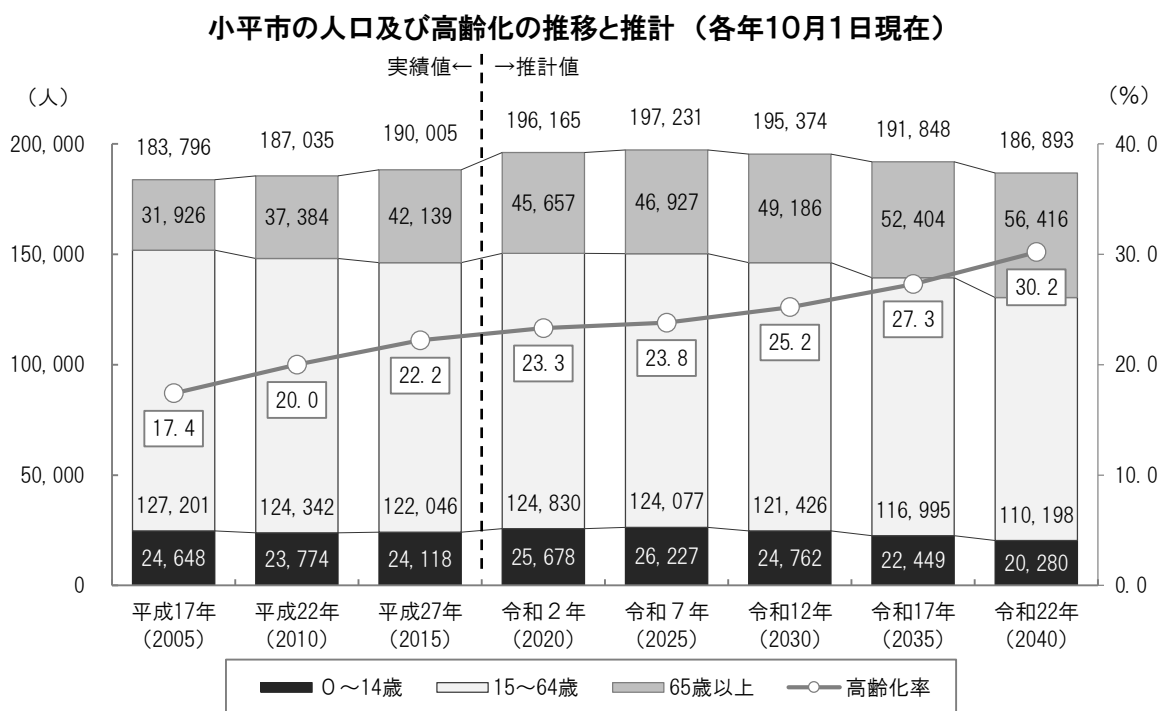
市の現状と課題

第2章 市の現状と課題

1 推計人口

(1) 市の人口及び高齢化の推移と推計

小平市の総人口は、平成27(2015)年の国勢調査では、190,005人となっていますが、令和7(2025)年をピークに減少傾向になると推計されます。一方、高齢者人口は平成27(2015)年国勢調査時点で42,139人、高齢化率は22.2%で、今後もしばらく増加を続け、令和22(2040)年には56,416人、30.2%まで上昇すると推計されます。



	実績			推計					
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	
総人口(人)	183,796	187,035	190,005	196,165	197,231	195,374	191,848	186,893	
年齢3区分(人)	0~14歳	24,648	23,774	24,118	25,678	26,227	24,762	22,449	20,280
	15~64歳	127,201	124,342	122,046	124,830	124,077	121,426	116,995	110,198
	65歳以上	31,926	37,384	42,139	45,657	46,927	49,186	52,404	56,416
	高齢化率 (%)	17.4	20.0	22.2	23.3	23.8	25.2	27.3	30.2

資料：「小平市人口推計報告書補足版（令和元年8月）」

※平成27年国勢調査結果等を基にしたコーホート要因法による推計。

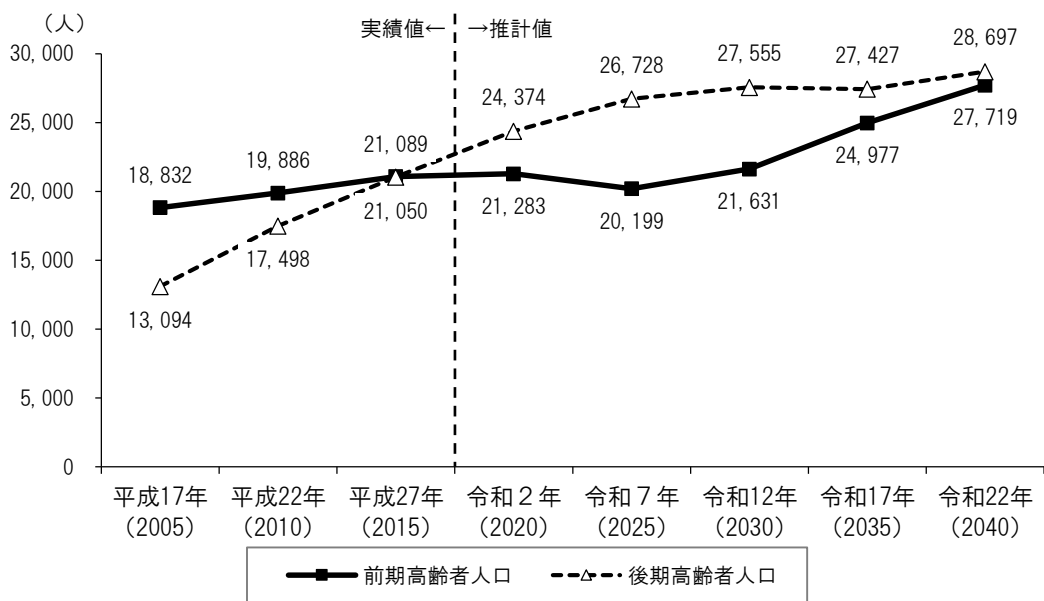
※実績（平成27年度まで）の総人口には「年齢不詳」を含むため、年齢3区分の合計値と一致しない。

※推計（令和2年度から）の数値は、小数点以下を端数処理しているため、総人口が年齢3区分の合計値と一致しない場合がある。

(2) 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と推計

前期高齢者（65歳～74歳）及び後期高齢者（75歳以上）人口の推移をみると、平成27（2015）年以降は、後期高齢者人口が前期高齢者を上回り、令和7（2025）年までは後期高齢者の伸び率は大きくなると推計されます。前期高齢者は令和7（2025）年に減少するものの、令和12（2030）年以降は再び増加していくと推計されます。

前期高齢者・後期高齢者人口の推移と推計（各年10月1日現在）



単位：人

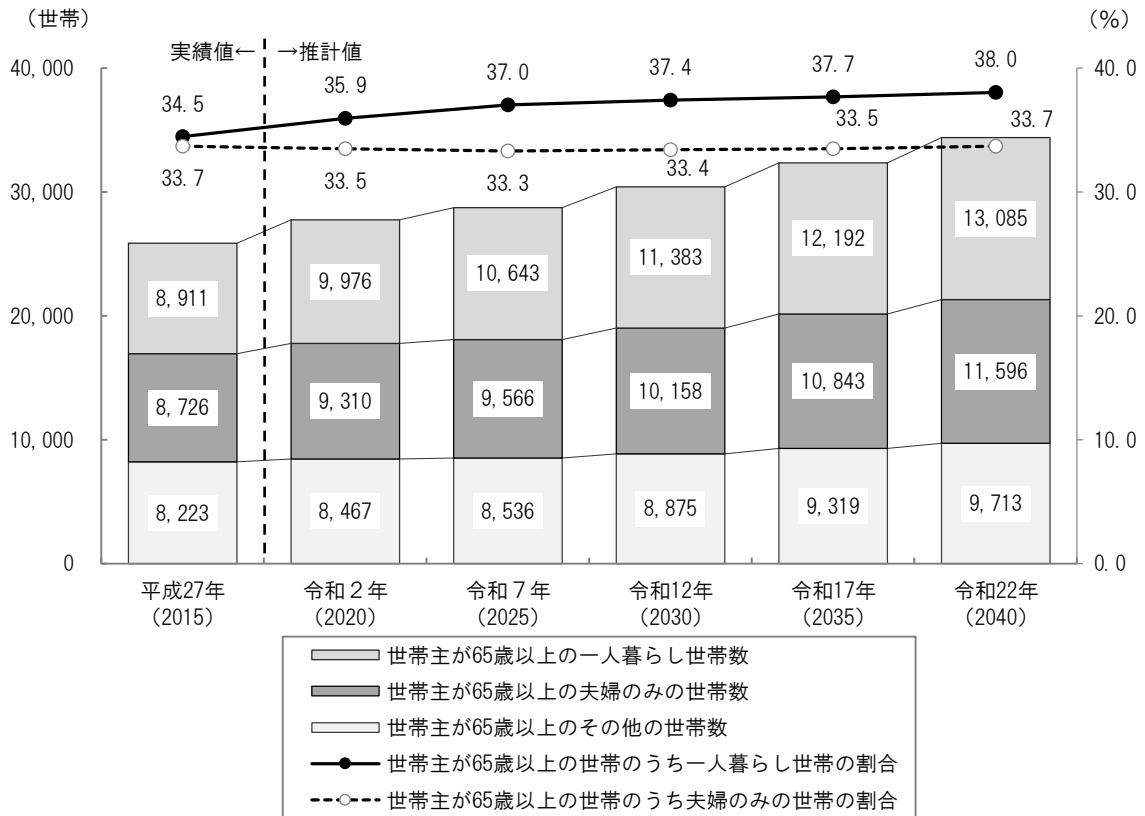
	実績			推計				
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
高齢者人口	31,926	37,384	42,139	45,657	46,927	49,186	52,404	56,416
前期高齢者人口	18,832	19,886	21,089	21,283	20,199	21,631	24,977	27,719
後期高齢者人口	13,094	17,498	21,050	24,374	26,728	27,555	27,427	28,697

資料：「小平市人口推計報告書補足版（令和元年8月）」

(3) 高齢者世帯の推移と推計

世帯主が65歳以上の世帯は増加傾向にあり、今後も増加し続けていくことが予想されます。なかでも一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加が大きく、令和7(2025)年には65歳以上の方がいる世帯のうち7割を超えると推計されます。

高齢者世帯の推移と推計（各年10月1日現在）



	実績	推計				
	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
世帯主が65歳以上の一般世帯※	25,860	27,753	28,745	30,416	32,354	34,394
世帯主が65歳以上の一人暮らし世帯	8,911	9,976	10,643	11,383	12,192	13,085
割合	34.5%	35.9%	37.0%	37.4%	37.7%	38.0%
世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯	8,726	9,310	9,566	10,158	10,843	11,596
割合	33.7%	33.5%	33.3%	33.4%	33.5%	33.7%
世帯主が65歳以上のその他の世帯	8,223	8,467	8,536	8,875	9,319	9,713

資料：東京都世帯数の予測（平成31年3月）

※平成27年国勢調査結果等を基にした推計。

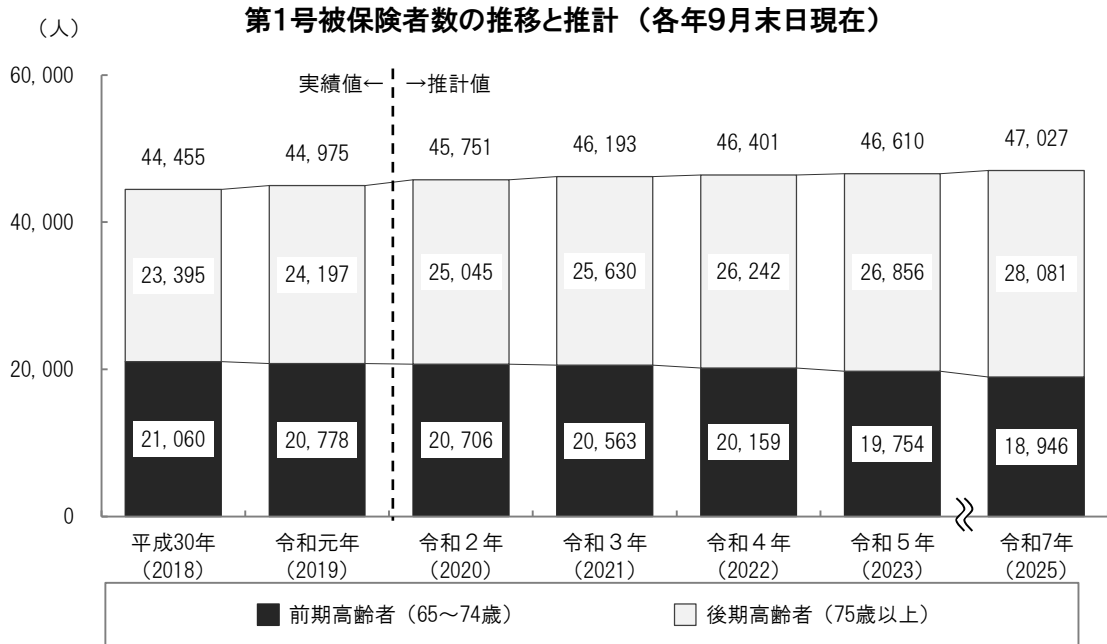
※「一般世帯」とは、「施設等の世帯」（病院・療養所、老人ホームなどの社会施設等）以外の世帯。

令和2年度以降の推計は現時点の暫定値です。

(4) 介護保険被保険者数の推移と推計

①第1号被保険者数（65歳以上）

第1号被保険者数は、今後も増加していくことが見込まれ、令和7(2025)年には47,027人になると推計されます。



単位：人

	実績		推計				
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
第1号被保険者数	44,455	44,975	45,751	46,193	46,401	46,610	47,027
65~74歳	21,060	20,778	20,706	20,563	20,159	19,754	18,946
75歳以上	23,395	24,197	25,045	25,630	26,242	26,856	28,081

資料：小平市高齢者支援課推計

②第2号被保険者数（40歳～64歳）

第2号被保険者数は、今後も増加していくことが見込まれ、令和7(2025)年には71,076人になると推計されます。

第2号被保険者数の推移と推計（各年9月末日現在）

単位：人

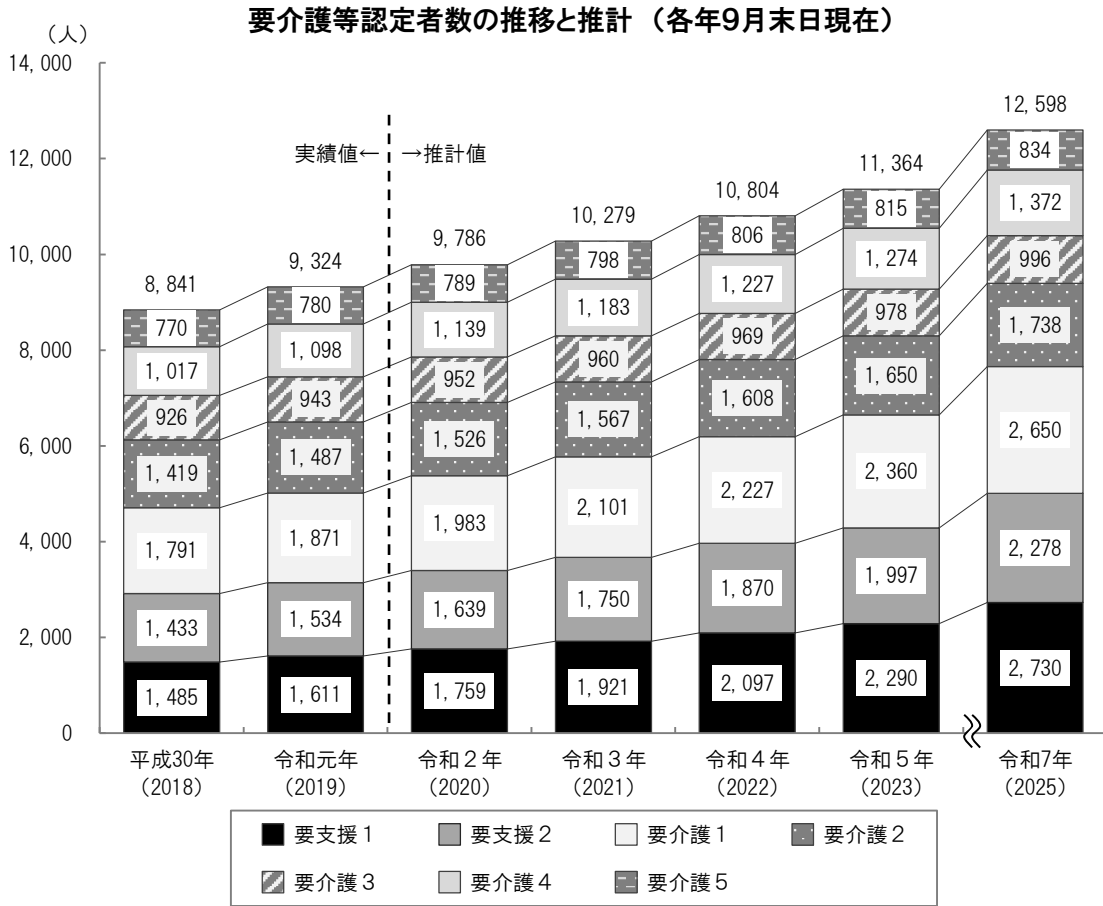
	実績		推計				
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
第2号被保険者数	66,371	67,381	67,873	68,514	69,154	69,795	71,076

資料：小平市高齢者支援課推計

令和2年度以降の推計は
現時点の暫定値です。

(5) 要介護等認定者数の推移と推計

要介護等認定者数は、今後も増加していくことが見込まれ、令和7(2025)年には12,598人になると推計されます。



単位：人

	実績		推計				
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)
要支援1	1,485	1,611	1,759	1,921	2,097	2,290	2,730
要支援2	1,433	1,534	1,639	1,750	1,870	1,997	2,278
要介護1	1,791	1,871	1,983	2,101	2,227	2,360	2,650
要介護2	1,419	1,487	1,526	1,567	1,608	1,650	1,738
要介護3	926	943	952	960	969	978	996
要介護4	1,017	1,098	1,139	1,183	1,227	1,274	1,372
要介護5	770	780	789	798	806	815	834
計	8,841	9,324	9,786	10,279	10,804	11,364	12,598

資料：小平市高齢者支援課推計

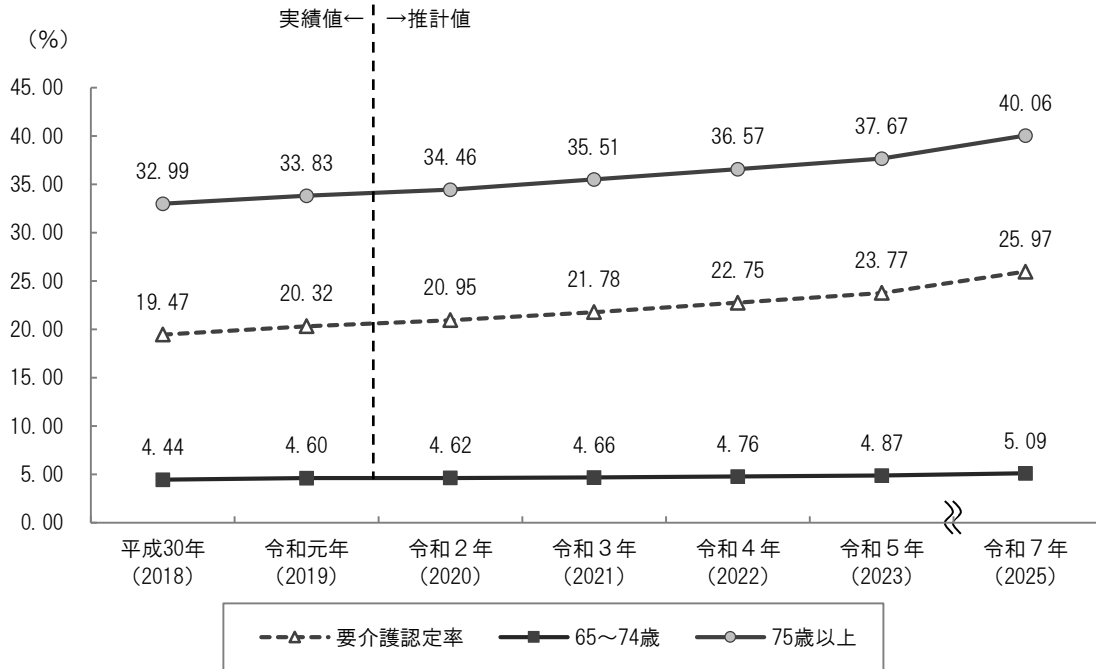
※第2号被保険者を含む。

令和2年度以降の推計は現時点の暫定値です。

(6) 第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合(認定率)の推移と推計

第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合(認定率)は、今後も上昇していくことが見込まれ、令和7(2025)年には25.97%になると推計されます。また、75歳以上では、令和7(2025)年には40.06%になると推計されます。

第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合(認定率)の推移と推計 (各年9月末日現在)



	実績		推計				
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
第1号被保険者数 (人)	44,455	44,975	45,751	46,193	46,401	46,610	47,027
65~74歳	21,060	20,778	20,706	20,563	20,159	19,754	18,946
75歳以上	23,395	24,197	25,045	25,630	26,242	26,856	28,081
要介護等認定者数 (人)	8,654	9,140	9,587	10,059	10,556	11,079	12,214
65~74歳	935	955	957	958	960	962	965
75歳以上	7,719	8,185	8,630	9,100	9,596	10,118	11,249
認定率(%)	19.47	20.32	20.95	21.78	22.75	23.77	25.97
65~74歳	4.44	4.60	4.62	4.66	4.76	4.87	5.09
75歳以上	32.99	33.83	34.46	35.11	36.57	37.67	40.06

資料：小平市高齢者支援課推計

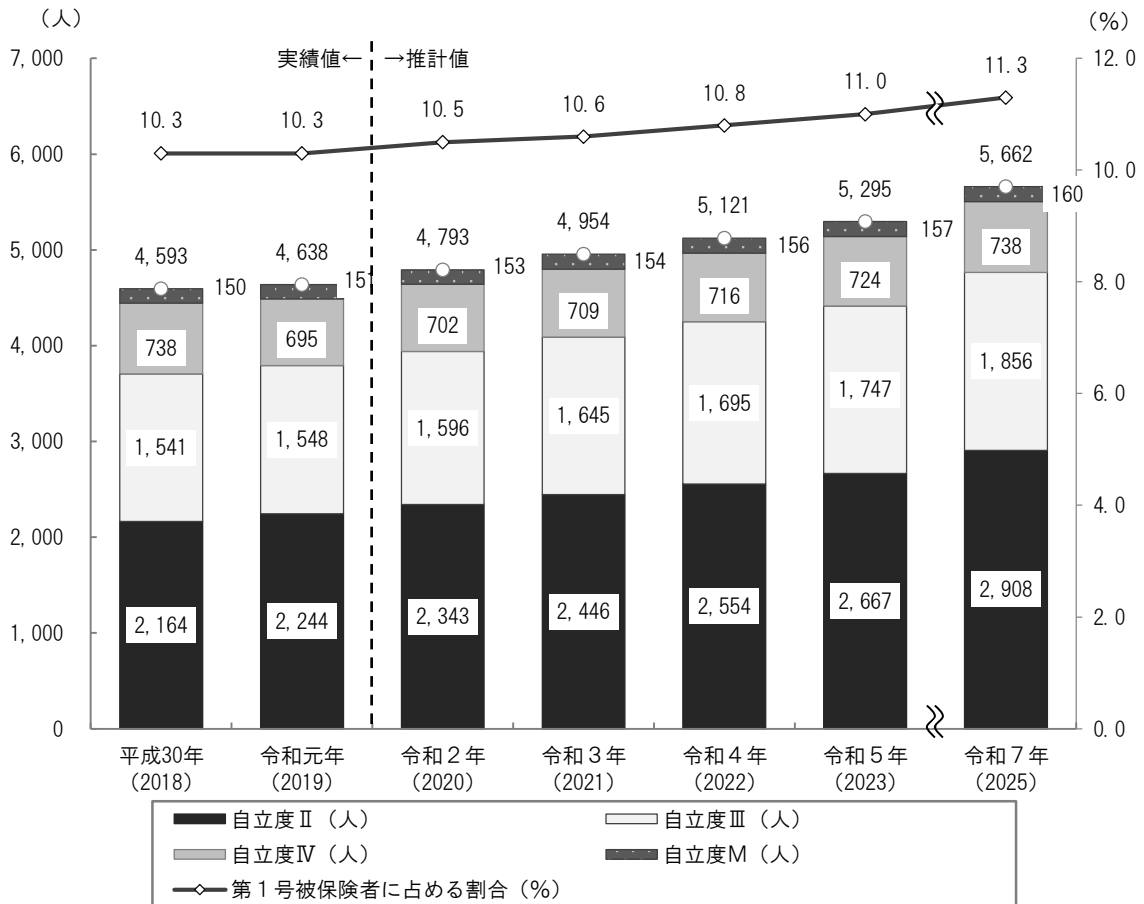
令和2年度以降の推計は現時点の暫定値です。

(7) 認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者数は今後増加するものと見込まれており、令和7（2025）年には5,662人になると推計されます。第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合も今後上昇するものと見込まれており、令和7（2025）年には11.3%になると推計されます。

また、令和元年9月末現在、認知症高齢者の64.2%は在宅で生活をしています。

認知症高齢者数と第1号被保険者に占める認知症高齢者の割合の推移と推計（各年9月末現在）



	実績		推計				
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)
自立度II (人)	2,164	2,244	2,343	2,446	2,554	2,667	2,908
自立度III (人)	1,541	1,548	1,596	1,645	1,695	1,747	1,856
自立度IV (人)	738	695	702	709	716	724	738
自立度M (人)	150	151	153	154	156	157	160
合計 (人)	4,593	4,638	4,793	4,954	5,121	5,295	5,662
第1号被保険者に占める割合 (%)	10.3	10.3	10.5	10.6	10.8	11.0	11.3

資料：小平市高齢者支援課推計

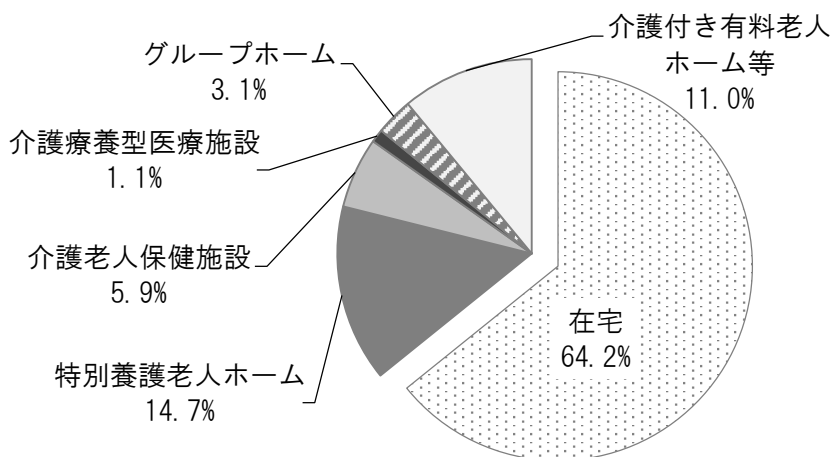
※認知症高齢者:要介護認定調査における日常生活自立度II以上の高齢者

《参考》認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内で上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他傷等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について
(平成18年4月3日老発0403003号)

認知症高齢者の在宅割合（令和元年9月末日現在）



※在宅には入院中の人数を含む

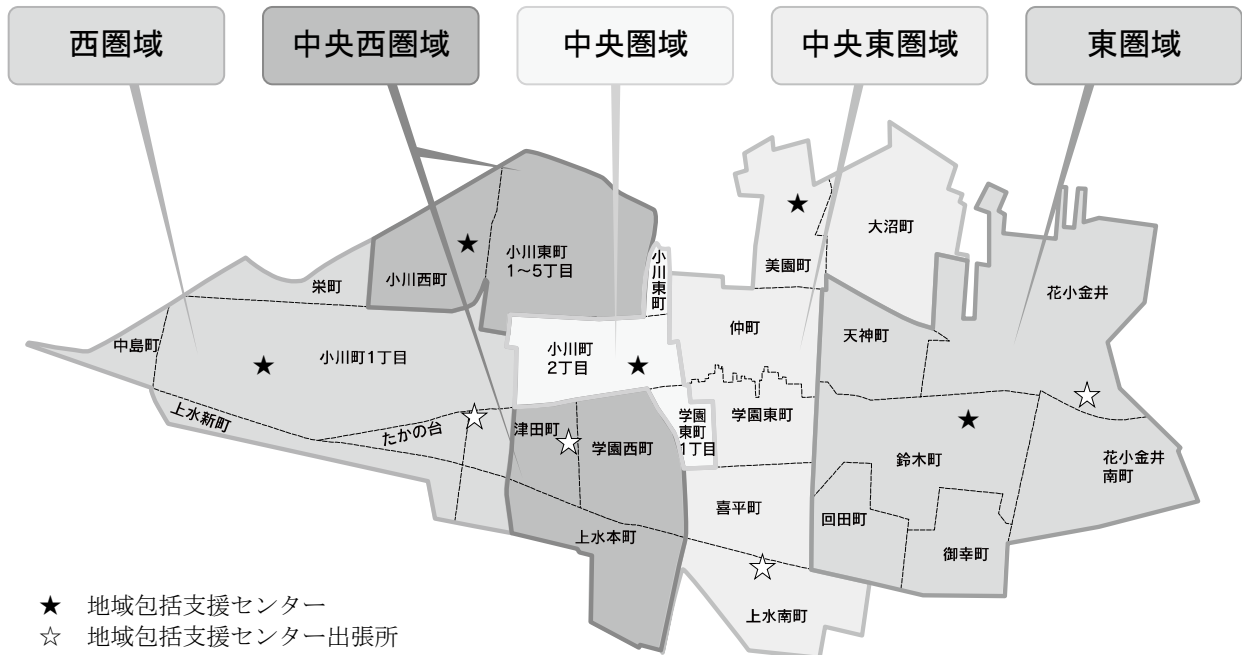
資料：小平市高齢者支援課作成

2 日常生活圏域別の現状

(1) 日常生活圏域の区分

第3期介護保険事業計画から、地域の実情を踏まえたきめ細かい高齢者福祉・介護の環境づくりをめざすものとして、日常生活圏域の考え方が取り入れられました。

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置しています。



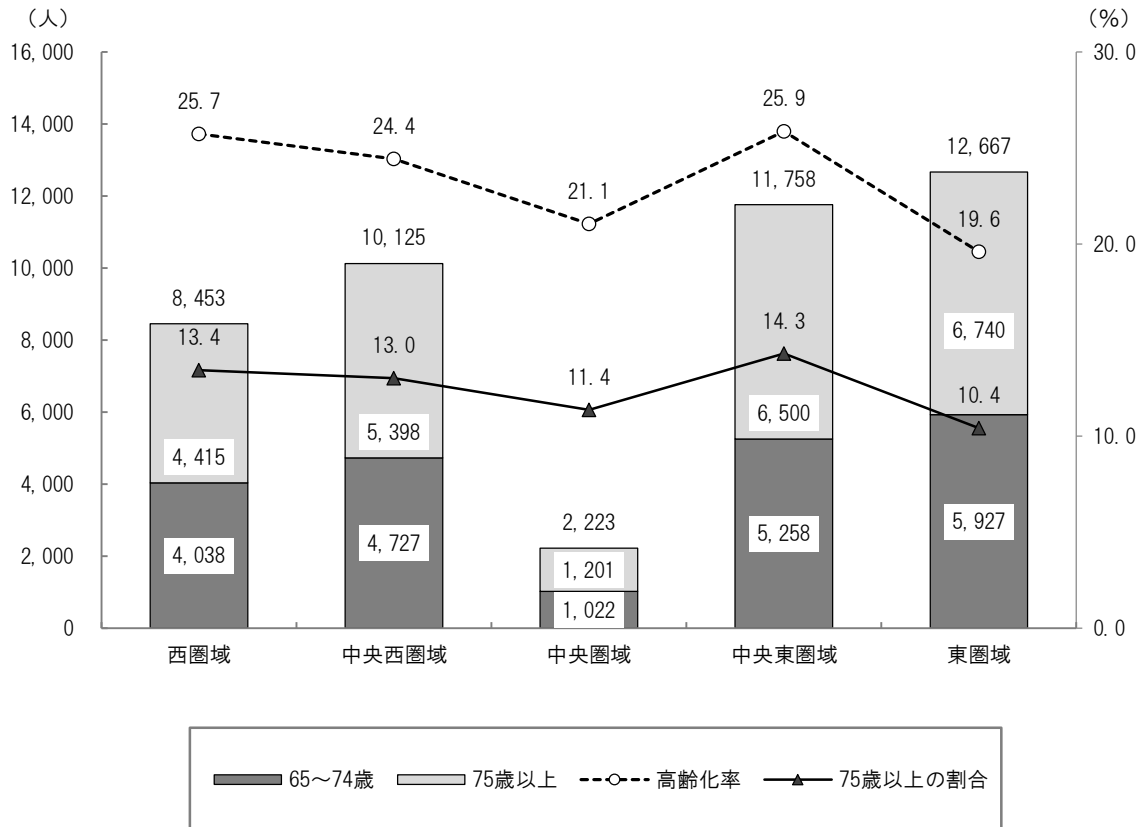
	西圏域	中央西圏域	中央圏域※	中央東圏域	東圏域
町名	栄町 1～3丁目 中島町 小川町 1丁目 たかの台 津田町 1丁目 上水新町 1～3丁目 上水本町 1丁目	小川西町 1～5丁目 小川東町 1～5丁目 津田町 2～3丁目 学園西町 1～3丁目 上水本町 2～6丁目	小川東町 小川町 2丁目 学園東町 1丁目	美園町 1～3丁目 大沼町 1～7丁目 仲町 学園東町 2～3丁目 学園東町 喜平町 1～3丁目 上水南町 1～4丁目	花小金井 1～8丁目 天神町 1～4丁目 鈴木町 1～2丁目 花小金井南町 1～3丁目 回田町 御幸町
地域包括支援センター	けやきの郷 けやきの郷 たかの台 出張所	小川ホーム 小川ホーム 四小通り 出張所	中央センター (基幹型)	多摩済生 ケアセンター 多摩済生 ケアセンター 喜平橋出張所	小平健成苑 小平健成苑 花小金井 出張所

※中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成も行うため、担当する日常生活圏域は小区域としている。

(2) 高齢者の状況

日常生活圏域別の高齢者人口を見ると、東圏域が12,667人と最も多く、次いで中央東圏域が11,758人、中央西圏域が10,125人となっています。高齢化率を見ると、中央東圏域が25.9%と最も高く、次いで西圏域が25.7%、中央西圏域が24.4%となっています。

日常生活圏域別の高齢者の状況（令和2年4月1日現在）



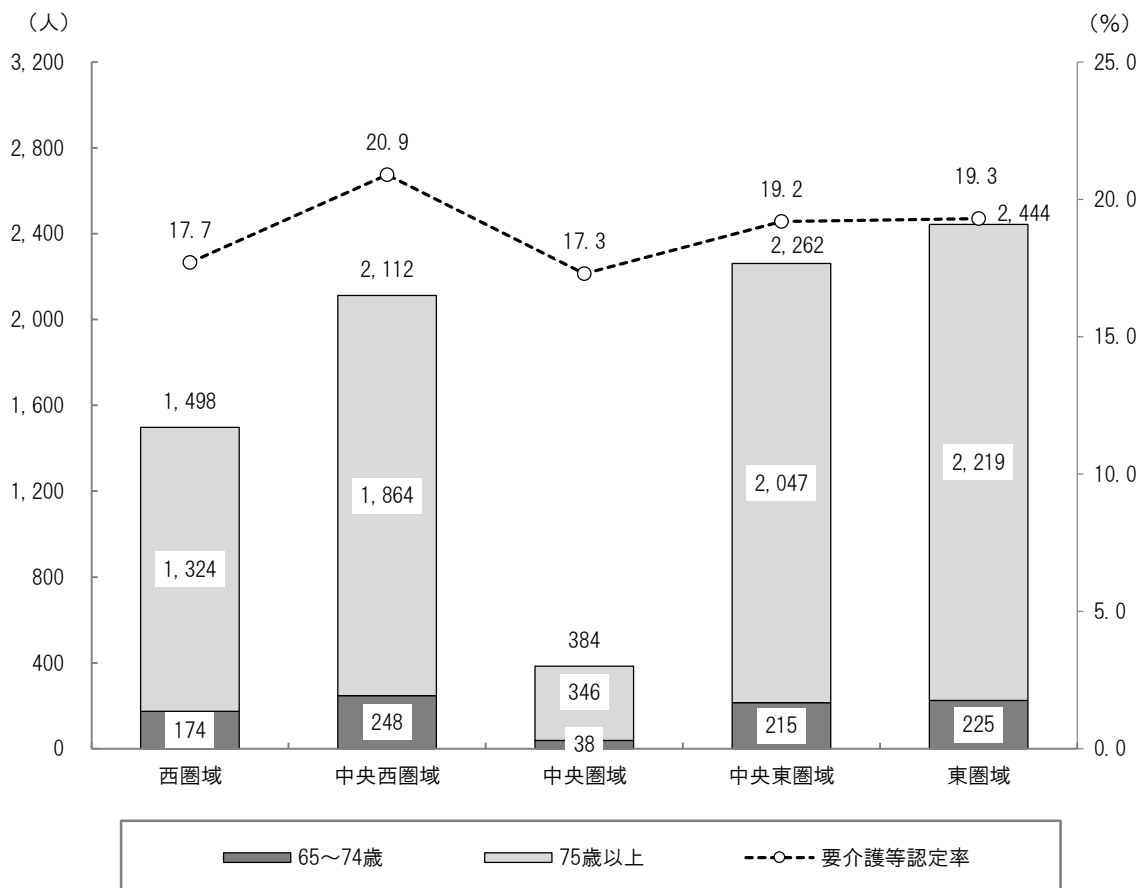
	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域	合計
総人口(人)	32,848	41,445	10,559	45,443	64,646	194,941
高齢者人口(人)	8,453	10,125	2,223	11,758	12,667	45,226
65～74歳	4,038	4,727	1,022	5,258	5,927	20,972
75歳以上	4,415	5,398	1,201	6,500	6,740	24,254
高齢化率(%)	25.7	24.4	21.1	25.9	19.6	23.2
65～74歳	12.3	11.4	9.7	11.6	9.2	10.8
75歳以上	13.4	13.0	11.4	14.3	10.4	12.4

資料：住民基本台帳

(3) 要介護等認定者の状況

日常生活圏域別の要介護等認定者数を見ると、東圏域が2,444人と最も多く、次いで中央東圏域が2,262人、中央西圏域が2,112人となっています。認定率を見ると、中央西圏域が20.9%と最も高く、次いで東圏域が19.3%、中央東圏域が19.2%となっています。

日常生活圏域別の要介護等認定者の状況（令和2年4月1日現在）

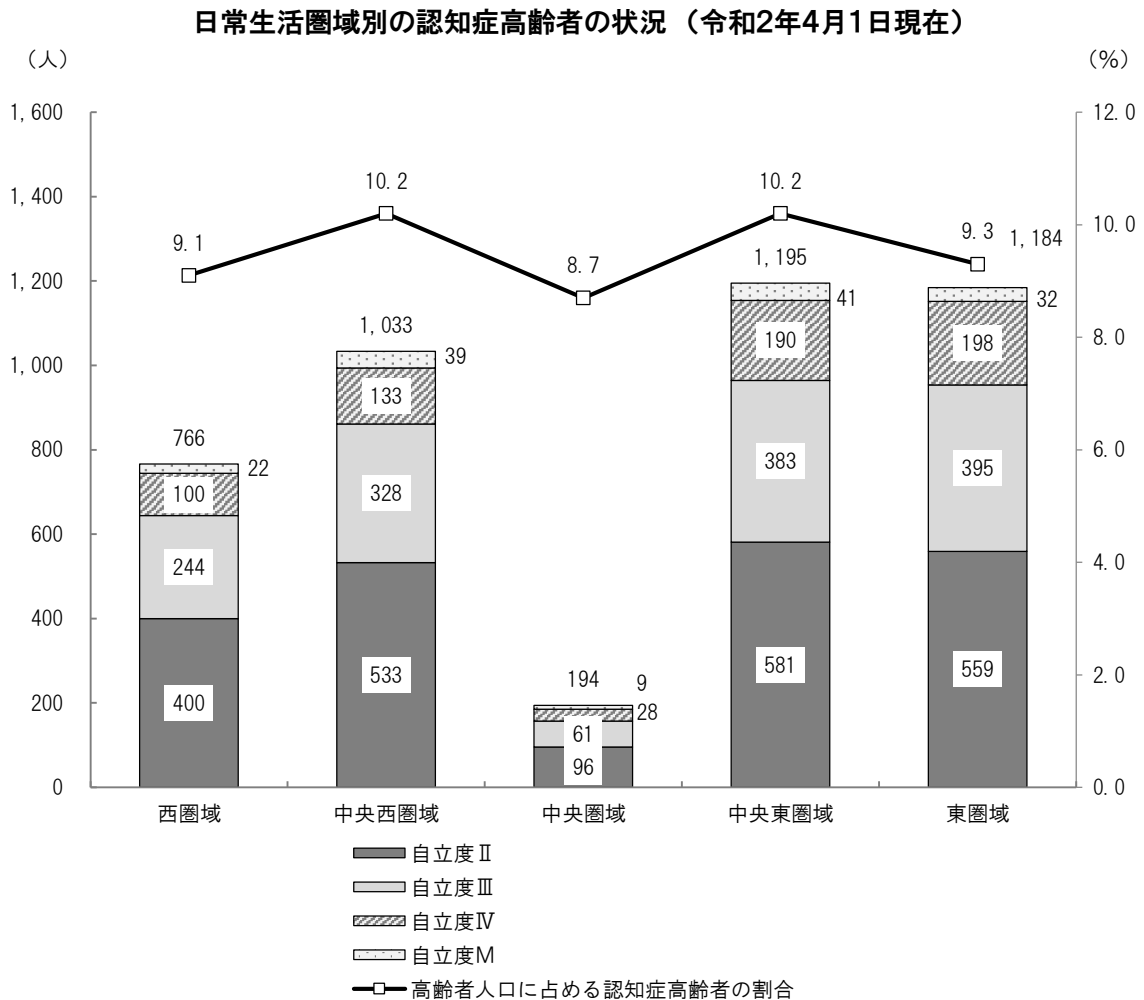


	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域	合計
高齢者人口(人)	8,453	10,125	2,223	11,758	12,667	45,226
65～74歳	4,038	4,727	1,022	5,258	5,927	20,972
75歳以上	4,415	5,398	1,201	6,500	6,740	24,254
要介護等認定者数(人)	1,498	2,112	384	2,262	2,444	8,700
65～74歳	174	248	38	215	225	900
75歳以上	1,324	1,864	346	2,047	2,219	7,800
認定率(%)	17.7	20.9	17.3	19.2	19.3	19.2
65～74歳	4.3	5.2	3.7	4.1	3.8	4.3
75歳以上	30.0	34.5	28.8	31.5	32.9	32.2

資料：小平市高齢者支援課作成

(4) 認知症高齢者の状況

日常生活圏域別の認知症高齢者数を見ると、中央東圏域が1,195人と最も多く、次いで東圏域が1,184人、中央西圏域が1,033人となっています。高齢者人口に占める認知症高齢者の割合を見ると、中央西圏域と中央東圏域が10.2%と最も高く、次いで東圏域が9.3%となっています。



	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域	合計
自立度Ⅱ(人)	400	533	96	581	559	2,169
自立度Ⅲ(人)	244	328	61	383	395	1,411
自立度Ⅳ(人)	100	133	28	190	198	649
自立度M(人)	22	39	9	41	32	143
合計(人)	766	1,033	194	1,195	1,184	4,372
高齢者人口(人)	8,453	10,125	2,223	11,758	12,667	45,226
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合(%)	9.1	10.2	8.7	10.2	9.3	9.7

資料：小平市高齢者支援課作成

(5) 介護保険施設等の状況

日常生活圏域別の介護保険施設等の状況は、以下のようになっています。

日常生活圏域別の介護保険施設等の状況 (令和2年11月1日現在)

		西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域	合計
特別養護老人ホーム	施設数(※)	3	1	0	2	4	10
	定員数	(274)	(73)	(0)	(204)	(294)	(845)
介護老人保健施設	施設数	1	0	0	0	1	2
	定員数	(100)	(0)	(0)	(0)	(150)	(250)
介護療養型医療施設	施設数	0	0	0	1	0	1
	定員数	(0)	(0)	(0)	(45)	(0)	(45)
介護付有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)	施設数	2	2	1	6	2	13
	定員数	(157)	(121)	(47)	(470)	(115)	(910)
認知症高齢者グループホーム	施設数	3	1	1	3	2	10
	定員数	(45)	(18)	(18)	(54)	(36)	(171)
住宅型有料老人ホーム	施設数	0	0	0	2	1	3
	定員数	(0)	(0)	(0)	(87)	(64)	(151)
サービス付き高齢者向け住宅	施設数	2	1	1	2	2	8
	定員数	(98)	(44)	(32)	(64)	(31)	(269)
高齢者住宅 (シルバーピア)	棟数	1	5	1	4	2	13
	戸数	(20)	(128)	(18)	(90)	(51)	(307)

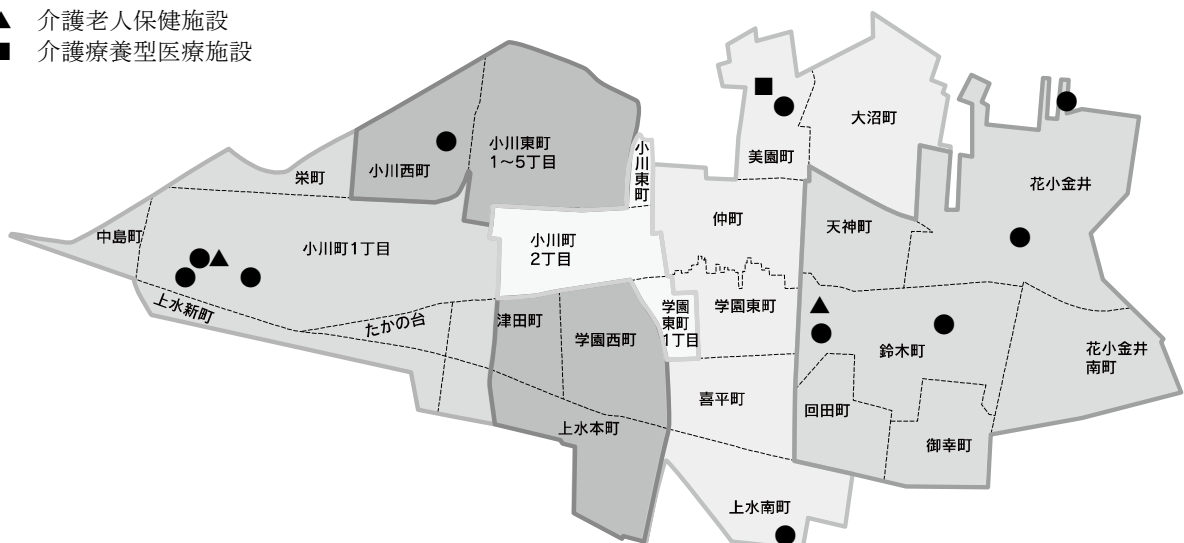
資料：小平市高齢者支援課作成

※同一建物で2つの指定を受けている特別養護老人ホームは、1か所と換算している。

小平市の介護保険施設等の分布図

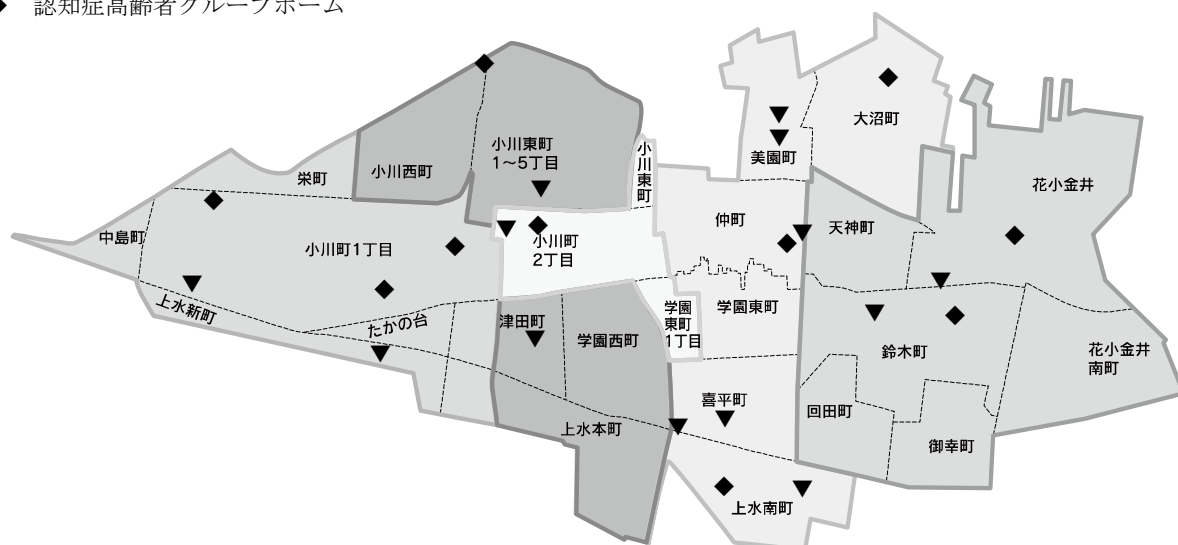
①特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設

- 特別養護老人ホーム
- ▲ 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設



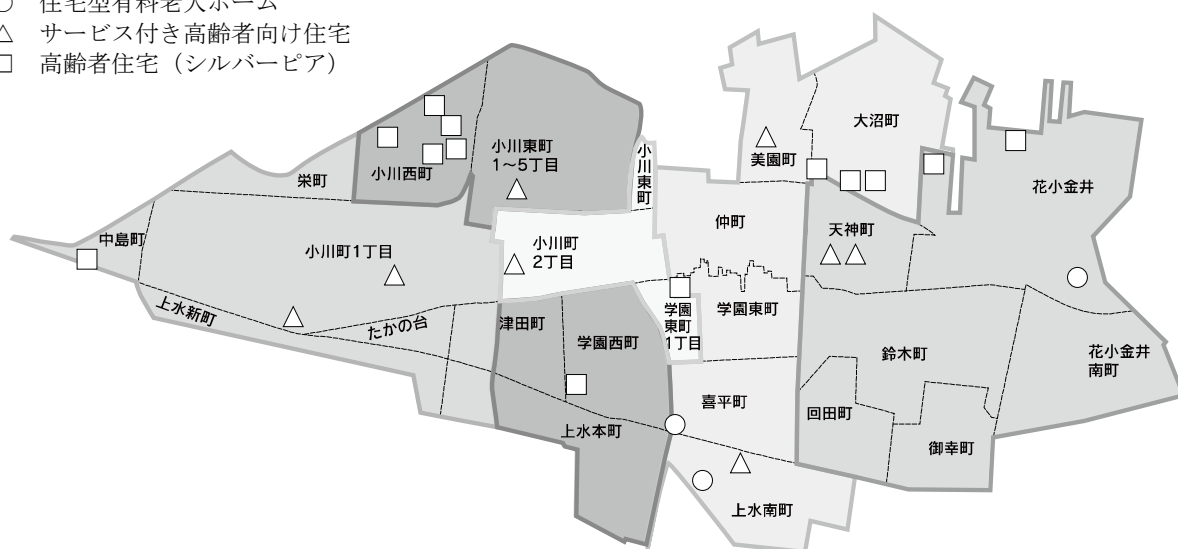
②介護付有料老人ホーム・認知症高齢者グループホーム

- ▼ 介護付有料老人ホーム
- ◆ 認知症高齢者グループホーム



③住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・高齢者住宅（シルバーピア）

- 住宅型有料老人ホーム
- △ サービス付き高齢者向け住宅
- 高齢者住宅（シルバーピア）



(6) 生活機能評価の回答結果から見た各圏域別の状況

①生活機能評価の概要

市では、65歳以上の高齢者に対して、厚生労働省が示している「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づく生活機能に関する調査を行っています。

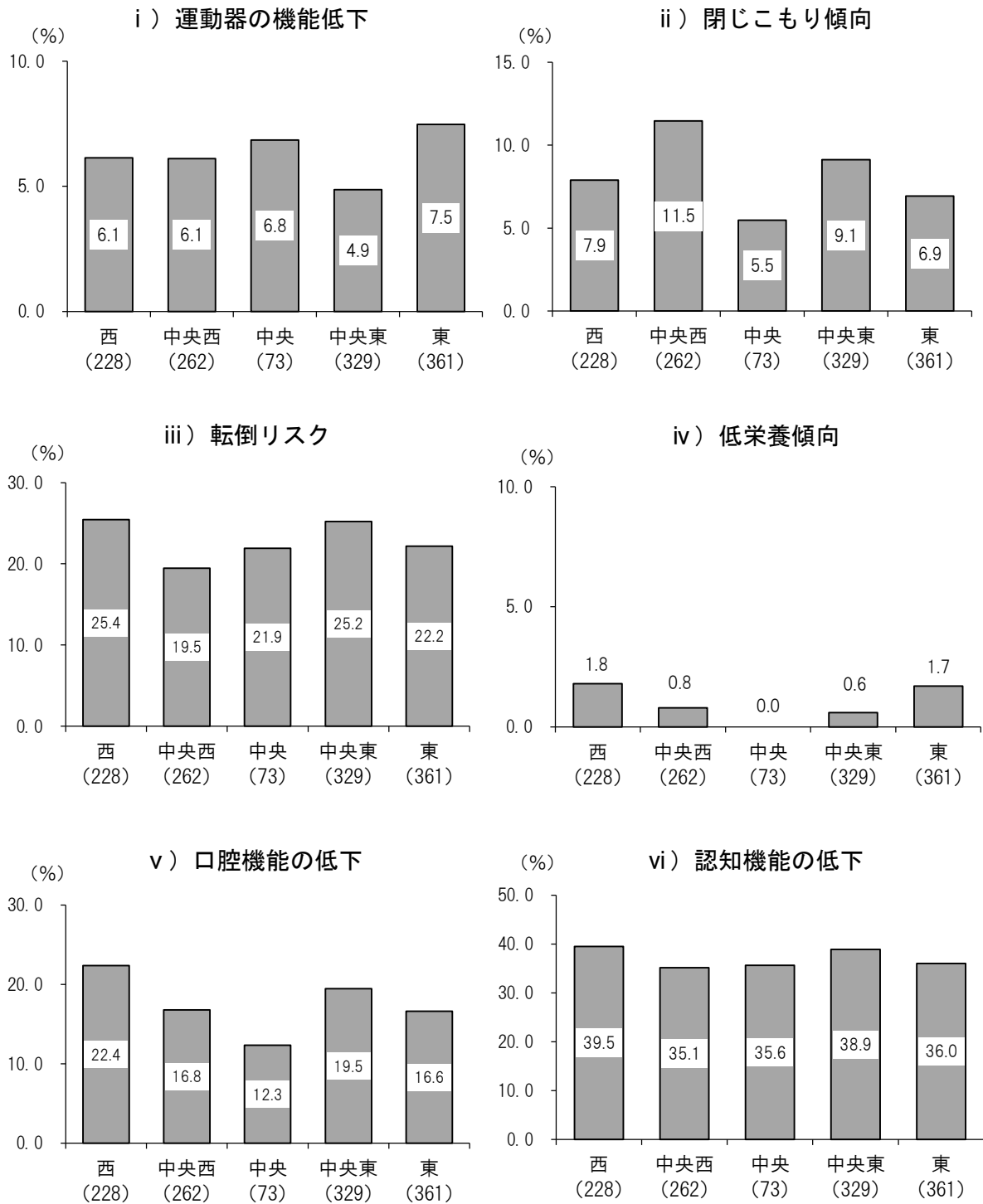
判定の基礎となる設問は下表となり、以下の設問に該当する場合にリスク該当者として判定されます。

- ①運動器の機能低下：5項目のうち3項目以上に該当する人
- ②閉じこもり傾向：該当する人
- ③転倒リスク：該当する人
- ④低栄養傾向：2項目のすべてに該当する人
- ⑤口腔機能の低下：3項目のうち2項目以上に該当する人
- ⑥認知機能の低下：該当する人
- ⑦うつ傾向：2項目のうち1項目以上に該当する人

項目	設問	該当する選択肢
運動器の機能低下	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	3. できない
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	3. できない
	15分位続けて歩いていますか。	3. できない
	過去1年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある
	転倒に対する不安は大きいですか。	1. とても不安である 2. やや不安である
閉じこもり傾向	週に1回以上は外出していますか。	1. ほとんど外出しない 2. 週1回
転倒リスク	過去1年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1度ある
低栄養傾向	身長・体重をご記入ください。	BMI18.5以下
	この6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	1. はい
口腔機能の低下	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1. はい
	お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. はい
	口の渇きが気になりますか。	1. はい
認知機能の低下	物忘れが多いと感じますか。	1. はい
うつ傾向	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	1. はい
	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい

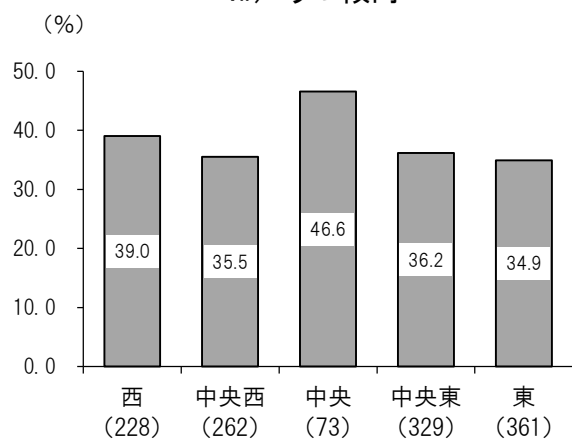
②生活機能評価の回答結果から見た各圏域別の状況

令和元（2019）年度実施の生活機能評価回答結果から各圏域別の状況を見ると、運動器の機能低下に該当する方の割合は東圏域で、閉じこもり傾向に該当する方の割合は中央西圏域で、転倒リスク・口腔機能の低下・認知機能の低下に該当する方の割合は西圏域で、うつ傾向に該当する方の割合は中央圏域で、やや高くなっています。



※各圏域の（ ）内は有効回答数

vii) うつ傾向



※各圏域の（ ）内は有効回答数

上段：人数、下段：%

	西圏域	中央西圏域	中央圏域	中央東圏域	東圏域
有効回答数合計	228	262	73	329	361
	18.2	20.9	5.8	26.3	28.8
運動器の機能低下該当者	14	16	5	16	27
	6.1	6.1	6.8	4.9	7.5
閉じこもり傾向該当者	18	30	4	30	25
	7.9	11.5	5.5	9.1	6.9
転倒リスク該当者	58	51	16	83	80
	25.4	19.5	21.9	25.2	22.2
低栄養傾向該当者	4	2	0	2	6
	1.8	0.8	0.0	0.6	1.7
口腔機能の低下該当者	51	44	9	64	60
	22.4	16.8	12.3	19.5	16.6
認知機能の低下該当者	90	92	26	128	130
	39.5	35.1	35.6	38.9	36.0
うつ傾向該当者	89	93	34	119	126
	39.0	35.5	46.6	36.2	34.9

3 アンケート調査結果に見る高齢者の現状

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

本計画の基礎資料とするため、高齢者の生活状況や支援サービスの利用意向、要支援・要介護認定を受けた方のサービス利用実態、意向等を把握し、今後の高齢者福祉施策や介護保険サービスの基盤整備、新たな施策の対応等に資することを目的に実施しました。

②調査対象

- i) 一般高齢者アンケート（要支援・要介護認定者を除く）
小平市にお住まいの65歳以上の高齢者 2,000人
- ii) 介護保険サービス利用状況アンケート
介護保険の在宅サービスを利用されている方 1,800人
- iii) 介護保険サービス利用状況アンケート
介護保険の施設・居住系サービスを利用されている方 900人
- iv) 介護保険サービス利用状況アンケート
介護保険サービスを利用されていない方 900人
- v) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要介護認定者を除く）
小平市にお住まいの65歳以上の高齢者 2,000人
- vi) 介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート
市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー） 124人

③調査期間

令和元（2019）年11月22日から12月20日まで

④回収状況

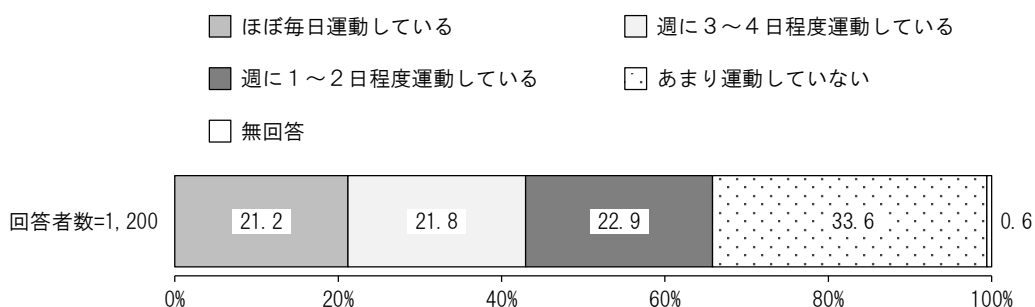
種類		配布数	有効回収数	有効回収率
i	一般高齢者	2,000	1,200	60.0%
ii	在宅サービス利用者	1,800	993	55.2%
iii	施設・居住系サービス利用者	900	428	47.6%
iv	介護保険サービス未利用者	900	519	57.7%
v	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000	1,268	63.4%
vi	介護支援専門員（ケアマネジャー）	124	98	79.0%
合計		7,724	4,506	58.4%

(2) アンケート調査結果

①介護予防事業などへの関心

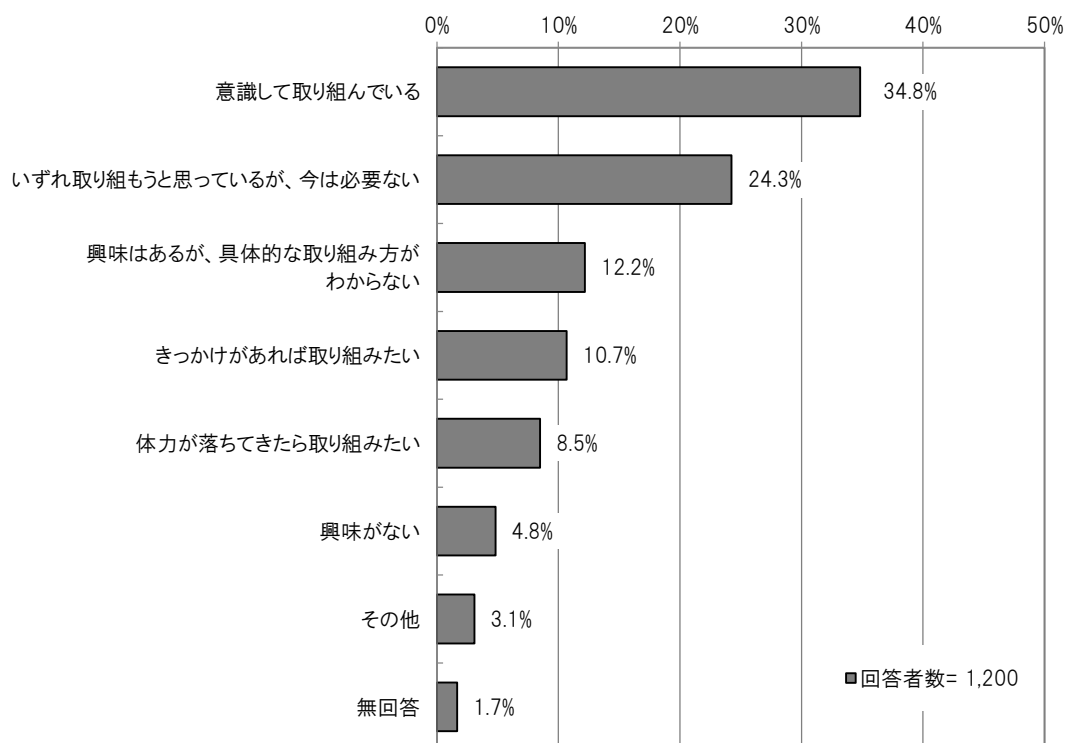
○定期的な運動（一般高齢者 問9）

「ほぼ毎日運動している」、「週に3～4日程度運動している」、「週に1～2日程度運動している」をあわせた“週1回以上運動している”が65.9%となっています。「あまり運動していない」が33.6%となっています。



○介護予防への取組（一般高齢者 問11）

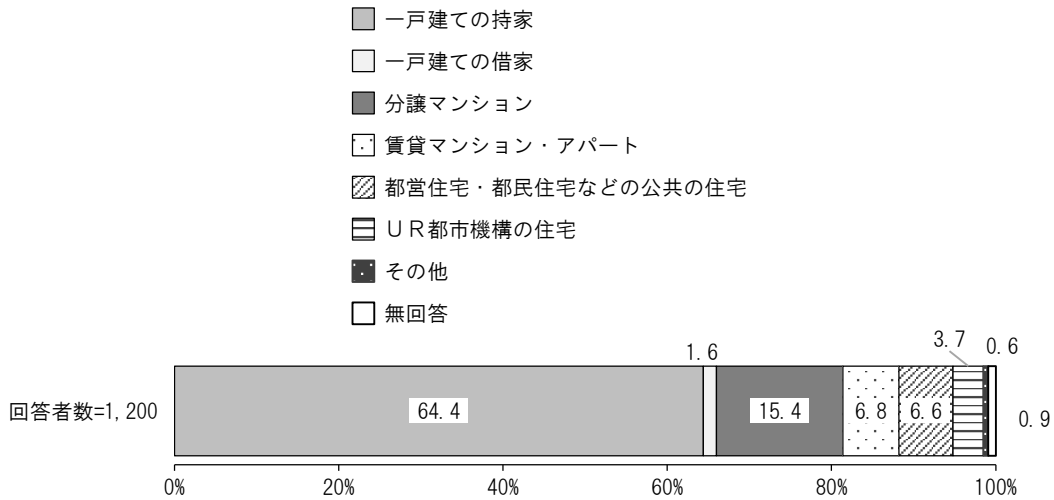
「意識して取り組んでいる」が34.8%と最も高く、次いで「いずれ取り組もうと思っているが、今は必要ない」が24.3%、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」が12.2%、「きっかけがあれば取り組みたい」が10.7%となっています。



②住まいに関すること

○住まいの種類（一般高齢者 問18）

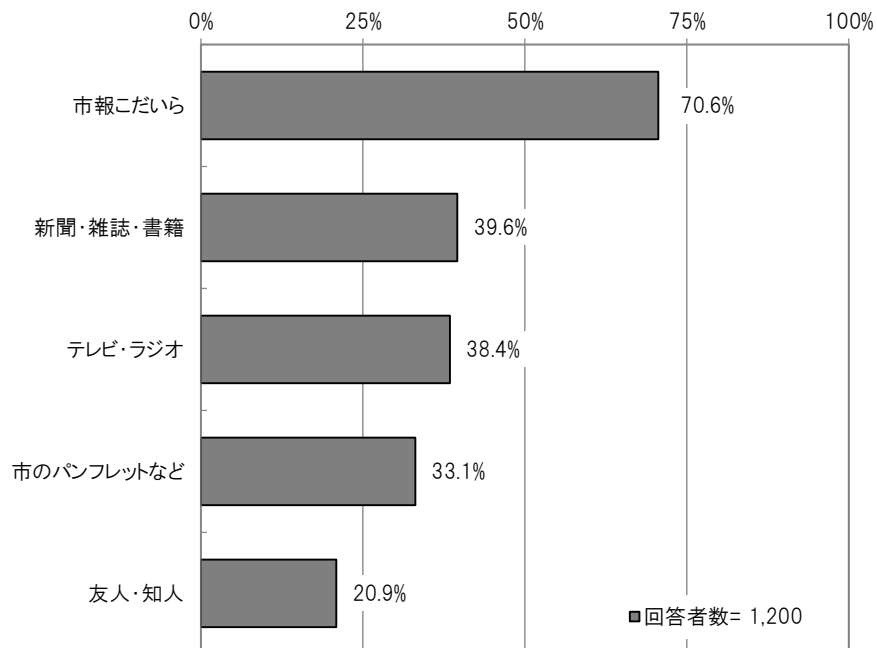
「一戸建ての持家」が64.4%と最も高く、次いで「分譲マンション」が15.4%、「賃貸マンション・アパート」が6.8%となっています。



③情報入手手段・広報

○福祉に関する情報の入手手段 上位5項目（一般高齢者 問21）

「市報こだいら」が70.6%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・書籍」が39.6%、「テレビ・ラジオ」が38.4%となっています。

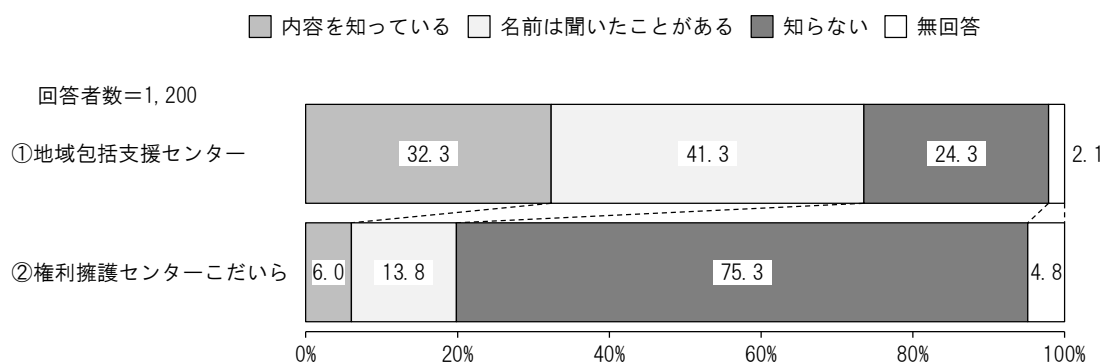


④相談窓口に関すること

○相談窓口の認知度（一般高齢者 問 22）

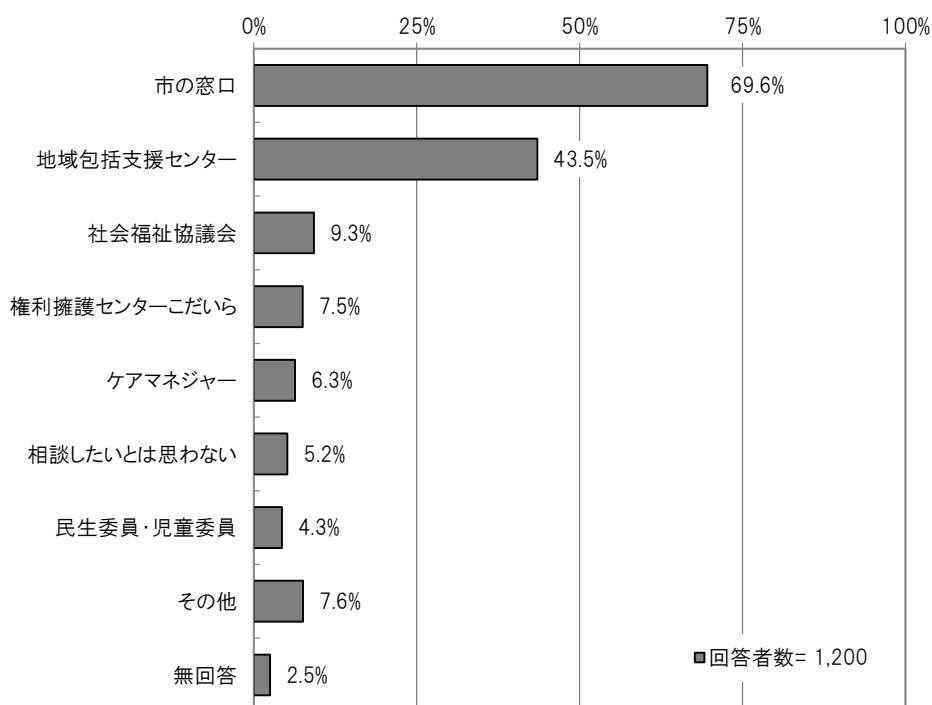
①の地域包括支援センターについては、「内容を知っている」が32.3%、「名前は聞いたことがある」が41.3%と、約70%に知られているとなっています。

②の権利擁護センターこだいらについては、「内容を知っている」が6.0%、「名前は聞いたことがある」が13.8%で、約20%に知られているとなっています。



○相談したい窓口（一般高齢者 問 23）

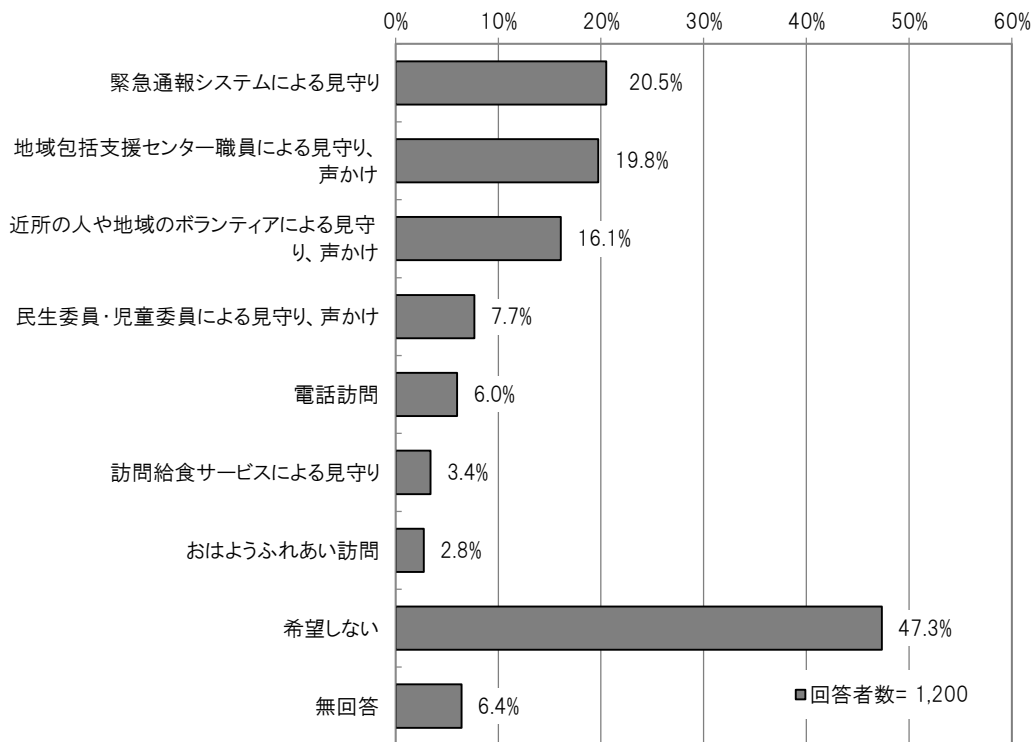
「市の窓口」が69.6%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が43.5%となっています。「相談したいとは思わない」の割合が5.2%となっています。



⑤見守りに関する取組

○見守りや声かけの希望（一般高齢者 問24）

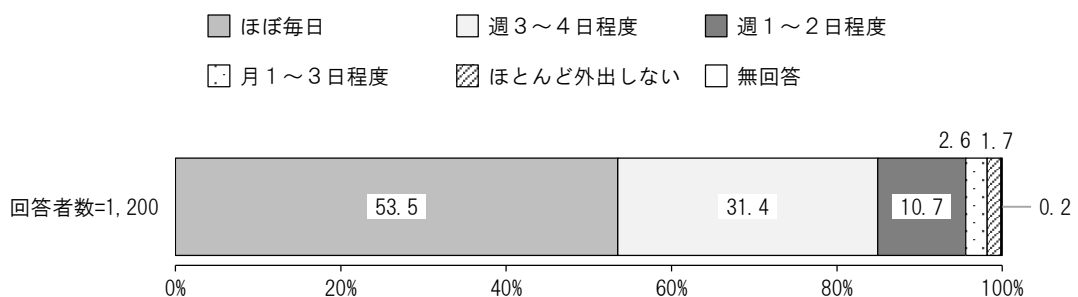
「希望しない」が47.3%と最も高く、次いで「緊急通報システムによる見守り」が20.5%、「地域包括支援センター職員による見守り、声かけ」が19.8%となっています。



⑥外出・移動について

○外出の頻度（一般高齢者 問15）

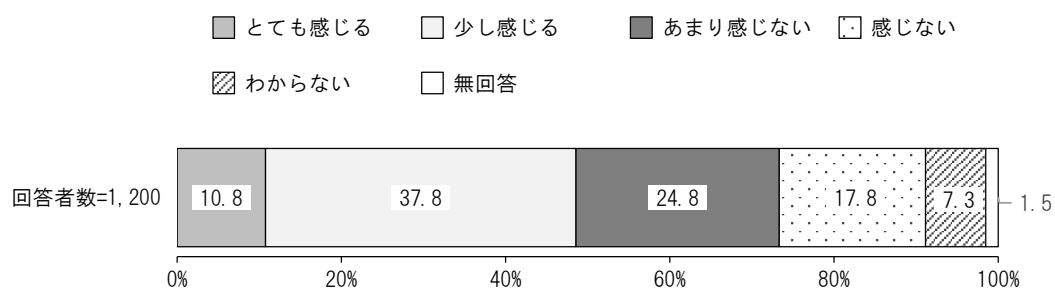
「ほぼ毎日」が53.5%と最も高く、次いで「週3～4日程度」が31.4%、「週1～2日程度」が10.7%となっています。



⑦地域とのつながり、交流

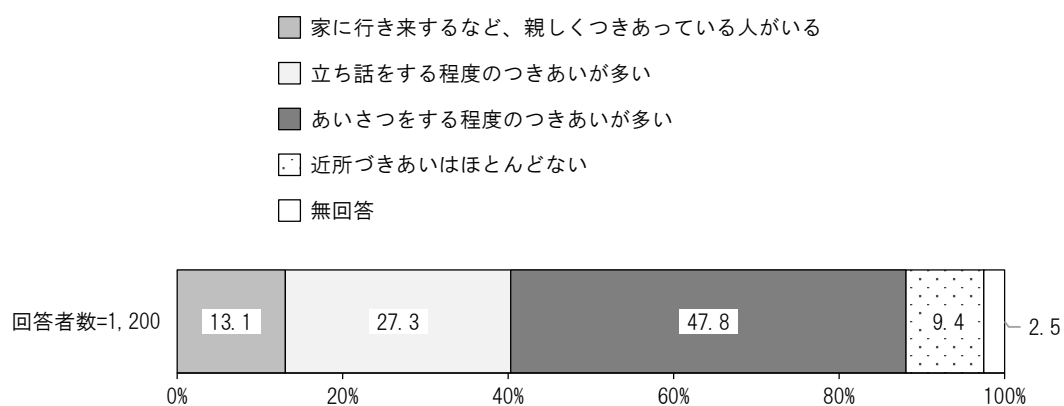
○地域とのつながりの実感（一般高齢者 問25）

「とても感じる」と「少し感じる」をあわせた“感じる”が48.6%、「あまり感じない」と「感じない」をあわせた“感じない”が42.6%となっています。



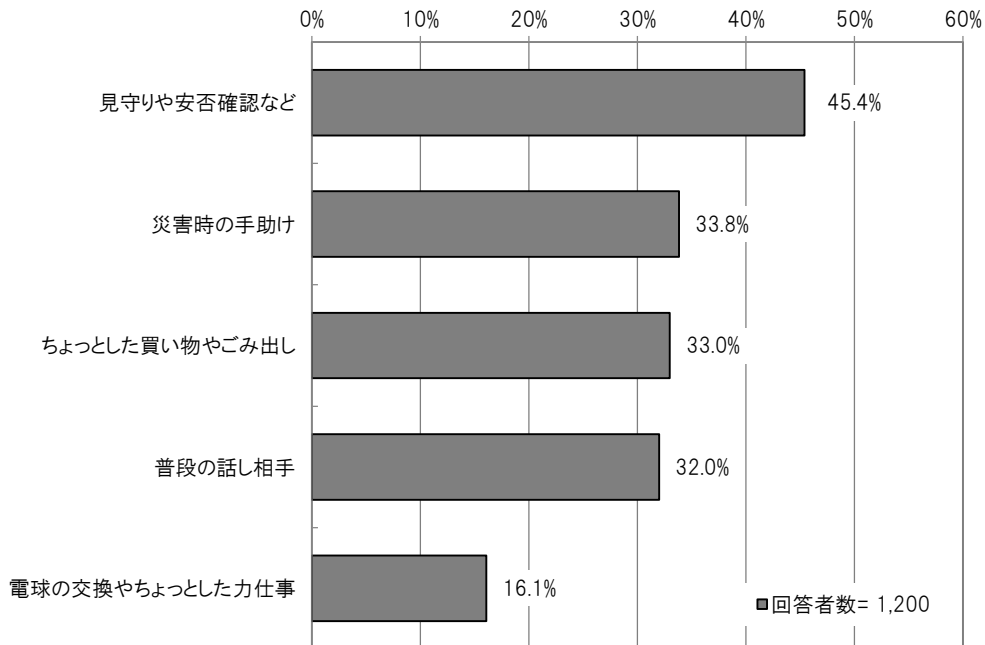
○近所づきあいの程度（一般高齢者 問26）

「あいさつをする程度のつきあいが多い」が47.8%と最も高く、次いで「立ち話をする程度のつきあいが多い」が27.3%、「家に行き来するなど、親しくつきあっている人がいる」が13.1%となっています。



○地域の中であなた自身ができる手助け 上位5項目（一般高齢者 問28）

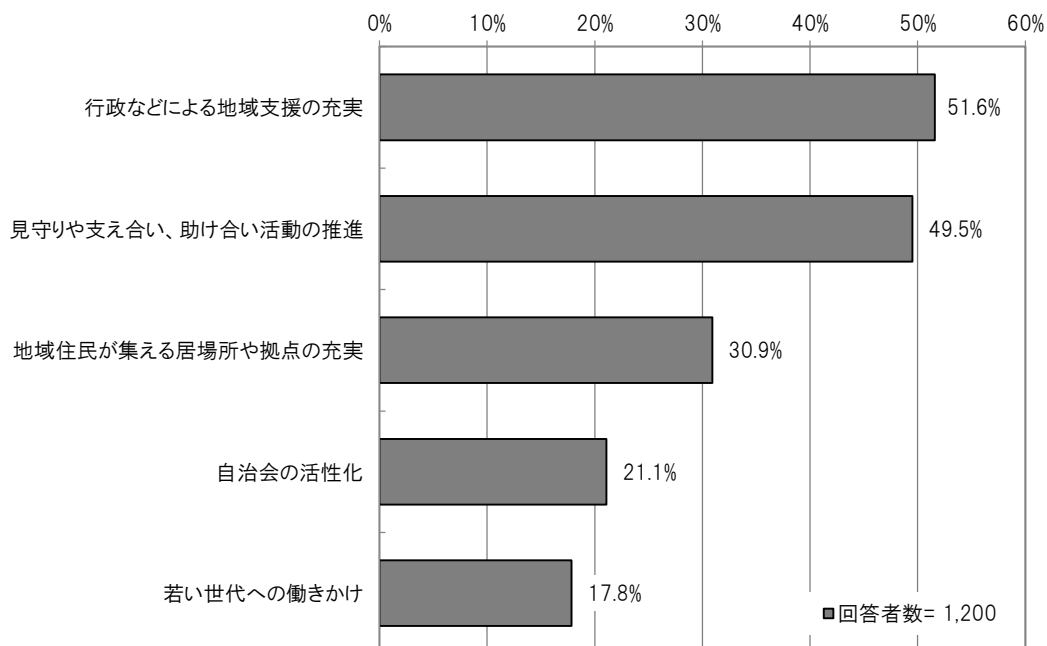
「見守りや安否確認など」が45.4%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が33.8%、「ちょっとした買い物やごみ出し」が33.0%となっています。



⑧地域活動への参加

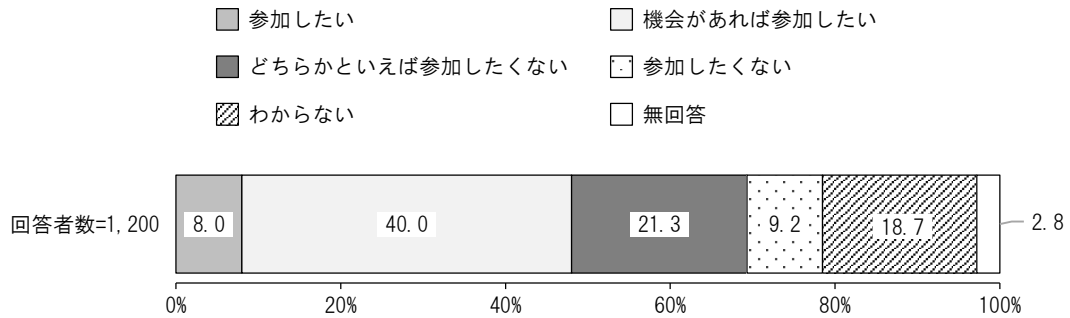
○地域の課題へ取り組むための有効な手段 上位5項目（一般高齢者 問29）

「行政などによる地域支援の充実」が51.6%と最も高く、次いで「見守りや支え合い、助け合い活動の推進」が49.5%、「地域住民が集える居場所や拠点の充実」が30.9%となっています。



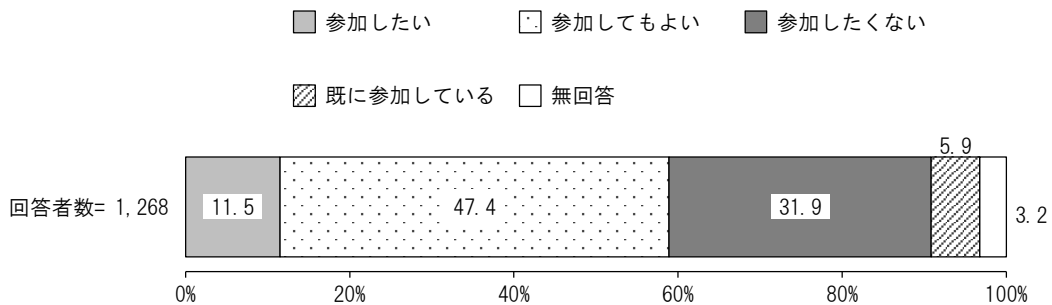
○地域の交流の場（サロンなど）への参加意向（一般高齢者 問 30）

「参加したい」と「機会があれば参加したい」をあわせた“参加したい”の割合が48.0%、「どちらかといえば参加したくない」と「参加したくない」をあわせた“参加したくない”の割合が30.5%となっています。



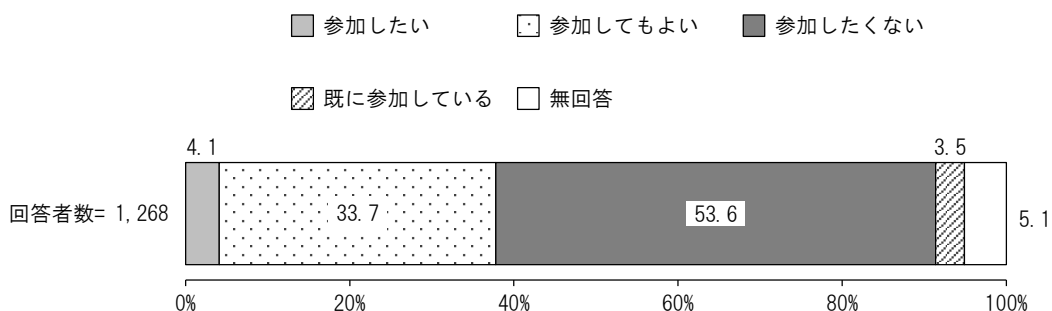
○地域住民による活動（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 35）

「参加してもよい」が47.4%と最も高く、次いで「参加したくない」が31.9%、「参加したい」が11.5%となっています。



○活動に運営として参加（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 36）

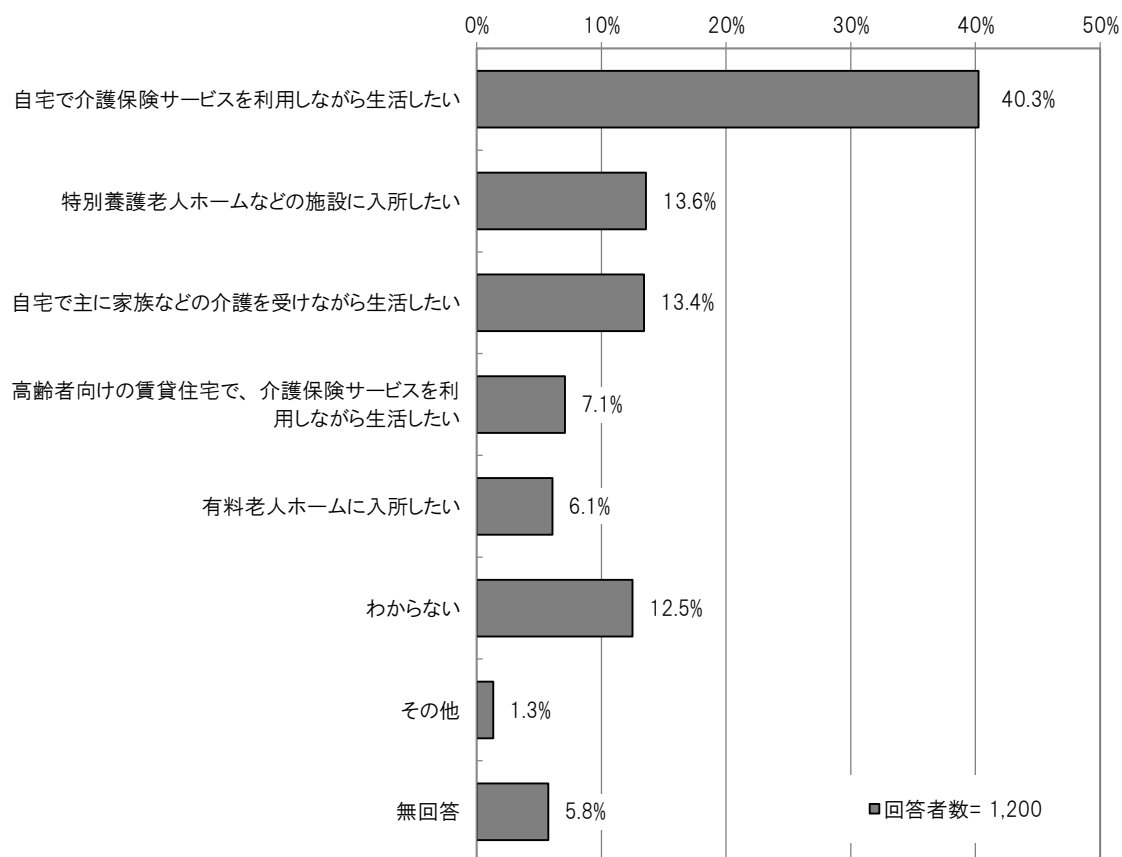
「参加したくない」が53.6%と最も高く、次いで「参加してもよい」が33.7%となっています。



⑨今後の生活について

○介護が必要になった場合の介護のあり方（一般高齢者 問43）

「自宅で介護保険サービスを利用しながら生活したい」が40.3%と最も高く、次いで「特別養護老人ホームなどの施設に入所したい」が13.6%、「自宅で主に家族などの介護を受けながら生活したい」が13.4%となっています。



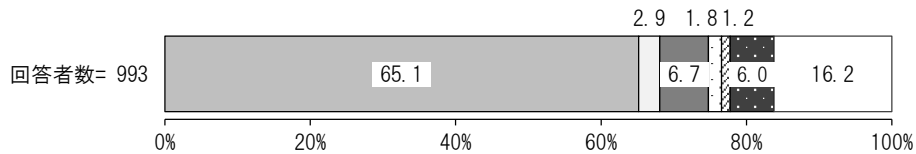
○要介護等認定者の今後の生活意向について

(在宅サービス利用者 問 37、介護保険サービス未利用者 問 28)

在宅サービス利用者、介護保険サービス未利用者ともに、「介護保険サービスを受けながら、自宅で生活したい」が最も高くなっています。

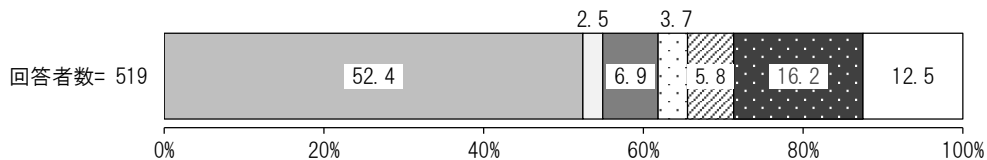
在宅サービス利用者

- 介護保険サービスを受けながら、自宅で生活したい
- 高齢者向けの賃貸住宅で、介護保険サービスを利用しながら生活したい
- 特別養護老人ホームなどの施設に入所したい
- 有料老人ホームに入所したい
- ▨ その他
- わからない
- 無回答



介護保険サービス未利用者

- 介護保険サービスを受けながら、自宅で生活したい
- 高齢者向けの賃貸住宅で、介護保険サービスを利用しながら生活したい
- 特別養護老人ホームなどの施設に入所したい
- 有料老人ホームに入所したい
- ▨ その他
- わからない
- 無回答



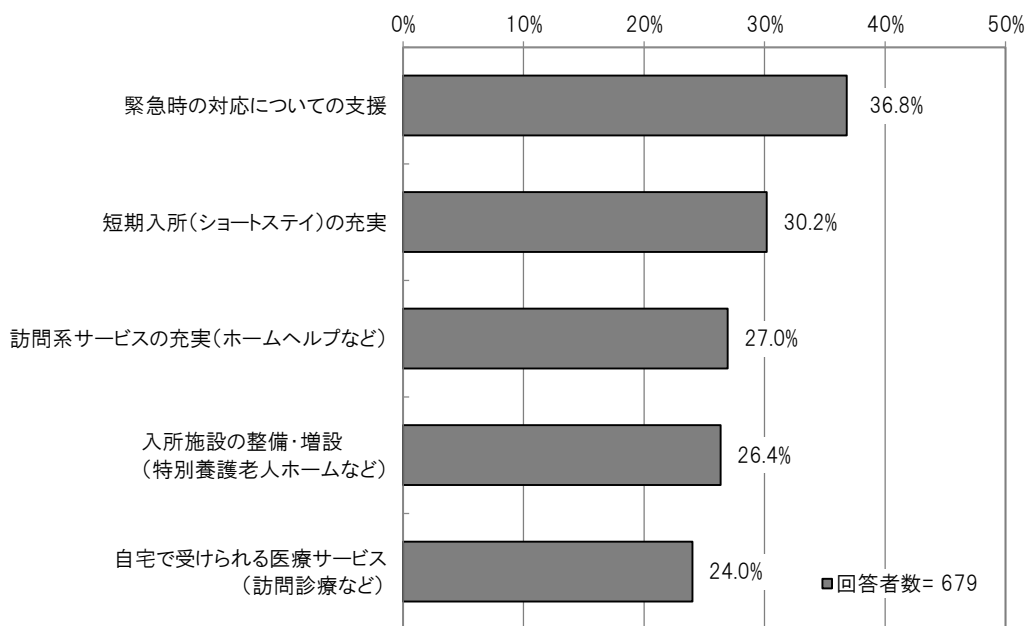
⑩介護者への支援

○介護者への支援で必要なこと 上位5項目

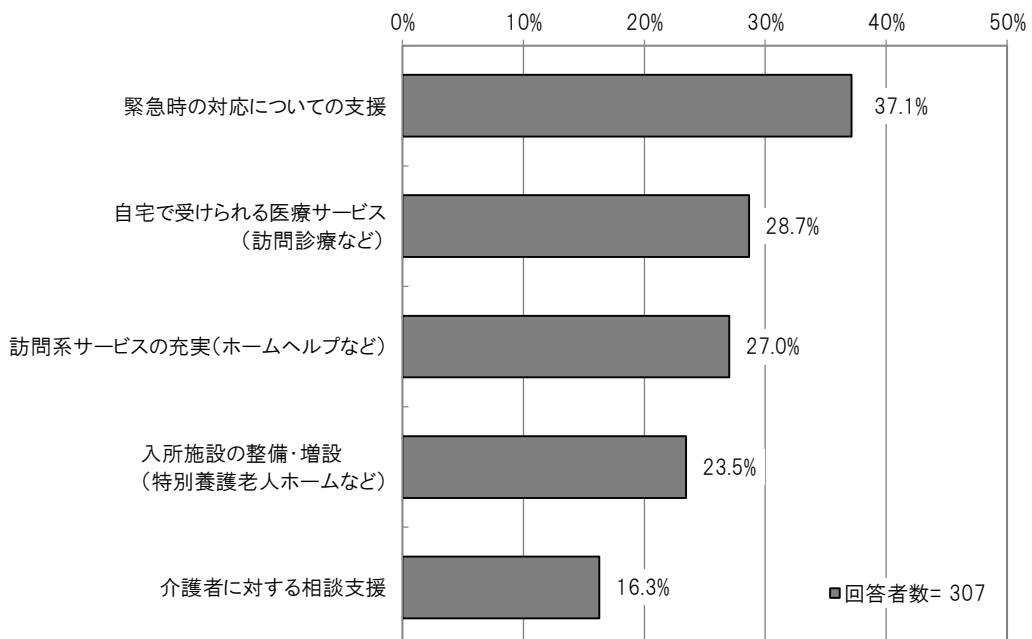
(在宅サービス利用者 問23、介護保険サービス未利用者 問23)

在宅サービス利用者、介護保険サービス未利用者ともに、「緊急時の対応についての支援」が最も高く、40%近くの方が挙げています。そのほか、「短期入所(ショートステイ)の充実」、「訪問系サービスの充実(ホームヘルプなど)」、「自宅で受けられる医療サービス(訪問診療など)」、「入所施設の整備・増設(特別養護老人ホームなど)」が上位に挙げられています。

在宅サービス利用者



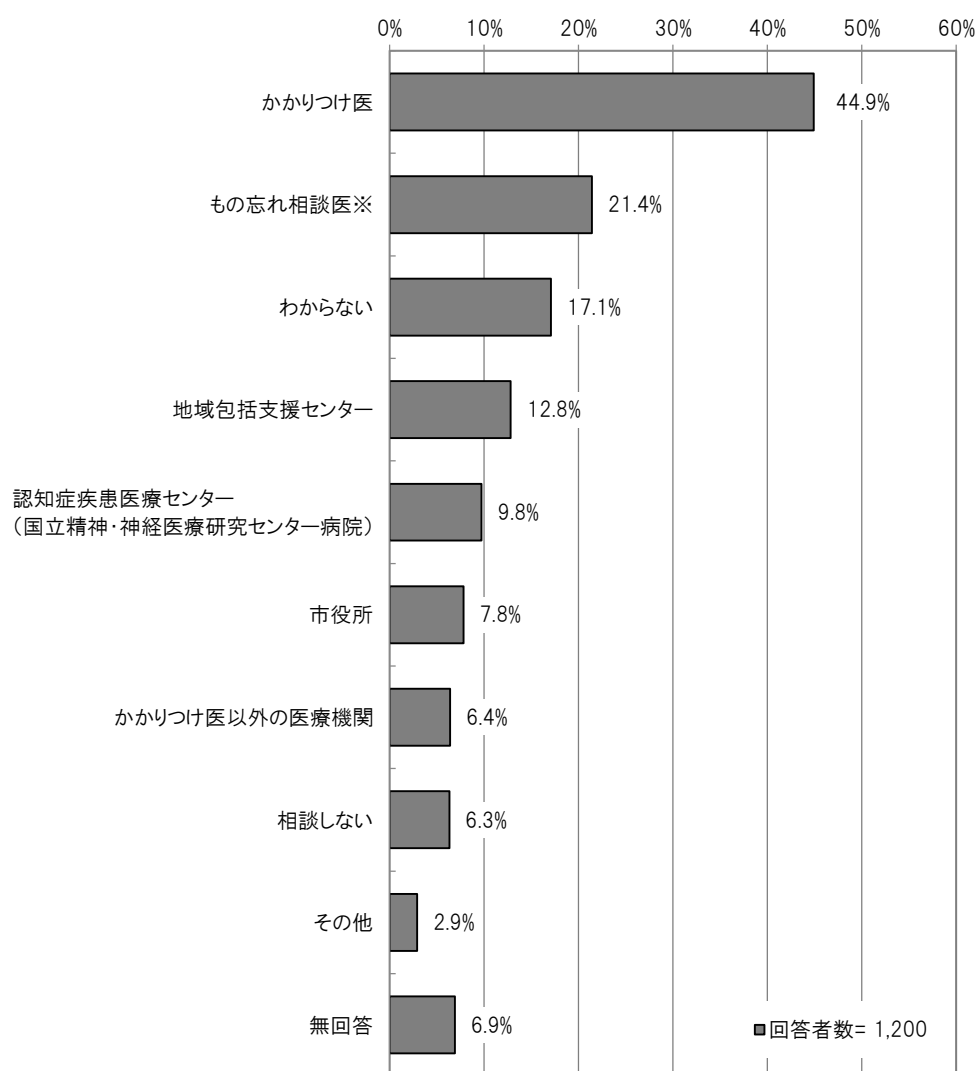
介護保険サービス未利用者



⑪ 認知症施策について

○もの忘れなどについて相談する場合の相談窓口（一般高齢者アンケート 問38）

「かかりつけ医」が44.9%と最も高く、次いで「もの忘れ相談医※」が21.4%となっています。また、「わからない」、「相談しない」をあわせると23.4%となっています。

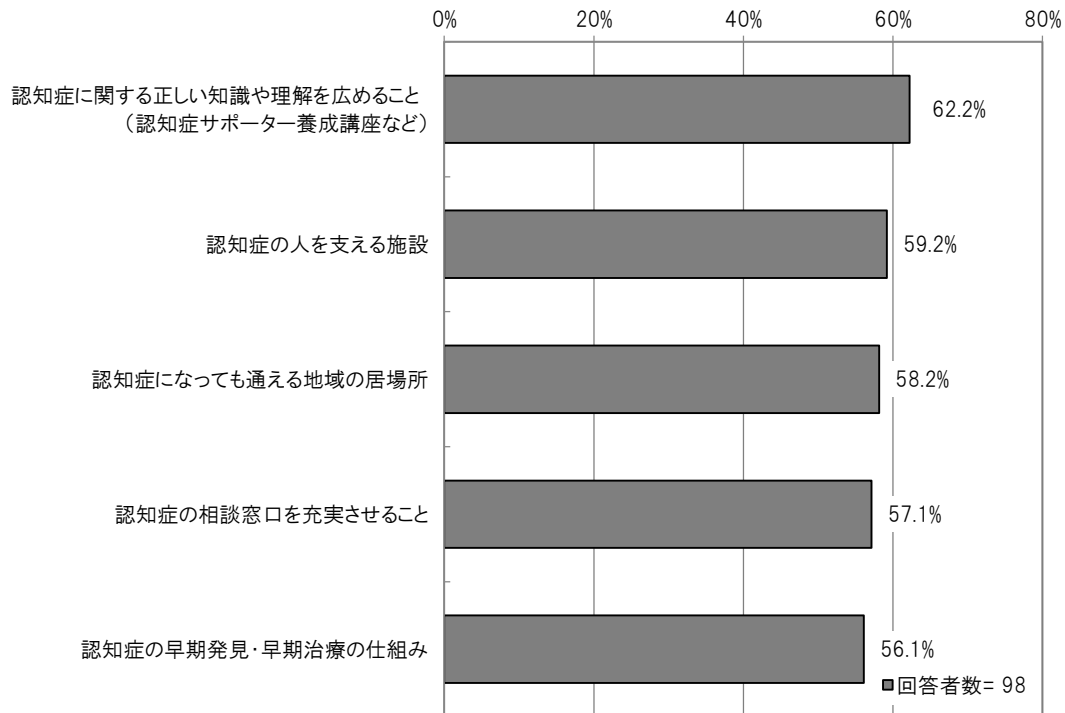


※もの忘れ相談医

ふだん診療していない人に対しても、認知症の相談を受け付け、認知症の診断ができる病院等を紹介する医療機関で、小平市独自の制度です。

○認知症の方の支援で必要なこと 上位5項目（介護支援専門員 問17）

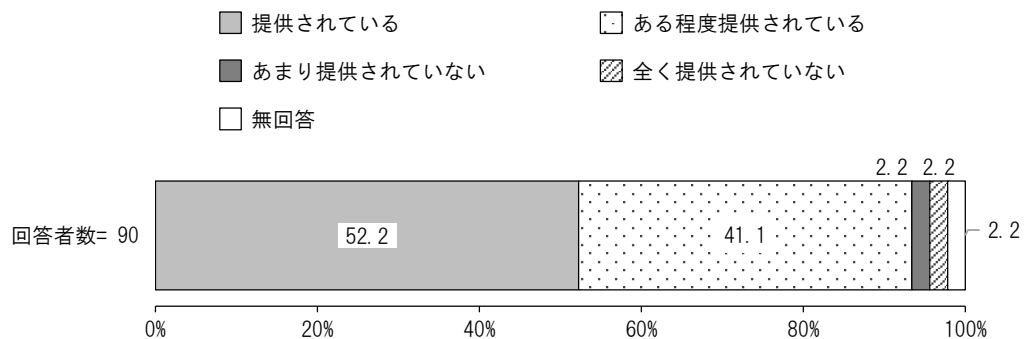
「認知症に関する正しい知識や理解を広めること（認知症サポーター養成講座など）」が62.2%と最も高く、次いで「認知症の人を支える施設」が59.2%、「認知症になっても通える地域の居場所」が58.2%となっています。



⑫在宅医療と介護の連携について

○訪問診療が必要と思われる方への訪問診療の提供状況（介護支援専門員 問23）

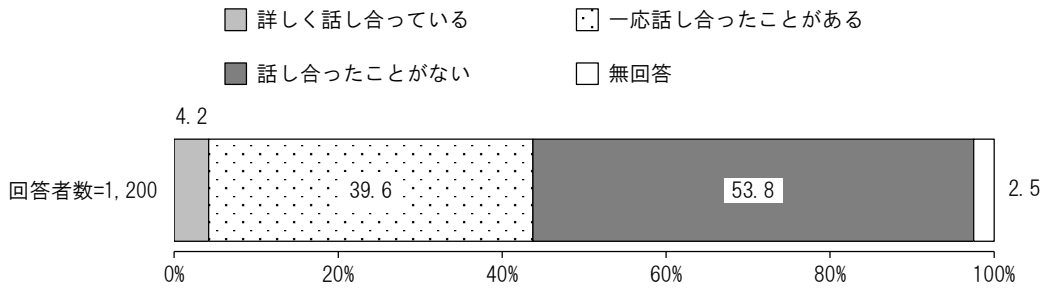
「提供されている」と「ある程度提供されている」をあわせた“提供されている”が93.3%となっています。



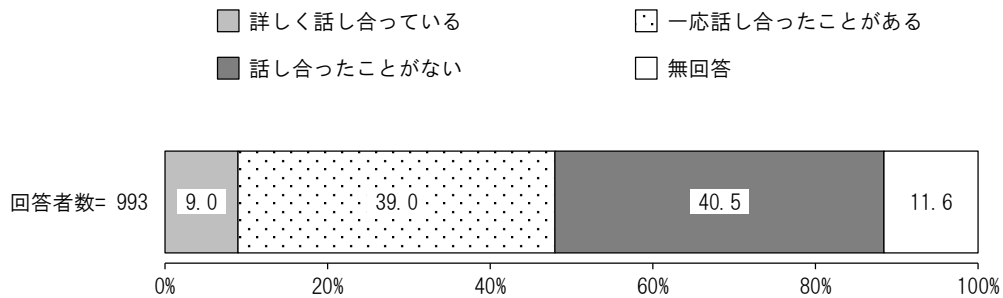
○人生の最期の過ごし方や受たい医療などについて家族や友人との話し合いについて
 (一般高齢者 問 46、在宅サービス利用者 問 40、介護保険サービス未利用者 問 31)

一般高齢者では約50%、在宅サービス利用者、介護保険サービス未利用者ではそれぞれ約40%が、「話し合ったことがない」となっています。

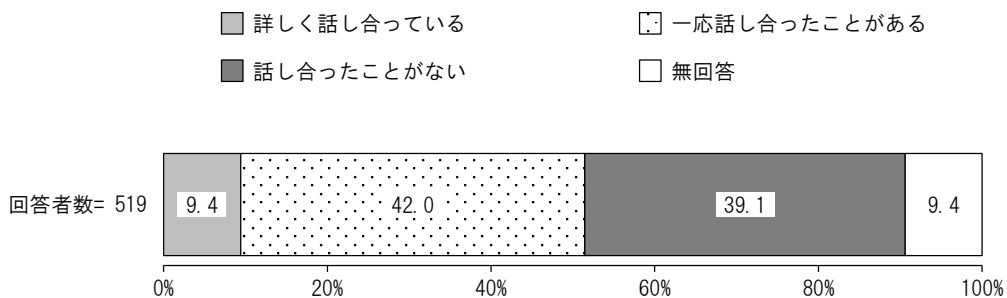
一般高齢者



在宅サービス利用者



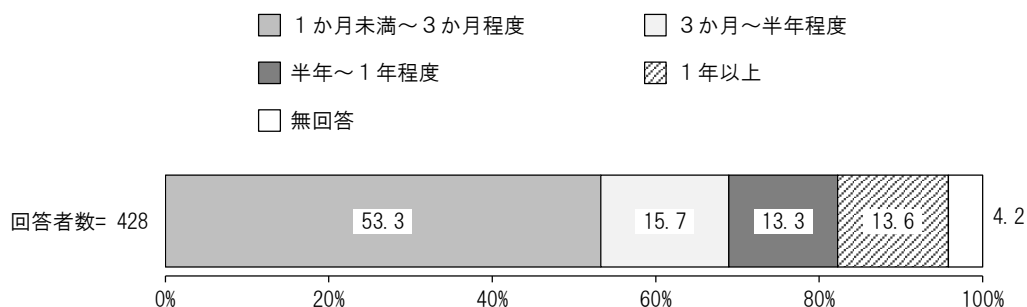
介護保険サービス未利用者



⑬介護施設への入所

○待機期間（施設・居住系サービス利用者 問10）

「1か月未満～3か月程度」が53.3%と最も高く、次いで「3か月～半年程度」が15.7%、「1年以上」が13.6%となっています。



【施設の種類の別】

施設の種類の別でみると、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）で「1年以上」が他と比べて高くなっています。

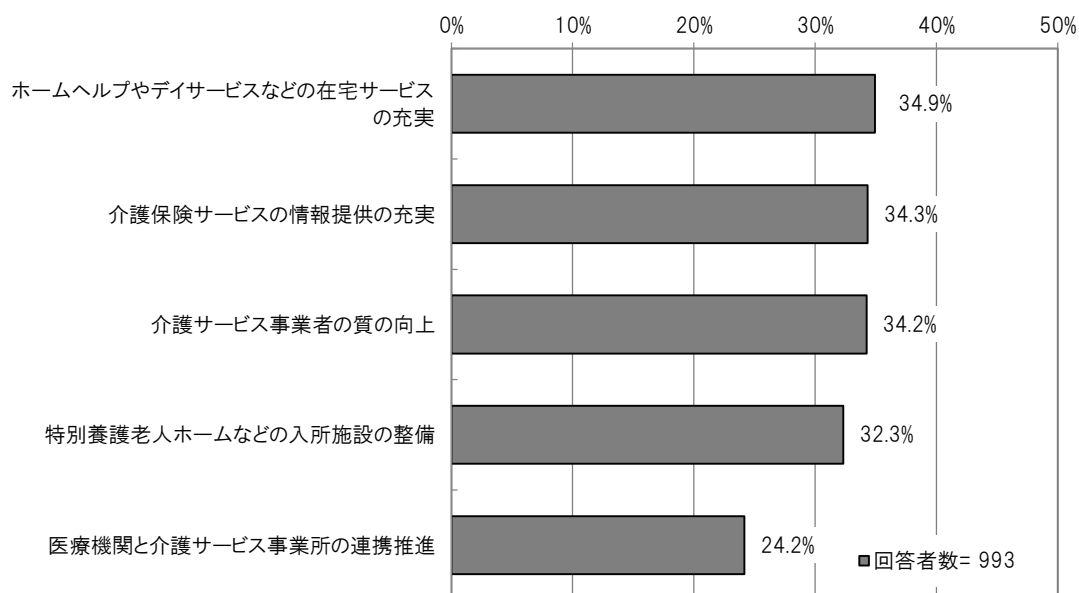
単位：%

区分	有効回答数（件）	1か月未満～3か月程度	3か月～半年程度	半年～1年程度	1年以上	無回答
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	184	26.6	21.7	22.8	26.6	2.2
介護老人保健施設	55	81.8	5.5	5.5	5.5	1.8
介護療養型医療施設	20	65.0	20.0	10.0	5.0	—
有料老人ホーム	119	84.0	6.7	1.7	2.5	5.0
認知症高齢者グループホーム	42	40.5	28.6	16.7	2.4	11.9
介護保険以外の病院	1	100.0	—	—	—	—
その他	5	60.0	—	20.0	—	20.0

⑭市が力を入れるべきこと

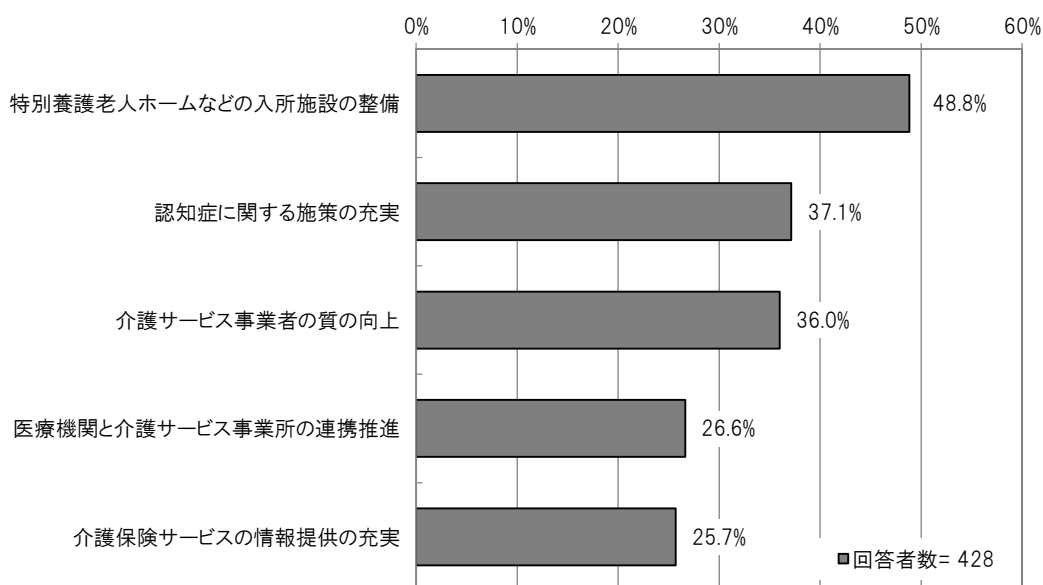
○市が力を入れるべきこと 上位5項目（在宅サービス利用者 問 41）

「ホームヘルプやデイサービスなどの在宅サービスの充実」が34.9%と最も高く、次いで「介護保険サービスの情報提供の充実」が34.3%、「介護サービス事業者の質の向上」が34.2%となっています。



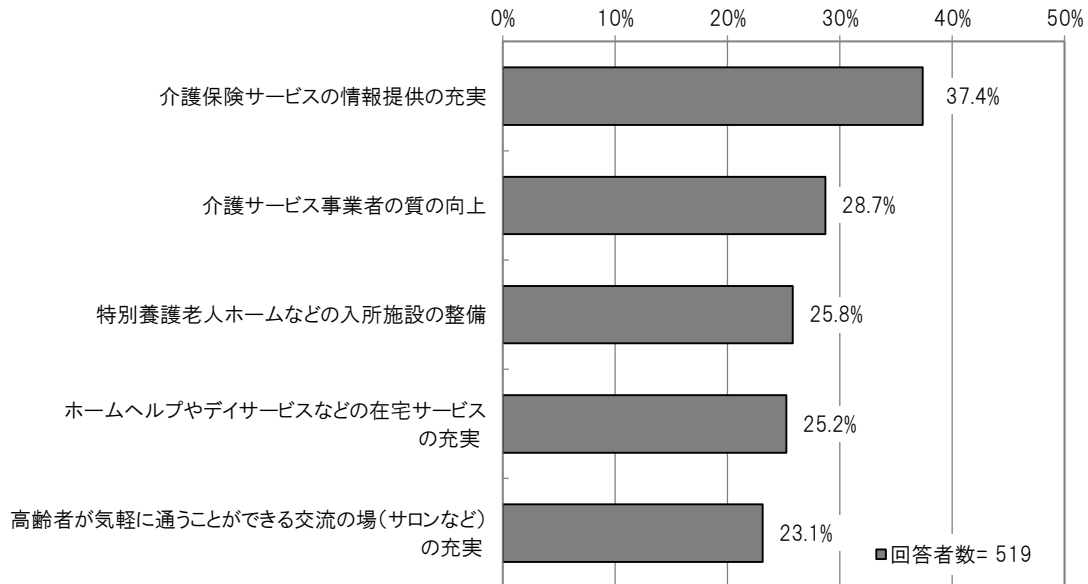
○市が力を入れるべきこと 上位5項目（施設・居住系サービス利用者 問 18）

「特別養護老人ホームなどの入所施設の整備」が48.8%と最も高く、次いで「認知症に関する施策の充実」が37.1%、「介護サービス事業者の質の向上」が36.0%となっています。



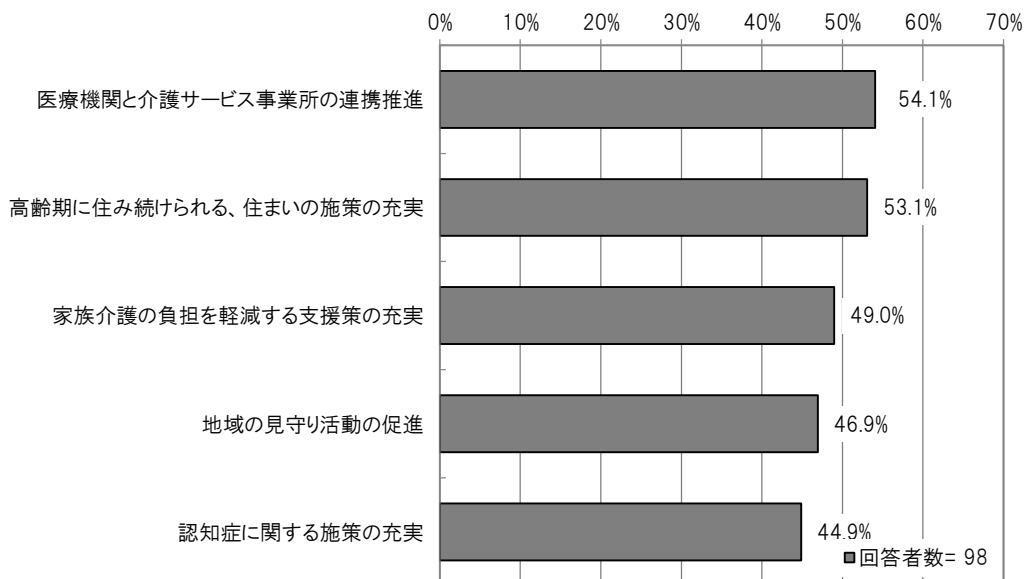
〇市が力を入れるべきこと 上位5項目（介護保険サービス未利用者 問32）

「介護保険サービスの情報提供の充実」が37.4%と最も高く、次いで「介護サービス事業者の質の向上」が28.7%、「特別養護老人ホームなどの入所施設の整備」が25.8%となっています。



〇市が力を入れるべきこと 上位5項目（介護支援専門員 問38）

「医療機関と介護サービス事業所の連携推進」が54.1%と最も高く、次いで「高齢期に住み続けられる、住まいの施策の充実」が53.1%、「家族介護の負担を軽減する支援策の充実」が49.0%となっています。



4 前期計画における評価と課題

小平市地域包括ケア推進計画（平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度）では、3つの基本目標と9つの施策を掲げ、地域包括ケアシステムの構築を総合的に進めてきました。

令和 3（2021）年度からの計画策定に当たり、前期計画における施策及び数値目標について、評価を行うとともに、課題を整理しました。

（1）地域づくり・日常生活支援

<施策の方向>

- ・地域包括支援センターの事業の評価を行い、高齢者の総合相談窓口等としての機能の強化を図ります。
- ・地域ケア会議、生活支援体制整備事業協議会の開催を通じて、地域における課題解決力の強化を図ります。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体によるサービスの普及を図ります。
- ・サロン、地域の通いの場の立ち上げに必要な支援を行います。

【主な取組状況】

- 地域包括支援センターは、高齢者の身近な総合相談窓口として、総合的な相談や支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議などの事業を行い、地域包括ケアシステム構築の中核としての役割を担っています。
- 地域包括支援センターにおける課題や目標を明確にするため、地域包括支援センターと保険者の双方において、厚生労働省が示した評価指標により事業評価をすることで、機能の強化や事業の改善に取り組んでいます。
- 地域における生活支援等の体制整備に向け、基幹型地域包括支援センターに市全域を担当する第1層生活支援コーディネーター、各地域包括支援センターに日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターをそれぞれ配置し、地域での支え合いや生活支援サービスの体制づくりに取り組んでいます。
- 地域ケア会議については、高齢者個々の事例に対し自立支援や生活の質の向上を目的とした「地域ケア個別会議」と、地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員・児童委員等の関係機関や自治会等の地域住民による地域課題の共有やネットワークの構築を目的とした「地域ケア推進会議」に整理し、実施しています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業については、通所型サービスにおいて住民主体のサービスを実施しています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成 29 年 10 月 (2017)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和 2 年度末 (2020)
地域の居場所・通いの場※の数	26 か所	43 か所	45 か所

※生活支援コーディネーターが把握している、高齢者が気軽に通うことができる居場所等

高齢者の地域活動を支援するため、生活支援コーディネーターが中心になり、地域の居場所、通いの場を把握し、立ち上げや活動を継続していくための支援を行いました。地域の居場所・通いの場の数は、目標の45か所に対し、令和元（2019）年度末現在43か所となり、令和2（2020）年度末の目標達成を見込んでいます。

このほか、地域にはボランティアや民生委員・児童委員が運営しているほのぼのひろばや、認知症の人や家族などが集う認知症カフェがあり、高齢者や地域住民の交流の場となっています。

【地域の居場所・通いの場等の状況】

（令和元（2019）年度末）

	西圏域	中央西 圏域	中央 圏域	中央東 圏域	東圏域	合計
地域の居場所・通いの場(か所)	5	13	5	8	12	43
ほのぼのひろば(か所)	3	4	2	3	3	15
認知症カフェ(か所)	2	3	1	2	1	9

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成 29 年 12 月 (2017)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和 2 年度末 (2020)
生活サポーターの累計登録者数	73 人	172 人	210 人
介護予防リーダーの累計登録者数	36 人	62 人	70 人
認知症支援リーダーの累計登録者数	92 人	165 人	170 人

地域で高齢者を支え合う体制を推進するため、生活サポーター、介護予防リーダー、認知症支援リーダーの養成を行い、累計登録者数は、目標に対し概ね順調に推移し、令和2（2020）年度末の目標達成を見込んでいます。

【課題】

- 地域包括支援センターへの相談件数は、年々増加するとともに、相談内容も多様化・複雑化していることから、業務内容を精査し、高齢者の状況に応じた相談体制の強化が求められています。
- 多くの高齢者が地域で生活する中、高齢者自身が元気に活動し、地域を支える担い手として活躍できるような取組が必要です。

- 今後も、地域で様々な生活上の支援が必要となる一人暮らし高齢者等の増加が見込まれています。自宅で安心して暮らせる設備の充実とともに、健康状態や要介護度に応じた生活支援サービスなどが必要です。
- 要介護等認定者の増加に伴い、それを支える家族の負担も大きくなっています。市が実施したアンケートの結果では、介護が必要になっても在宅での生活を希望する人が多い一方、介護者自身の健康、体力面での不安、緊急時の対応などについて不安を感じる介護者が多くなっています。介護者が介護方法などを学ぶための家族介護教室や、介護者同士の情報交換の場など在宅で暮らす高齢者とその家族に対する支援の充実が必要です。
- 市が実施したアンケートの結果では、約5割の方が地域の交流の場(サロンなど)への参加意向がありました。高齢者がどのように地域で交流し、つながりをつくることができるのかについて、検討していく必要があります。
- 感染症が拡大した場合に備え、地域の居場所や通いの場については、利用人数や活動の制限などの対応等を検討しておく必要があるため、市からの適切な情報提供や支援が必要です。

(2) 見守り体制の充実

<施策の方向>

- ・介護予防見守りボランティアの一層の充実を図ります。
- ・民間事業者等との高齢者見守り協定の締結をさらに進めます。
- ・地域における見守り体制の充実を図るため、関係者間の情報共有とネットワークの充実に努めます。
- ・高齢者の実態把握調査の実施等により、支援を要する高齢者への適切な支援体制の構築に努めます。

【主な取組状況】

- 平成29(2017)年4月に、「いきいきこだいら高齢者見守りの輪条例」が制定されました。市では、地域包括支援センターによる定期的な見守りや民生委員・児童委員による訪問活動での見守りをはじめ、介護予防見守りボランティアによるさりげない見守りや、高齢者見守り協定締結事業者による事業活動を通じた見守りなど、地域の様々な主体が連携しながら、高齢者の見守り活動が行われています。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が地域において安心して生活ができるよう、関係機関や地域で見守り活動をしている方などが連携し、高齢者を見守るためのネットワークの構築に取り組んでいます。

○要介護認定を受けていない高齢者を対象に、高齢者の生活状況を把握するためのアンケート調査を実施し、アンケート結果から支援が必要な高齢者に対して、地域包括支援センター職員による訪問等の支援を行っています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成28年度末 (2016)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和2年度末 (2020)
介護予防見守りボランティアの累計登録者数	288人	400人	450人
高齢者見守り協定累計締結団体数	11団体	44団体	50団体

介護予防見守りボランティア登録をした高齢者が、地域包括支援センターと連携しながら、地域のさりげない見守り活動を行うことで、地域の見守り体制を強化するとともに、ボランティアとして活動する高齢者の介護予防を推進しています。介護予防見守りボランティアの累計登録者数は、目標の450人に対し、令和元（2019）年度末現在400人となり、令和2（2020）年度末の目標達成を見込んでいます。

民間事業者等による高齢者見守り協定の締結数は、令和元年度末現在44団体となり、令和2（2020）年度末の目標達成を見込んでいます。また、協定締結事業者へステッカーを配布し、見守り活動の普及・啓発に取り組んでいます。

【課題】

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、見守りを必要とする高齢者が今後さらに増えることが予測されるため、多様な主体による見守りの輪を広げ、地域全体で見守りを進めていくことが必要です。
- 生活支援が必要な高齢者や虐待等の被害を受けている高齢者、支援を拒否する高齢者等の実態を把握し、必要な支援を行っていく必要があります。
- 見守りが必要かどうかについては、周囲の判断と自身の判断にずれが生じやすく、見守られることに抵抗を感じる方への対応が難しい場合があります。
- 定期的な訪問や地域に根差した事業を行っている団体と、今後、さらなる連携を図っていく必要があります。
- 感染症が拡大した場合は、高齢者が居宅で過ごす時間が長くなると想定されることから、これまでの地域のつながりや関係機関との連携を図りながら、高齢者を見守るための仕組みについて、検討していく必要があります。

(3) 認知症施策の推進

<施策の方向>

- ・認知症サポーター養成講座や認知症支援リーダー養成講座を通じて、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図ります。
- ・認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護関係者と交流を図ることを目的とする認知症カフェの開催を推進します。
- ・認知症初期集中支援チームの活動を通じて、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築します。
- ・認知症への理解の促進を図るため、小平市で定める「認知症週間」の期間に、認知症に関するイベントや声かけ模擬訓練等を実施します。

【主な取組状況】

- 認知症の人を地域で支える認知症サポーターの養成、認知症週間における各種イベントの実施、こだいら認知症ガイドブックの配布等により認知症に関する知識や理解の普及・啓発に取り組んでいます。
- 令和元（2019）年度末現在、市内9か所で認知症カフェを開催しています。地域包括支援センターや認知症疾患医療センターのほか、介護事業所や認知症支援リーダーにより開催されています。
- 医療・介護の専門職で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人やその家族への訪問や相談支援を行い、医療機関と連携しながら、適切に医療・介護サービスにつなげるなどの支援に取り組んでいます。
- 平成30（2018）年度から認知症の早期発見・早期対応のためのもの忘れチェック会を認知症疾患医療センターと協力して、実施しています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成28年度末 (2016)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和2年度末 (2020)
認知症サポーター養成講座の累計受講者数	5,907人	8,886人	10,000人

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2（2020）年2月から認知症サポーター養成講座を中止しました。再開にあたり、定員の削減など感染防止策を講じたことにより、目標の達成が難しい状況となっています。

【課題】

- 市が実施したアンケートの結果では、もの忘れなどについて相談する場合の相談窓口についての質問に対し、6割を超える方が、「かかりつけ医」、「もの忘れ相談医」と回答していますが、2割を超える方が、「わからない」、「相談しない」と回答しています。

- もの忘れなどに気づいた時の相談先等を含め、認知症に関する普及・啓発をさらに推進していく必要があります。
- 認知症の人やその家族が、地域で気軽に交流できる居場所として認知症カフェを増やしていく必要があります。
- 認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症初期集中支援チームの機能強化や関係医療機関との連携体制の強化が必要です。
- 認知症の人やその家族の視点を重視した施策の展開が求められています。

(4) 在宅医療と介護の連携の推進

<施策の方向>

- ・介護保険法施行規則に、平成30(2018)年度中に実施することが定められている「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」を開始します。
- ・協議会の開催等を通じて関係者間の連携をさらに深め、在宅医療と介護の連携における課題認識を共有し、課題解決に繋がります。

【主な取組状況】

- 平成30(2018)年4月に、在宅医療介護連携調整窓口を市内病院から高齢者支援課内に移転し、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応しています。
- 令和2(2020)年3月に、医療・介護関係者向けに、在宅医療と介護の連携方法等についてまとめた在宅療養連携推進マニュアルを発行しました。
- 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進の取組として、令和2(2020)年4月に、市内にある4つの病院と小平市在宅療養後方支援病床の確保及び利用に関する協定を締結しました。
- 市民向けの講演会の開催、パンフレットの作成などにより、在宅療養についての理解の促進を図りました。
- 地域の医療機関や介護サービス事業所、地域の通いの場を検索できる「医療・介護情報検索サイト」の運用を開始しました。
- 市が居宅介護支援専門員に実施したアンケートの結果では、訪問診療が必要と思われる方に提供されているかの質問に対し、「提供されている」、「ある程度提供されている」と回答した方が、9割を超えており、概ね必要な人に訪問診療が提供されていると捉えていますが、今後、在宅医療の必要性がさらに高まることが予想されます。

【課題】

- 在宅療養生活を送る高齢者の増加が予測されるため、高齢者が安心して在宅生活が続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関の連携をより強化し、医療と介護の連携に向けた各種取組を進めていくことが必要です。
- 医療と介護が必要な方は、入院退院を繰り返しながら在宅で生活が続くことが多いため、病院と地域の相互理解が必要です。
- 市が実施したアンケートの結果では、人生の最期の過ごし方や受たい医療について、一般高齢者では約5割、在宅サービス利用者、介護保険サービス未利用者ではそれぞれ約4割を超える方が、「家族や友人と話し合ったことがない」と回答しています。自身や家族が望む最期を考えることの大切さなどについて、啓発していく必要があります。
- 最期まで本人の意思を尊重しながら、可能な限り地域での生活を支えていくために、認知症への対応力や看取りに関する取組の強化が求められています。

(5) 社会参加の促進

＜施策の方向＞

- ・シルバー人材センターの事業の周知を図り、会員数の増加に努めます。
- ・高齢クラブ連合会との連携により、高齢クラブの活動の活性化を図ります。
- ・福社会館、高齢者館を適切に運営し、高齢者の交流の場等としての機能の充実に努めます。

【主な取組状況】

- 福社会館、高齢者館（2館）は、趣味や教養、レクリエーションなどが気軽にできる高齢者の憩いの場として利用されているほか、地域における各種イベントや介護予防活動の場としても活用されています。
- 高齢者が健康で豊かな生活を送るために自主的に組織した団体として、地域ごとに高齢クラブがあり、芸能大会や運動会など、さまざまな活動を行っています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成28年度末 (2016)	実績 令和元年度末 (2019)	目標 令和2年度末 (2020)
シルバー人材センター会員数	1,127人	1,138人	1,180人

シルバー人材センターの活動内容に関する記事を市報に掲載するなど、広報の充実を図りました。会員数は増加傾向となりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2（2020）年に入り、会員の募集活動を縮小したことから、目標の達成が難しい状況となっています。

【課題】

- 地域で高齢者が増える中、高齢者が自らの知識や経験を活かし、生きがいを持って、地域の担い手として活躍できる機会の充実が求められています。
- 概ね60歳以上を対象としたシルバー人材センターの会員について、企業の定年年齢の引き上げや年金制度改革に伴う継続雇用制度導入等により、比較的若い世代の入会が減少しています。

（6）介護予防・健康づくり

＜施策の方向＞

- ・介護予防講座の回数や内容の充実を図り、より多くの方に介護予防の取組を広めます。
- ・介護予防リーダーに介護予防講座の運営に参加してもらい、地域における介護予防の機運を高めます。
- ・「こだいら健康増進プラン」の定めるところにより、健（検）診の受診率の向上、ライフステージを通じた食育、運動習慣の継続等の健康づくりの推進に取り組みます。

【主な取組状況】

- 市では、多くの高齢者が介護予防に自らが取り組むきっかけづくりとなるよう、介護予防講座を各地域で実施し、高齢者の介護予防活動を推進しています。
- 平成30（2018）年度から令和元（2019）年度に、介護予防による地域づくり推進員を配置し、住民主体の通いの場の立ち上げや継続支援、小平いきらく筋力アップ体操の制作などを行いました。
- 介護予防リーダーが地域住民とともに立ち上げた通いの場は、令和元（2019）年度末現在、7か所となっています。

【施策の数値目標と進捗】

	基準時点 平成 28 年度 (2016)	実績 令和元年度 (2019)	目標 令和2年度 (2020)
介護予防講座の年間参加延べ人数	8,961 人	15,429 人	18,000 人

運動機能や口腔機能の維持向上を図るために、市内の各地域で介護予防講座を実施しています。定員を超える申し込みがある講座等もあり、参加者数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 2（2020）年 2 月から各種介護予防講座を中止しました。再開にあたり、定員の削減など感染防止策を講じたことにより、目標の達成が難しい状況となっています。

【課題】

- 市が実施したアンケートの結果では、「週 1 回以上運動している」と回答した方が約 7 割となっているものの、3 割を超える方が「あまり運動していない」となっており、運動に関心を持ってもらえるような取組を進める必要があります。
- 運動する習慣があまりない高齢者については、外出の機会が少ないことにより、閉じこもりやフレイル（虚弱）の進行など、健康への影響が懸念されています。そのような方に対しては、自宅において健康を維持できるような取組についても推進していく必要があります。
- 介護予防の普及・啓発を広く進めるとともに、地域で自主的に活動するグループを支援し、高齢者を中心とした地域の支え合いを実現していく必要があります。
- 介護予防の取組の機能強化のため、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職のさらなる関与が求められています。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が求められています。

（7）権利擁護の充実

＜施策の方向＞

- 権利擁護に関する事業を実施する権利擁護センターや、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。
- 虐待に対する早期の対応を図るため、関係機関との連携に努めます。

【主な取組状況】

- 市、地域包括支援センター、権利擁護センターこだいらが互いの役割のもと協力して、高齢者虐待の早期発見・防止に努めています。
- 成年後見制度推進機関として、権利擁護センターこだいらを設置し、判断能力が十分でないために、契約行為や金銭管理等に支障がある認知症高齢者等を支援する成年後見制度、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を推進しています。
- 養護者から虐待を受けている高齢者や、養護者の急な不在等により在宅での介護が困難になった高齢者を介護保険施設等に一時的に保護する事業を行っています。
- 福祉サービスの利用に関する苦情や権利擁護の相談に対し、具体的な解決に向けたアドバイス・調整等の支援を行うとともに、弁護士等による専門相談を行っています。

【課題】

- 高齢者虐待等の複雑な相談に対応するため、警察署、消防署、保健所、権利擁護センターこだいら等の関係機関と市の一層の連携強化が必要です。
- 成年後見制度等の利用の推進を図っていくために、地域包括支援センターと権利擁護センターの周知、相互連携の強化、地域ネットワークの活用、成年後見人等の支援、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成及び支援が必要です。
- 高齢者虐待の早期発見・防止のために、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの関係者が、虐待についてさらに知見を深めるとともに、虐待に至ってしまうことを予防するために養護者への支援の取組を進めていくことが必要です。
- 介護保険施設等での高齢者虐待を防ぐため、事業者への適切な指導が必要です。

(8) 介護サービスの充実と給付の適正化

＜施策の方向＞

- ・地域密着型サービス、介護施設については、アンケート調査結果等による利用意向、既存施設の待機状況、近隣市の整備状況、第6期計画から継続している協議の状況を勘案しながら、具体的な整備目標を定めます。
- ・要介護認定調査票の点検やケアプラン点検など介護給付適正化の取組を推進し、公正な制度運営に努めます。

【主な取組状況】

- 地域密着型サービス、介護施設の整備については、整備目標に沿って整備を進めました。
- ケアマネジャーが利用者のニーズ、身体状況等に対応した適正なケアプランを作成するために、主任ケアマネジャーが指導的役割を担うケアプラン指導研修を実施し、ケアマネジャーの質の向上を図っています。
- 認定調査員が調査した要介護認定調査票の内容について、「調査項目の定義」に合わない点や不明な箇所を当該調査員に確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行っています。
- 要介護・要支援認定の適正化を図るため、認定調査員への研修、要介護認定調査票の内容の全件点検のほか、認定審査会における判定の偏りをなくすため、審査会委員の入替えを行っています。

【施策の数値目標と進捗】

■地域密着型サービス

	基準時点 平成 29 年度末 (2017)	実績見込み 令和 2 年度末 (2020)	目標 令和 2 年度末 (2020)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 か所	1 か所	2～3 か所
小規模多機能型居宅介護	5 か所 登録定員 136 人	6 か所 登録定員 169 人	6 か所 登録定員 165 人
認知症高齢者グループホーム	9 か所 定員 153 人	10 か所 定員 171 人	10 か所 定員 171 人
看護小規模多機能型居宅介護	—	1 か所 登録定員 29 人	—

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、特別養護老人ホームに併設して1か所整備を行いました。既存の事業所の廃止により、令和2（2020）年度末時点では1か所を見込んでいます。

小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホームについては、整備目標に基づき、それぞれ1か所整備を行い、整備目標の達成を見込んでいます。なお、小規模多機能型居宅介護については、運営法人の変更に伴い登録定員5人の拡充を見込んでいます。

また、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、看護小規模多機能型居宅介護について整備を行い、市内初となる事業所の整備を見込んでいます。

■介護施設

	基準時点 平成 29 年度末 (2017)	実績見込み 令和 2 年度末 (2020)	目標 令和 7 年度末 (2025)
特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	612 人	845 人	912 人

特別養護老人ホームについては、3施設（定員 228 人）を整備しました。なお、短期入所生活介護の定員 5 人を特別養護老人ホームへ転換したことに伴い、令和 2（2020）年度末時点の特別養護老人ホームの定員は、845 人を見込んでいます。

【課題】

- 公正・公平な要介護・要支援認定を行うことは、適切な介護給付につながり、制度の持続可能性を高めることにつながります。引き続き、認定調査員への研修を充実させるとともに、複数のグループで構成される介護認定審査会の平準化やデータに基づいた分析等を行うなど、認定の適正化を図っていく必要があります。
- 介護保険申請件数の増加に伴い、申請から認定結果が出るまでの期間が長期化しています。認定結果の遅れは、介護サービスを利用する利用者及び事業所に影響を与えるため、少しでも早く適正な結果を出せるよう方策を講じる必要があります。
- ケアマネジメント業務にあたっては、モニタリングやサービス担当者会議などを実施する場合は、感染症の拡大防止に努めるためにも、WEB での開催など対応を図る必要があります。
- 介護保険サービスの需要の増加とともに、今後生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の高齢者の生活を支える介護人材の確保が課題となっています。

(9) 安心できる住まいの確保

＜施策の方向＞

- ・高齢者住宅（シルバーピア）の適切な運営支援に努めます。
- ・住まいにおいて、より安全に生活ができるよう、住宅改修への支援を行います。
- ・東京都がサービス付き高齢者向け住宅の整備に補助を行う際に、事業者に対し市が定める基準に留意するよう求めることで、よりよい住宅環境の整備に努めます。

【主な取組状況】

- 住宅に困窮する高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、高齢者に配慮した設備と生活協力員を配置した高齢者住宅（シルバーピア）を運営しています。

- 市と一般社団法人賃貸保証機構が協力して、高齢者の住まいに関する相談、民間賃貸住宅の情報提供、賃貸借契約締結の支援などを行っています。
- 平成 30（2018）年度から住宅を借りる際の保証人がいない高齢者に対して、初回家賃保証料の一部助成を開始しました。
- 引っ越し等により賃貸住宅を探している高齢者に、東京都で定める一定の基準を満たす高齢者の入居を拒まない賃貸住宅が登録されている「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」を紹介しています。
- 見守りや葬儀・残存家財の片付けに不安を抱える高齢者に安心して居住できるサービス支援として、東京都で実施している「あんしん居住制度」を紹介しています。

【課題】

- 高齢者住宅（シルバーピア）の入居者の高齢化が進み、入居当時には自立した生活が可能であった入居者が認知症になったり、親族がいなくなるなどの事例が生じています。市、生活協力員、地域包括支援センター等が日頃から情報交換を行うなど連携し、入居者の支援が行える体制が必要です。
- 賃貸住宅を探している高齢者の入居を円滑に行うための各種制度の普及が必要です。


第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

住み慣れた小平で、 いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして



- 小平市第四次長期総合計画基本構想では、将来像の実現に向けた基本目標のひとつに、「くらしづくりー多様性を認めあい、つながり、共生するまちー」を掲げています。
- 小平市第四期地域保健福祉計画では、「だれもが担い手、お互いに支えあいながら、安心して暮らせる地域共生社会をめざして」を基本理念に掲げています。
- 小平市第四次長期総合計画基本構想の基本目標と小平市第四期地域保健福祉計画に掲げる基本理念を踏まえ、第8期計画では、第7期計画を継承し、「住み慣れた小平で、いきいきと笑顔で暮らせる地域社会をめざして」を基本理念とし、3つの基本目標に沿って高齢者保健福祉及び介護保険施策を推進していきます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の3つの基本目標の下に高齢者保健福祉及び介護保険にかかる施策・事業の総合的な推進を図ります。

- I 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援
- II いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援
- III 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

I 地域でお互いに支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの支援

- 高齢化が進む中、福祉のまちづくりや地域共生社会の理念に基づき、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。相互に支え合う地域づくりを進めるため、福祉分野をはじめさまざまな分野にわたって市民が取り組む多様なボランティア活動等への支援を行います。
- 一人暮らしや認知症などの高齢者を対象とした見守り活動や生活支援等を効果的に推進するために、地域で高齢者を支えるネットワークづくりや生活支援・介護予防に関わる人材の育成に努めます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域における多職種協働とネットワーク構築を図るための地域ケア会議を推進するとともに、高齢者支援の中核となる地域包括支援センターでは、地域生活課題について、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行うなど、包括的な支援体制づくりに努めます。

II いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

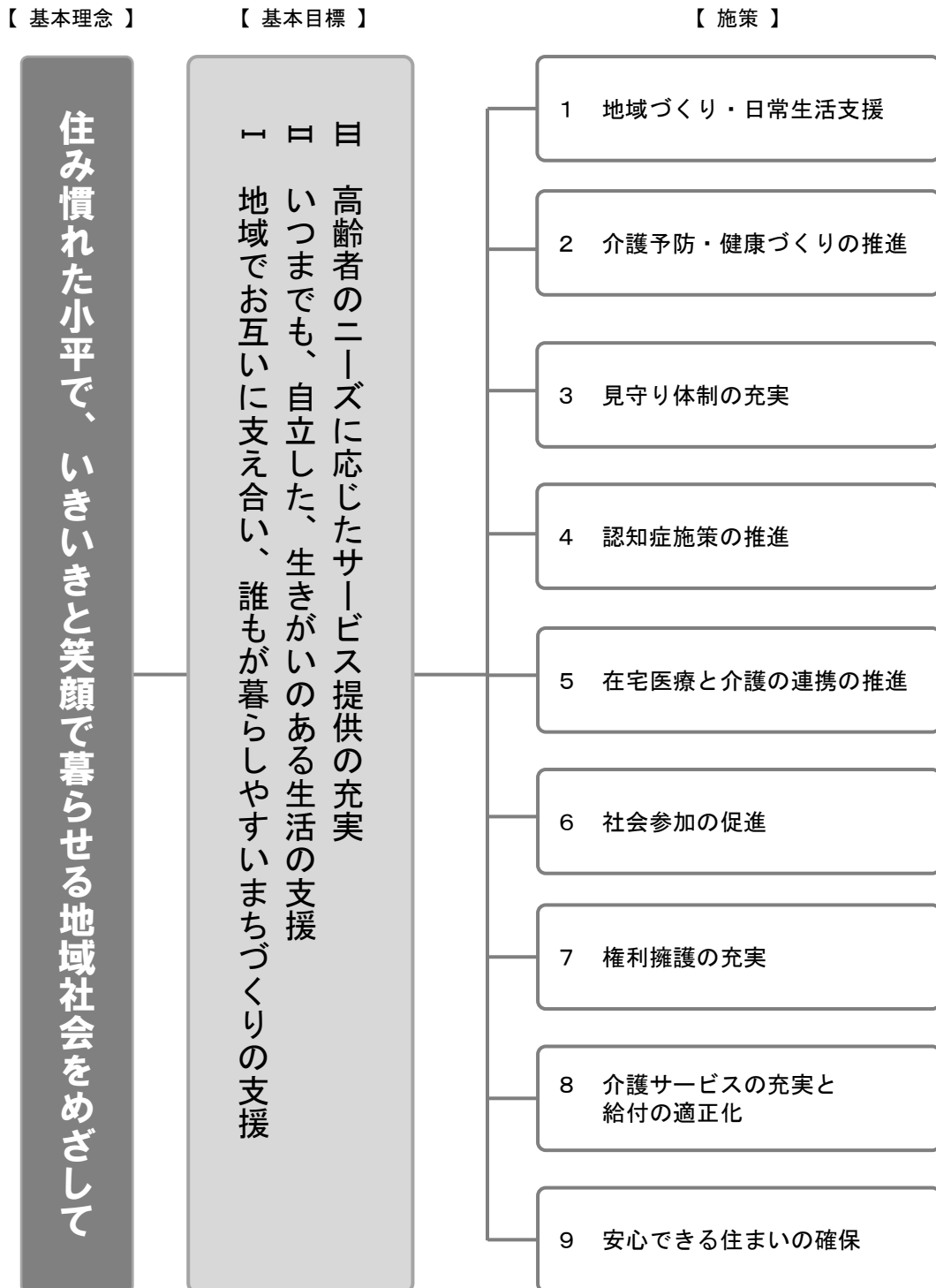
- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、地域の居場所・通いの場や高齢クラブ等の自主的な地域活動を支援するとともに、高齢者等の地域活動の担い手を養成し、活躍できる環境づくりを進めます。
- 自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減を図るため、介護予防に資する事業や認知症の人を地域で支える事業の充実及び生活支援体制の整備に努めます。
- 地域全体で高齢者を見守り、支えていけるように、高齢者とさまざまな世代の交流を促進し、豊かな地域づくりを進めていきます。

III 高齢者のニーズに応じたサービス提供の充実

- 高齢化の進展と要介護等認定者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上に努めるとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。
- 認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護など地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。
- 介護者の負担軽減や高齢者虐待の防止を図るために、家族への支援を充実させるとともに、地域全体で高齢者と家族を支える体制づくりを推進します。

3 施策の体系

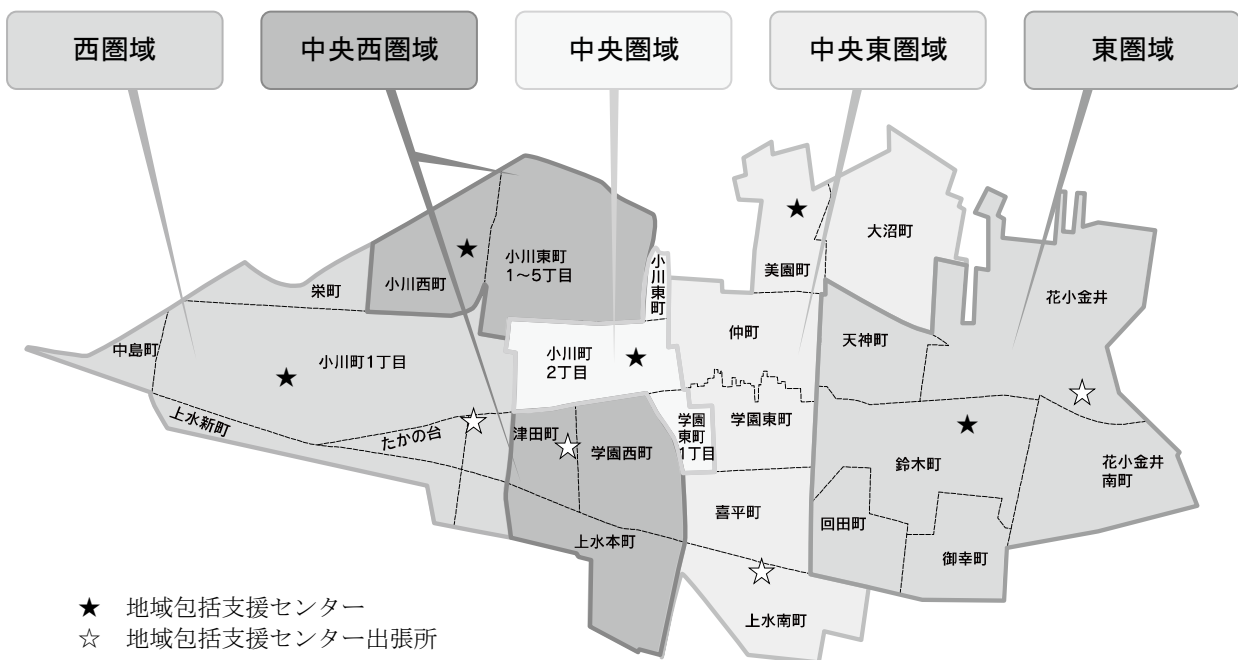
小平市は、基本理念、基本目標を軸として、9本の施策に沿って、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を総合的に推進します。



4 日常生活圏域の設定

小平市では、地域の成り立ちや人口の分布状況などから、市内を5圏域に区分し、圏域ごとの中核拠点として地域包括支援センターを設置しています。中央圏域を担当する中央センターは、基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センターの統括や連絡調整、後方支援、人材育成を行っています。また、各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、社会資源や地域課題の把握を行うほか、様々な主体と連携を図りながら、地域におけるネットワークの構築に取り組んでいます。

今期計画においても、この5圏域の設定を継承し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各種取組を推進するとともに、必要に応じて圏域の見直しについて検討します。



第4章

施策の取組

第4章 施策の取組

1 地域づくり・日常生活支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な主体が担い手となって、高齢者の日常生活を支援する体制の整備を進めていく必要があります。また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、支援が必要な高齢者の増加が見込まれる中、個々の状態に応じた適切な支援が必要です。

地域包括支援センターは、高齢者の身近な相談窓口として総合的な相談や支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、地域ケア会議などの事業を実施し、地域包括ケアシステムの構築の中核的な役割を担っています。また、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、社会資源の把握や地域の居場所・通いの場の創出を図るとともに、様々な主体と連携を図りながら、地域におけるネットワークの構築に取り組んでいます。

この他、支援を必要とする高齢者の地域での生活を支えるため、各種の生活支援サービスを実施しています。

【施策の方向】

- 地域包括支援センターが相談件数の増加や複雑化・複合化する高齢者のニーズに対応するとともに、地域のネットワーク構築機能などを十分に果たせるよう、地域包括支援センターの担うべき役割について整理し、機能の強化を図ります。
- 地域のつながりを強化するため、地域包括支援センターは居宅介護支援事業所や介護施設など地域の既存の社会資源と効果的に連携しながら、相談支援の機能の充実を図ります。
- 地域ケア会議の開催を通じて、サービス資源や高齢者の生活の様子など地域の状況についての検討を行い、多職種によるケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築、地域課題の把握等を図っていきます。
- 高齢者とその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、関係機関の連携強化と情報共有を図っていきます。
- 引き続き、介護予防リーダー、認知症支援リーダーを養成し、地域で活動する人材の育成に努めます。

- 介護予防リーダーや認知症支援リーダーの地域における活動の活性化が図られるよう、必要な支援を行います。
- 感染症の影響などにも留意しながら、地域のつながりや交流の促進が図られるよう、地域の居場所・通いの場の活動に対して必要な情報提供のほか、立ち上げや活動継続の支援を行います。
- 介護者の孤立防止や心身の負担軽減を図るため、介護者同士の交流や介護方法や知識などを学ぶための家族介護教室を開催します。

【施策の数値目標】

○介護予防リーダー、認知症支援リーダーの累計登録者数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
介護予防リーダー		介護予防リーダー
62人		110人
認知症支援リーダー		認知症支援リーダー
165人		220人

○介護予防リーダー、認知症支援リーダーが関わっている地域の居場所・通いの場の数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
10か所		30か所

※1か所に複数のリーダーが関わっていても1か所として掲載しています。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	地域包括支援センターの役割と機能強化	地域包括支援センターが増加する高齢者のニーズに適切に対応するために、担うべき役割を整理し、相談機能の充実を図るとともに、地域ケア会議等を活用し、関係機関との連携強化を図るなど、地域におけるネットワークの構築を進めます。
②	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実とともに、社会資源や地域課題を把握し、地域におけるネットワークの構築のために関係機関や団体等による地域ケア会議を開催します。

事業・取組		内容
③	生活支援体制の整備	地域での支え合いの体制を整備するため、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置するとともに、生活支援体制整備事業協議会において、多様な主体間による情報共有や連携・協働による体制整備を推進します。
④	地域で活動する人材育成	<p>〔介護予防リーダー養成〕 市が実施する介護予防講座の運営への協力や、介護予防に関する集まりを独自に実施する担い手を養成します。</p> <p>〔認知症支援リーダー養成〕 認知症サポーターの方を、認知症カフェの運営やお手伝いなど認知症の方やその家族への支援を行う担い手として養成します。</p>
⑤	ほのぼのひろば	<p>介護を必要としないおおむね60歳以上の方を対象に、孤独感の解消や介護予防を目的として、地域のボランティアや民生委員・児童委員の協力を得て、地域センターや公民館で趣味活動、創作活動、レクリエーション、軽い体操等を行う地域の居場所を運営します。</p> <p style="text-align: right;">《社会福祉協議会》</p>
⑥	地域の居場所・通いの場への支援	高齢者を主体とした交流活動の運営に係る相談支援、情報提供、研修及び団体相互の連絡調整、サロンの開始及び運営を支援します。
⑦	介護をしている家族への支援	高齢者を介護している家族を対象に、地域包括支援センターで介護方法や要介護者の重度化予防、介護者の身体的・精神的負担の軽減等についての知識・技術を得るための家族介護教室を開催します。
⑧	日常生活を支援する取組	<p>〔介護予防・生活支援サービス事業〕 要支援の認定を受けた方などに対し、訪問型サービスや通所型サービス等を提供することで、自立した生活を継続できるよう必要な支援を行います。</p> <p>〔高齢者生活支援ヘルパー事業〕 身体機能が低下し、日常生活に支障のある65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象に、家周りの除草等を行うヘルパーを派遣します。</p> <p>〔訪問理・美容サービス事業〕 心身の障がいや傷病等の理由により理髪店及び美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、理容師または美容師が、高齢者宅を訪問して理容または美容のサービスを提供します。</p> <p>〔ねたきり高齢者おむつ支給等事業〕 ねたきりで常時おむつを使用している65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、おむつの支給またはおむつ代の助成を行います。</p> <p>〔共通入浴券交付事業〕 65歳以上の一人暮らし高齢者等で、家に風呂がない、故障中等の理由で公衆浴場を利用せざるをえない高齢者のうち、市が定める要件に該当する方を対象に入浴券を交付します。</p>

事業・取組	内容
⑧ 日常生活を支援する 取組	<p>〔高齢者緊急通報システム事業〕 65歳以上の病弱で、常時注意を要する状態の一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯を対象に、ボタン1つで関係機関へ通報され、救助が図られる機器を設置します。</p> <p>〔高齢者自立支援日常生活用具給付事業〕 市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者を対象に、生活の利便を図るため日常生活用具を給付します。</p> <p>〔家事援助・介護・移送サービス（実施団体への支援）〕 在宅福祉に対する高齢者の多様なニーズに対応するため、家事全般、簡単な介助や食事等の有償家事・介護援助サービス、移送サービスを行っている市内NPO法人や市民団体等に対して経済的な支援をします。</p> <p>〔図書館宅配貸出サービス〕 要介護1以上の認定を受けている方で、図書館に来館することが困難な高齢者等に図書を配達することにより、情報入手の機会と、高齢者の生きがいの充実を図ります。</p> <p>〔福祉有償運送運営協議会運営事業〕 近隣市町村と「多摩地域福祉有償運送運営協議会」を共同開催し、道路運送法に基づく福祉有償運送事業（障がいのある方や要介護者等、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する運送事業）を実施しているNPO法人等に対し、必要な指導、助言を行います。</p> <p>〔コミュニティバス・コミュニティタクシー運行事業〕 地域公共交通の利便性の向上を図り、高齢者や子育て中の方等、市民の生活交通を確保し、地域を活性化するため、コミュニティバス及びコミュニティタクシーの運行を支援します。</p>

2 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、健康を維持し、「健康寿命」を延ばすことがとても重要です。

小平市では、介護予防や健康づくりに関する事業、健（検）診事業の実施により、高齢者が自身の心身や生活の状況に応じて、健康づくりに自ら取り組むことのできる環境を整備しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による外出や人との交流の減少等の生活状況の変化から、虚弱(フレイル)な高齢者の増加が懸念されています。

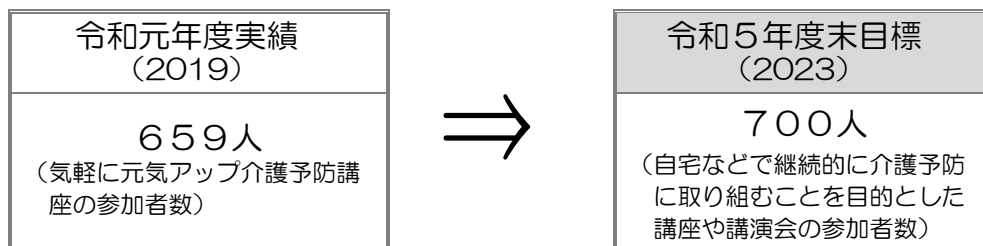
これまでの介護予防講座等の実施に加え、高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、理学療法士等の専門職による支援などを行いながら、住民が主体の介護予防の活動を地域全体へ広げていく必要があります。

【施策の方向】

- 自宅や身近な場所で介護予防に取り組めるよう正しい知識の普及・啓発や実践に向けた支援を行います。
- 理学療法士等のリハビリテーション職、管理栄養士、歯科衛生士が高齢者自身やケアマネジャー等の関係者に対し自立支援のための助言等を行うなど、個々の状態に応じた効果的な介護予防の取組を推進します。
- 身近な場所でフレイル予防に取り組むグループの立ち上げや活動継続への支援を行うため、専門的知識を持った推進員を新たに配置します。
- 介護予防ボランティアポイント事業について、参加者の健康づくりの視点を踏まえ事業の充実を図ります。
- 「こだいら健康増進プラン」を踏まえ、健康診査・各種検診の受診率の向上、ライフステージを通じた食育、運動習慣の継続等の健康づくりの推進に取り組みます。
- 高齢者の医療・介護・健診情報等から地域の健康課題を整理・分析し、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を検討していきます。

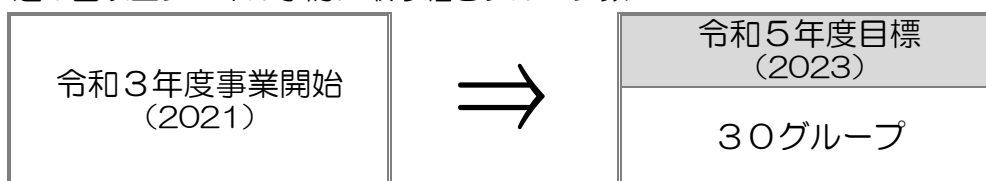
【施策の数値目標】

○介護予防講座の年間参加者数



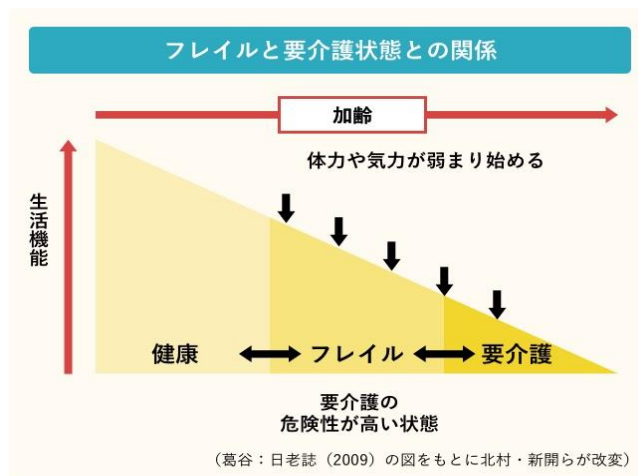
※第7期計画では、多くの高齢者に定期的に講座に参加してもらうことで、介護予防の取組を推進してきましたが、第8期計画では自宅などで介護予防に取り組むことを目的とした講座や講演会の参加者数を数値目標に設定します。

○週1回以上フレイル予防に取り組むグループ数



介護予防・フレイル予防とは？

フレイルは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態です。この状態は、右図にあるように、生活機能の自立度が高い「健康」と日常生活動作に障害がある「要介護状態」との間に位置しています。したがって、フレイル予防は、より早期からの介護予防（＝要介護状態の予防）を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方といえます。また、介護予防・フレイル予防は、認知症予防に資する可能性があります。



出典：東京都介護予防・フレイル予防ポータル
東京都福祉保健局

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	介護予防の推進	介護予防に資する運動、体操等の講座や教室、介護予防に関する有識者の講演会を通じて、介護予防への意識の啓発を図ります。また、介護予防に関するパンフレット等の配付やDVDの貸し出しにより介護予防の取組を広く普及していきます。
②	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等による「心身機能」、「活動」、「参加」のアプローチを活用することで、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の地域における介護予防の取組の機能強化を促進します。
③	地域におけるフレイル予防の取組の支援	身近な地域で住民自らが主体的にフレイル予防に取り組めるよう、専門的知識を持った推進員を新たに配置し、グループの立ち上げや活動への支援を行います。
④	介護予防ボランティアポイント制度	地域包括支援センターが実施する介護予防講座の運営の補助などの、高齢者の介護予防に資するボランティア活動実績を、介護予防ボランティアポイントとして評価することにより、介護予防を促進します。また、こだいら健康ポイント事業と連携を図るなど介護予防・健康づくりをより一層推進します。
⑤	こだいら健康ポイント事業	市から活動量計を貸与して、歩くことや体を動かすこと、健診の受診など健康づくりに取り組むことにポイントを付与し、楽しみながら健康づくりを継続することで、健康意識の向上を図ります。
⑥	高齢者健康音楽教室	高齢者が歌や音楽の演奏を通じて、生きがいづくりと健康維持、介護予防を目的に健康音楽教室を開催します。
⑦	高齢者交流室の運営	小平第二小学校内を利用し、囲碁・将棋・手芸等の趣味や創作活動、レクリエーション、季節の行事等を行い、小学生との世代間交流等を通して、高齢者の生きがいの充実と介護予防を図ります。
⑧	各健(検)診事業、予防接種事業	高齢者がいつまでも健康で暮らせるように、保健サービスを充実させていくことが必要とされています。健康診査・各種検診や予防接種などを実施して、高齢者の健康維持増進に努めます。
⑨	市民体力測定	文部科学省の依頼を受け実施している新体力テストを活用し、65歳から79歳の市民を対象に、健康や体力についての理解や加齢に伴う現状を知り、健康増進につなげる機会を提供します。
⑩	FC東京による高齢者の体操教室	サッカー選手が行っている体操を、高齢者向けにアレンジして紹介する教室です。FC東京スタッフが講師を務め、高齢者に適した運動を取り入れることによる健康づくりを推進します。

3 見守り体制の充実

小平市では、平成29（2017）年4月に、「いきいきこ दौर高齢者見守りの輪条例」を制定し、地域包括支援センターによる定期的な見守りをはじめ、民生委員・児童委員による訪問活動での見守り、介護予防見守りボランティアによるさりげない見守りや、高齢者見守り協定締結事業者による事業活動を通じた見守りなど、地域の様々な主体が連携しながら、高齢者の見守り活動に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により訪問による対面の見守りが難しい中、高齢者へ必要な支援が行き届くよう、地域における様々な社会資源を活用しながら、一人ひとりの高齢者の生活状況や意向に合わせた多様な見守りの充実を図っていきます。

【施策の方向】

- 介護予防見守りボランティア同士のネットワークをつくりながら、地域の実情に合った見守り体制の充実を目指します。
- 多様な主体による見守りの輪を広げ、地域全体で見守る仕組みづくりを進めます。
- 高齢者等の見守りに関する協定締結事業所をはじめとする、地域で見守りを行っている関係者とのより一層の連携を図り、支援を要する高齢者への適切な支援体制の構築に努めます。
- 高齢者の実態把握調査の実施等により、支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、機器などを活用した多様な見守りの方法についても検討していきます。

【施策の数値目標】

- 介護予防見守りボランティアの累計登録者数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
400人		600人

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	介護予防見守りボランティアの取組	登録研修を受け、介護予防見守りボランティアの登録を行った高齢者等が、地域包括支援センターと連携しながら、地域において高齢者をさりげなく見守ることで、地域の見守り体制を強化するとともに、ボランティアとして活動する高齢者の介護予防を推進します。
②	地域包括支援センターによる見守り	地域包括支援センターの職員による定期的な訪問や電話等により、高齢者の生活実態を把握し、支援が必要な高齢者が安心して自立した生活を継続できるよう支援します。
③	高齢者実態把握	アンケート調査や地域包括支援センター、医療機関、民生委員・児童委員等から収集した情報等を活用して、何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防に資する活動に繋げていく取組を行います。
④	民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員が、それぞれの担当地区で援助が必要な方々の悩みや要望の把握を行い、福祉サービスの情報提供や関係機関との連携に努めます。
⑤	訪問給食サービス	一人暮らし高齢者等で、安否の確認や低栄養の改善が必要な方に、見守りのため週4回(低栄養で栄養改善が必要な方は週7回)まで、昼食または夕食を手渡して届けます。
⑥	電話訪問サービス	毎週金曜日の午前中に、社会福祉協議会の訪問員が電話で状況を伺います。 《社会福祉協議会》
⑦	おはようふれあい訪問	おおむね70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、週3回宅配員が乳酸菌飲料を手渡しし、孤独感の緩和と見守りに取り組んでいます。 《社会福祉協議会》
⑧	見守りネットワークの充実	一人暮らし高齢者や、認知症高齢者への見守りの充実を図るために、関係機関や地域で見守り活動を行っている方々と、情報共有と連携調整を図るとともに、民間事業者等の業務活動において、利用者等高齢者の異変を察知した際に、地域包括支援センター等への通報を行う協定を締結し、高齢者が安心して生活ができるよう支援します。
⑨	避難行動要支援者避難支援体制の整備事業	災害発生時等における支援を適切かつ円滑に実施するため、避難支援マニュアルや避難行動要支援者登録名簿等を活用し、地域における避難支援体制づくりを推進します。

4 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

国では、令和元（2019）年6月に「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、基本的な考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、施策を推進することが示されています。

認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発、早期発見・早期対応体制の充実、認知症の人やその家族への支援、認知症に係る医療と介護の連携強化に取り組んでいきます。

【施策の方向】

- 引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、地域における認知症に関する理解の促進や普及・啓発に取り組んでいきます。
- 認知症やもの忘れに不安のある人が早期に相談できるように、認知症に関する相談先のさらなる周知を図るほか、認知症の心配があるかを確認するもの忘れチェック会などを行います。
- 何らかの理由で医療や介護サービスの利用が難しい認知症の人と家族が安心して地域で暮らせるように、認知症初期集中支援チームが専門的見地から支援を行います。
- 認知症地域支援推進員を増員し各地域包括支援センターに配置することで、各圏域の認知症に関する相談や支援の体制を構築する取組を推進するほか、認知症支援リーダーが認知症の人やその家族の視点に立って、地域で活動できるように支援します。
- 認知症の人と家族が安心して過ごせる場である認知症カフェ等の開催を推進します。
- 認知症の人が自分らしく地域で生活ができるよう、認知症の人の社会参加を推進します。

【施策の数値目標】

○認知症サポーター養成講座の累計受講者数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
8,886人		10,000人

○認知症カフェの実施箇所数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
9か所		15か所

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
① 認知症予防の取組	<p>【認知症予防講演会・教室等】 認知症に関するさまざまな内容の教室等を実施し、認知症予防の取組を推進します。</p>
② 認知症になっても安心して暮らすための取組	<p>【認知症サポーター養成講座】 認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成講座を実施します。</p> <p>【認知症週間】 認知症に関する事業を一定期間内に集中して行い、認知症についての市民への啓発を効果的に行います。</p> <p>【認知症ケアパス】 認知症に関する基礎知識の他、医療や介護サービス等をまとめた「こいだら認知症ガイドブック」を配布し、周知を図ります。</p> <p>【もの忘れ相談医の周知】 小平市医師会の協力により、「もの忘れ相談医一覧」を作成し、高齢者のしおり等で周知します。</p> <p>【もの忘れチェック会】 認知症の早期発見を目的に認知症の疑いの有無を確認し、必要な場合は受診を促す事業を実施します。</p> <p>【認知症初期集中支援】 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。</p> <p>【認知症地域支援推進員】 認知症に関連する医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行います。</p>

事業・取組	内容
② 認知症になっても安心して暮らすための取組	<p>〔認知症カフェ〕 認知症の人やその家族が安心して過ごし、地域の人と交流ができる居場所を開催し、認知症の人の社会参加、家族支援、地域の認知症の理解の促進を図ります。</p> <p>〔認知症家族介護講演会・講座〕 認知症の人を介護するための知識を学ぶための講演会や認知症の人を介護する家族同士が、交流しながら認知症の基礎知識やストレスとの付き合い方を学ぶ講座を実施します。</p> <p>〔認知症高齢者見守り〕 GPSの利用やQRコード付きのシールの配付により、徘徊等の恐れのある高齢者が行方不明になったときの早期発見・保護につなげます。</p> <p>〔認知症ケア向上研修〕 介護事業所の従事者に対し、認知症の方への介護等の質の向上を図るための研修を行います。</p>

認知症カフェとは？

認知症カフェは、住み慣れた地域の中で、認知症の人やその家族が安心して過ごせる居場所となるものです。また、地域の人が認知症のことを理解し受け入れることを促す場でもあります。活動の内容は、参加者同士の交流や音楽鑑賞等様々です。

市内では、令和元年度末時点で地域包括支援センターや認知症支援リーダー等により、9か所の認知症カフェが開催されています。



5 在宅医療と介護の連携の推進

小平市では、小平市医師会と連携し、在宅医療・介護に関する関係機関が集まり、課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、医療介護関係者の情報共有の支援、研修の実施、市民への普及啓発に取り組んできました。

今後も高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、事業の評価を行いながら取組内容の充実を図ることが求められています。

【施策の方向】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで過ごせる体制の促進に向けて、医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の多職種が連携・協働しながら、課題の整理や対応策の検討・実施を行います。
- 高齢者支援課内に設置している在宅医療介護連携調整窓口では、医療や介護に関する情報提供等を行い、関係者を支援します。
- 自分らしい生活を最期まで続けてもらうために、介護が必要となり通院できなくなった時に利用できる医療や介護サービスについての基本的知識や、本人の望む人生の最終段階の医療やケアについて話し合う人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニングの愛称）などについて、普及・啓発を行います。

人生会議とは？

（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

もしものときのために、自らが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、家族等と共有する取組を「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。自分の心身の状態に応じて、かかりつけ医等から自分や家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業所の機能等の社会資源及び在宅医療・介護サービス利用者の情報を把握し立案等に活用するとともに、医療・介護関係者の連携に必要な情報を提供します。
②	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する協議会を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。
③	在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者支援課内に在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置し、相談の受付、連携調整、情報提供等を行います。
④	地域住民への普及啓発	在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。
⑤	医療・介護関係者の情報共有の支援	患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう支援します。
⑥	医療・介護関係者の研修	相互の理解を深め、地域の医療・介護関係者がよりよく連携をするために、多職種での協働・連携に関する研修を行います。
⑦	歯科医療連携推進事業	介護が必要、または病気や障がいのため、かかりつけ歯科医を探すのが困難な方を対象に、東京都小平市歯科医師会と連携し、歯科医院の紹介をします。

6 社会参加の促進

高齢者人口がさらに増加する中、高齢になっても仕事を続けるなど、社会で活動している元気な高齢者が増えています。高齢者がこれまでに培った経験や知識を就労・就業、地域活動を通じて活かし、活躍できる機会の充実が求められています。

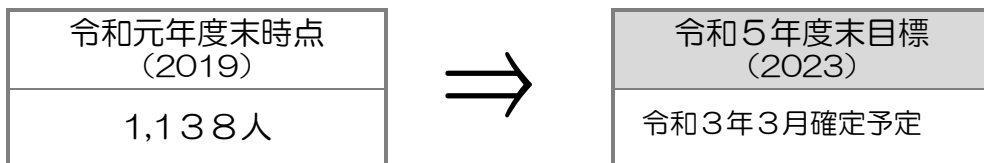
小平市では、高齢者が趣味、就業、学習、健康増進などの社会参加の機会を確保するため、福社会館、高齢者館の運営や高齢者の活動を支援する事業、講座等を実施しています。

【施策の方向】

- シルバー人材センターの会員数の増加に向け、事業の周知を図ります。
- 高齢クラブ連合会との連携により、高齢クラブの活動の活性化を図ります。
- 高齢者が自らの経験や知識を地域の活動に活かし、やりがいや実感が得られるよう、高齢者の社会参加や多様な就労を促進します。
- 高齢者館、福社会館を適切に運営し、高齢者の交流の場等としての機能の維持、向上に努めます。

【施策の数値目標】

- シルバー人材センター会員数



※目標値は小平市シルバー人材センター「第4次長期5か年計画」(令和3年3月)による。

【主な事業・取組】

	事業・取組	内容
①	高齢者館(ほのぼの館・さわやか館)運営	和室、多目的ホール、介助浴室(さわやか館のみ)、パソコンや電位治療器、血圧測定器を設置している施設を運営します。
②	福社会館(老人福祉センター)運営	高齢者の健康づくり、趣味や教養、レクリエーションを行う場や、ヘルストロンなどを備えた施設を運営します。
③	シルバー人材センター運営補助	就業を通じた高齢者の生きがいの充実と、社会参加を促進するため、小平市シルバー人材センターへの助成を行います。

事業・取組		内容
④	高齢クラブへの助成	高齢者が健康で心豊かな生活を送るため、地域ごとに自主的に組織されている高齢クラブに対し助成を行います。
⑤	高齢者福祉大会	毎年9月に、市内の高齢者を招いて長寿を祝う式典を開催し、90歳を迎えた方等の表彰を行います。式典の後には、演芸等を楽しんでいただきます。 《社会福祉協議会共催》
⑥	自主的な学習活動・市民活動への支援	<p>【小平市民活動支援センターあすぴあ】 市民の自主的な社会貢献活動や市民活動を支援する拠点です。市内で活動する団体等を紹介する「むすぶ」や「あすぴあ通信」の発行の他、市民活動に関する講座や講演会等を実施します。また、知識や経験等を市民活動に役立てたい人と意欲ある人を求めている団体とのマッチングを行う「こだいら人財の森」事業を推進することで、地域で活躍する担い手を増やし、市民活動の裾野を拡大します。</p> <p>【シニア講座（シルバー大学）】 仲間づくり、生涯学習機会の提供などを目的として、公民館においてシニア講座(中央公民館はシルバー大学)を開設します。</p> <p>【大学公開講座の案内】 市内にある特色の異なる様々な大学が開催する公開講座を広く周知することで、市民の学習活動を支援します。</p>

7 権利擁護の充実

高齢者の権利と尊厳を守るためには、権利擁護体制の充実と虐待の防止が不可欠です。

小平市では、高齢者の権利を守り、判断能力が十分でない方を支援するために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の活用を促進するとともに、虐待防止対策の充実を図っています。

【施策の方向】

○権利擁護に関する事業を実施する権利擁護センターこだいらや、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知に努めます。

○虐待に対する早期の対応を図るため、関係機関との連携に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	高齢者虐待の早期発見・防止	高齢者虐待防止に向けて、地域包括支援センター、市を中心に福祉サービス事業者、社会福祉協議会、警察署等の関係機関の連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・防止に努めます。また、高齢者虐待に関する正しい知識や理解が進むよう、パンフレット配布等の啓発活動を充実します。
②	高齢者緊急一時保護事業	養護者から虐待を受けている高齢者や、養護者の急な不在等により在宅での介護が困難になった高齢者を介護保険施設等に一時的に保護します。
③	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)	在宅で生活する認知症高齢者等に対する、「福祉サービスの利用援助」、「日常的な金銭管理サービス」、「書類等の預かりサービス」を行います。また、事業の周知や地域包括支援センター等の関係機関との連携に努めます。 《権利擁護センターこだいら(社会福祉協議会)》
④	成年後見制度	判断能力が十分でない認知症高齢者等を保護するための成年後見制度を推進するため、成年後見に関する利用相談支援、後見人のサポートや地域ネットワークの活用、運営委員会の設置等を行います。また、地域包括支援センターと連携し以下の事務を行います。 ○高齢者等からの権利擁護に関わる相談等への対応。 ○成年後見制度の利用が必要と思われる方について、その家族に必要性や手続き等を説明し、申し立てにつなげる。 ○成年後見制度が必要であるにもかかわらず身寄りがないような方について市長の申し立てにつなげる。 ○社会貢献型後見人(市民後見人)の養成。 ○講座の開催、講師の派遣等を行い、制度の周知・啓発を行う。 《権利擁護センターこだいら(社会福祉協議会)》

8 介護サービスの充実と給付の適正化

小平市では、高齢者数の推移や介護サービスの利用状況等を分析しながら、必要な介護サービスの充実に努めています。

特に地域密着型サービスや介護施設の整備については、ニーズ及び近隣市の整備状況等を勘案しながら計画的に整備を進めています。

また、必要かつ適切なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上や給付の適正化に取り組んでいます。

今後、急速な高齢化による介護サービスの需要が増大する一方で生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護人材の確保と介護現場の業務の効率化が課題となっています。

【施策の方向】

- 地域密着型サービス、介護施設については、アンケート調査結果等による利用意向、既存施設の待機状況、近隣市の整備状況、第7期から継続している協議の状況を勘案しながら、具体的な整備目標を定めます。

主な地域密着型サービス・介護施設のサービス内容

	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、緊急時などの随時対応・随時訪問を行うサービスです。
	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせて利用できるサービスです。
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者への支援に対応するため、利用者の状態に応じ、小規模多機能型居宅介護と訪問看護とを組み合わせ、介護と看護のサービスを柔軟に利用できるサービスです。
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の方が、食事や入浴などの日常生活上の支援を受けながら、少人数のグループで生活する施設です。
介護施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助を受ける施設です。
	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

	サービス名	サービス内容
介護施設	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、介護専用型ケアハウスを指し、入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練などを受ける施設です。

- 要介護認定調査票の点検やケアプラン点検など介護給付適正化の取組を推進し、公正な制度運営に努めます。
- 引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービスの担い手として、生活サポーターを養成します。
- 東京都と連携を図りながら、介護事業所に対して各種人材確保に関する情報提供を行うほか、介護分野の文書に係る負担軽減やICTの活用事例の紹介など業務の効率化を促進し、介護職員の負担軽減を図っていきます。

【施策の数値目標】

- 生活サポーターの累計登録者数

令和元年度末時点 (2019)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
172人		300人

【施策の数値目標】

- 地域密着型サービスの整備目標

令和2年度末時点見込み (2020)	⇒	令和5年度末目標 (2023)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護		定期巡回・随時対応型訪問 介護看護
1か所		2か所
看護小規模多機能型居宅介護		看護小規模多機能型居宅介護
1か所／登録定員29人		2か所／登録定員58人
認知症高齢者グループホーム		認知症高齢者グループホーム
10か所／171人		11か所／189人

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第7期で定めた整備目標の進捗状況等を踏まえ、1か所の整備を目指します。

○看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護については、より医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るため、1か所の整備を目指します。

○認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者グループホームについては、利用状況等を勘案し、1か所の整備を目指します。

○その他の地域密着型サービス

その他の地域密着型サービスについては、具体的な整備目標は定めませんが、利用状況や事業者からの相談等の状況に応じて、必要な整備を検討します。

○介護施設の整備目標

令和2年度末時点見込み (2020)	⇒	令和7年度末目標 (2025)
特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)		特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)
845人		945人

※特別養護老人ホームについては、協議から開設まで一定の期間を要するため、令和5(2023)年度までの短期間ではなく、令和7(2025)年度までの中期的な目標を定めます。

○特別養護老人ホーム

令和2(2020)年度に実施した調査では、特別養護老人ホームの入所申込者数は329人となっており、その内要介護3~5の方は271人となっています。

第7期で定めた整備目標の進捗状況、入所申込者数の状況、将来の要介護認定者数の推計や東京都高齢者保健福祉計画に定める多摩北部圏域の必要入所定員総数等様々な要素を勘案し、令和7(2025)年度までの特別養護老人ホームの整備目標を100人の増とします。なお、第7期から継続している特別養護老人ホームの整備により、整備目標に到達するため、第8期の期間中は新たな整備の予定はありません。

○介護医療院

介護医療院については、参入意向等の状況を勘案し、必要に応じて整備を検討します。

○特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護のうち介護付有料老人ホームについては、近年開設が続いており、新たな整備の必要性は低くなっていますが、東京都高齢者保健福祉計画に定める必要利用定員総数の達成状況により、必要に応じて相談に対応します。

【主な事業・取組】

事業・取組		内容
①	介護サービスの基盤整備	高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、必要な介護サービスの整備に努めます。
②	介護サービスの質の向上	<p>【ケアプラン指導研修】 ケアマネジャーが、利用者のニーズ、身体状況等に対応して適正なケアプラン(介護サービス計画)の作成をするために、事例検討や、情報提供、並びに、ケアプランの自己点検を行うことで、ケアマネジメントの質の向上を図ります。</p> <p>【介護サービス事業所連絡会】 市内介護サービス事業所と関係公共機関が連携及び調整を行い、高齢者福祉サービス体制の充実を図ることを目的として連絡会を開催します。</p> <p>【介護相談員派遣等事業】 介護相談員の施設等への派遣を通じて、サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質の向上を目指します。</p>
③	介護人材確保等の支援	<p>【介護人材の確保】 東京都と連携し、介護人材確保事業や職員の育成、待遇改善事業の周知を図り、介護人材の確保を目指します。</p> <p>【生活サポーター養成】 介護予防・日常生活支援総合事業の生活援助サービスの担い手を養成します。</p>
④	介護給付適正化の取組	<p>【介護サービス事業所に対する指導・監督の実施】 介護保険法の趣旨・目的の理解を進め、介護報酬請求の過誤や不正の防止のため、介護サービス事業所を対象に集団指導及び実地指導を実施します。</p> <p>【要介護認定調査票の点検】 認定調査員が調査した要介護認定調査票の内容について、「調査項目の定義」に合わない点や不明な箇所を当該調査員に確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。</p> <p>【ケアプラン点検】 個々の受給者が真に必要なサービスを確保するため、ケアプランの記載内容について点検を行います。</p> <p>【住宅改修訪問調査】 市が調査を委託した理学療法士、建築士等が介護保険の住宅改修の申請をした利用者宅を訪問し、利用者等やケアマネジャー、施工業者等の立会いのもと、家屋状況、高齢者の身体状況等を調査し、適正な工事であることを確認します。</p>

事業・取組		内容
④	介護給付適正化の取組	<p>〔縦覧点検・医療情報との突合〕 東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付との突合情報をもとに、介護サービス事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求を調査し、過誤調整等を行います。</p> <p>〔介護給付費通知〕 介護保険サービスの利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、回数、利用者負担額、サービス費用合計額等を通知します。</p>
⑤	低所得者への配慮	<p>〔介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担軽減事業（国・都制度）〕 収入及び預貯金額等、国が定める基準に該当する方について、介護保険サービス利用料の軽減を図ります。</p> <p>〔生計困難者に対する介護保険料減免（市単独事業）〕 収入及び預貯金額等、市が定める基準に該当する方について、介護保険料の軽減を図ります。</p> <p>〔通所介護等利用者助成事業（市単独事業）〕 通所介護等の利用者で、市民税非課税世帯に該当する方について、サービス利用の促進を図るため、食費の一部を助成します。</p>

9 安心できる住まいの確保

小平市では、高齢者が地域で生活するための基盤となる、安心して暮らせる住まいの確保に向け、高齢者住宅の運営支援、住宅の改修に対する支援を実施しています。

【施策の方向】

- 高齢者住宅（シルバーピア）の適切な運営支援に努めます。
- 住まいにおいて、より安全に生活ができるよう、住宅改修への支援を行います。
- 東京都がサービス付き高齢者向け住宅の整備に補助を行う際に、事業者に対し市が定める基準に留意するよう求めることで、よりよい住宅環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

	事業・取組	内容
①	高齢者住宅（シルバーピア）の運営支援	住宅に困窮する高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、高齢者に配慮した設備と生活協力員を配置した高齢者住宅（シルバーピア）の運営支援を行います。
②	高齢者自立支援住宅改修給付事業	介護保険の対象とならず、小平市が行うサービス利用判定を受けた65歳以上の日常生活の動作が困難な高齢者を対象に、住宅改修の費用を一定の限度額まで助成します。
③	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者が、いつまでも安心して住み続けることのできる住まいの充実に図るため、安否確認や生活相談サービスなどを提供する高齢者向けの住宅です。
④	家賃保証料の支援	住宅を借りる際の保証人がいない高齢者が、市が紹介した民間保証会社を利用した場合、最初に支払った家賃保証料（初回保証委託料）の一部を助成します。

第5章

介護保険事業の見込量と 介護保険料

第5章 介護保険事業の見込量と介護保険料

1 介護保険事業の見込量推計と保険料設定の流れ

第8期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から提供された「地域包括ケア見える化システム」の将来推計機能を使用して推計を行いました。

①被保険者数

第1号被保険者数（65歳以上）・第2号被保険者数（40～64歳）について、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の推計を行いました。



②要介護等認定者数

被保険者数に対する要介護等認定者数（認定率）の動向等を勘案して、将来の認定率を見込み、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の要介護等認定者数を推計しました。



③施設・居住系サービスの量

要介護等認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービス量を推計しました。



④在宅サービス等の量

地域密着型サービス等の整備計画や、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計しました。



⑤地域支援事業に必要な費用

介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計しました。



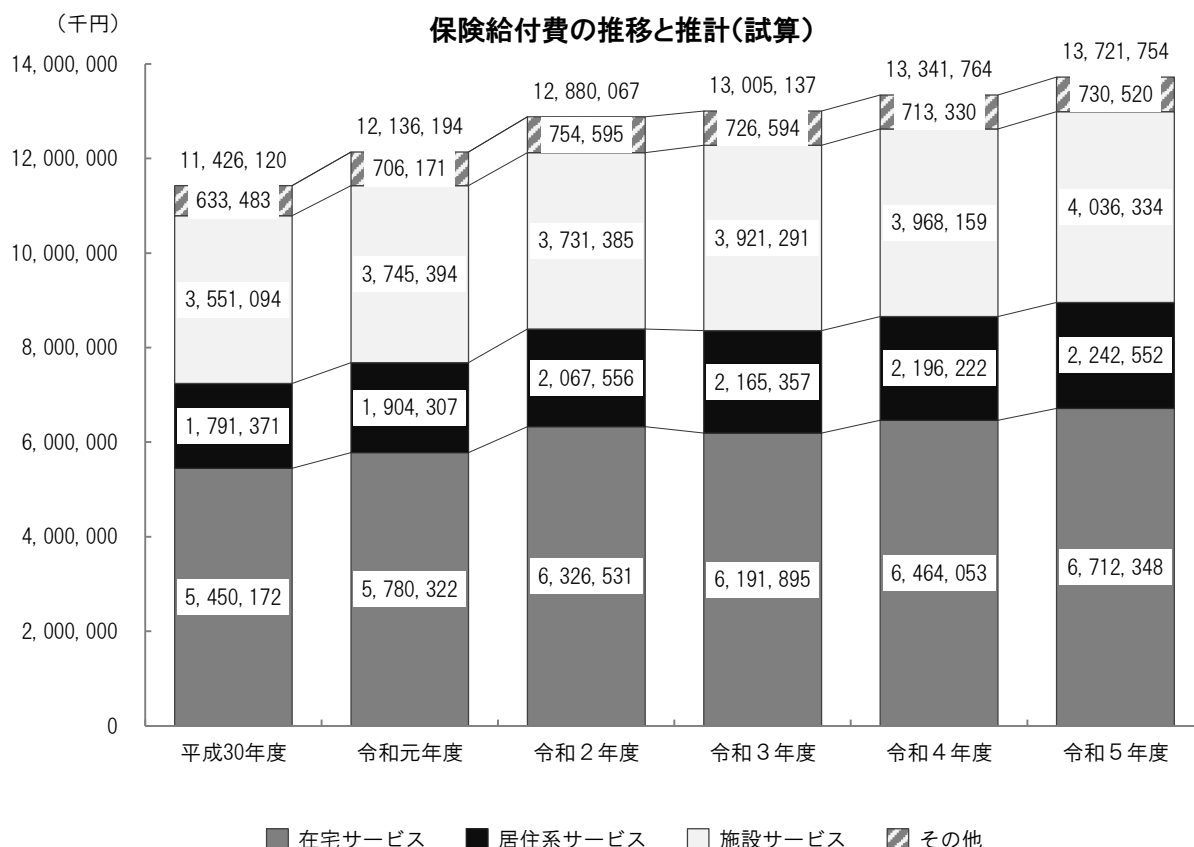
⑥第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険の運営に必要な③～⑤の費用や被保険者数の見込みとともに、第8期の第1号被保険者の介護保険料を設定しました。

2 介護保険事業の見込量推計

(1) 保険給付費（標準給付費）の推移と推計（試算）

要介護等認定者数の増加等に伴い、保険給付費（標準給付費）は平成30（2018）年度の約114億2,600万円から、令和5（2023）年度には約137億2,200万円にまで増加するものと見込まれます。



単位：千円

	第7期実績			第8期推計		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)(見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
在宅サービス	5,450,172	5,780,322	6,326,531	6,191,895	6,464,053	6,712,348
居住系サービス	1,791,371	1,904,307	2,067,556	2,165,357	2,196,222	2,242,552
施設サービス	3,551,094	3,745,394	3,731,385	3,921,291	3,968,159	4,036,334
その他	633,483	706,171	754,595	726,594	713,330	730,520
合計	11,426,120	12,136,194	12,880,067	13,005,137	13,341,764	13,721,754
計画期間合計	36,442,381			40,068,655		

※予防サービスを含む。

※その他：審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費

※端数処理により、一部の計が一致しない。

(2) 地域支援事業費の推移と推計（試算）

地域支援事業については、平成30(2018)年度の約7億6,900万円から、令和5(2023)年度には約10億2,400万円にまで増加するものと見込まれます。

地域支援事業費の推移と推計(試算)

単位：千円

	第7期実績			第8期推計		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) (見込み)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業	457,769	469,920	608,858	647,039	662,095	673,275
包括的支援事業・任意事業	311,028	304,610	327,977	346,453	348,594	350,277
合計	768,797	774,530	936,835	993,492	1,010,689	1,023,552
計画期間合計	2,480,162			3,027,733		

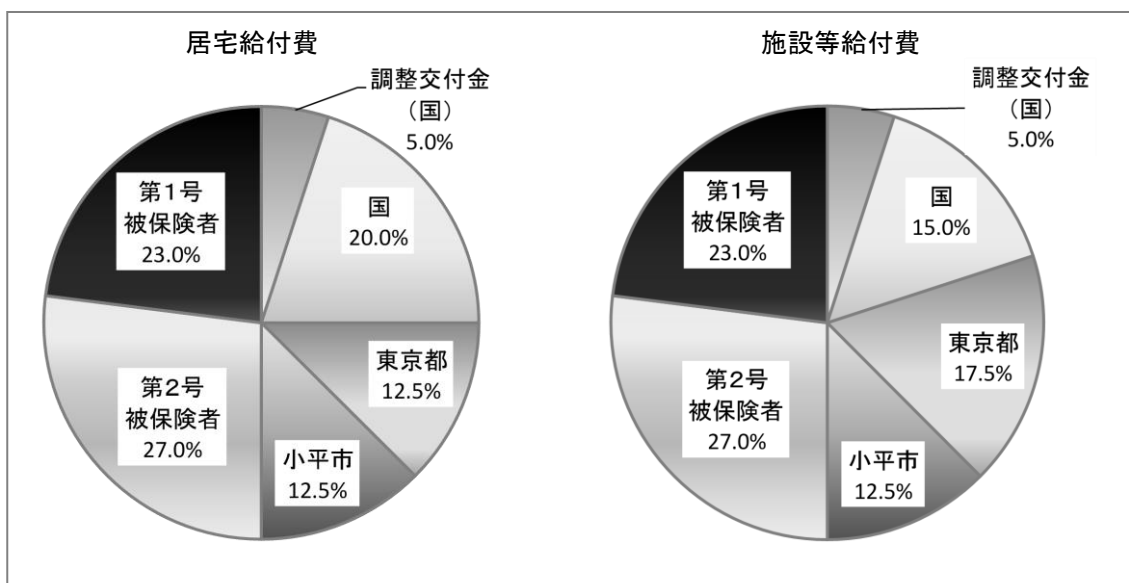
※端数処理により、一部の計が一致しない。

3 介護保険料

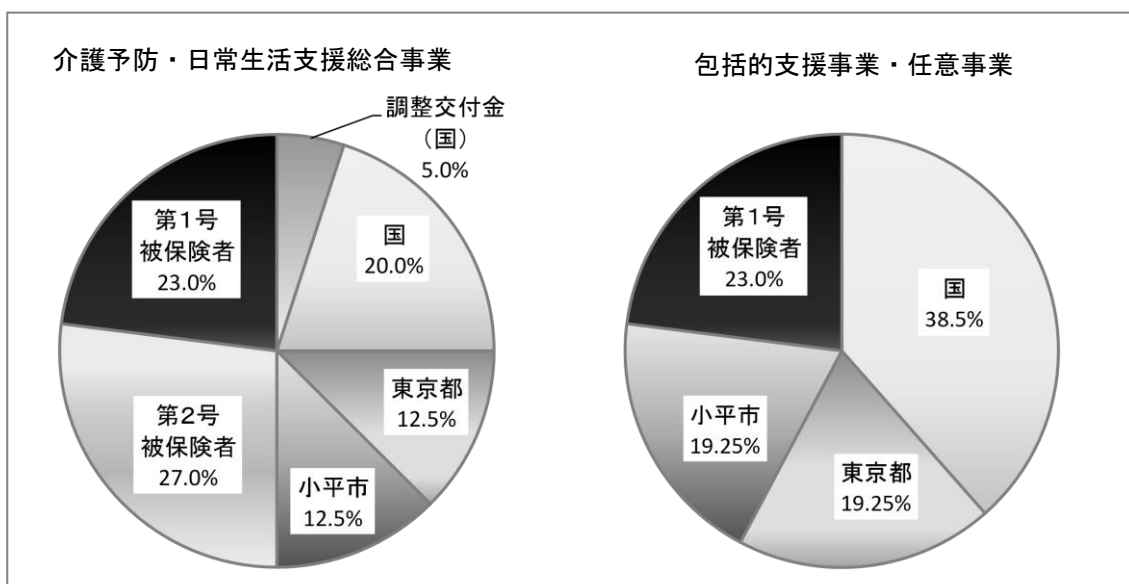
(1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

介護保険の財源構成



地域支援事業の財源構成



(2) 介護保険料算出の手順

①保険給付費（標準給付費）の算出

令和3（2021）年度～5（2023）年度における保険給付費（標準給付費）を算出します。

②地域支援事業費の算出

令和3（2021）年度～5（2023）年度における地域支援事業費を算出します。

③保険料収納必要額の算出

（ア）第1号被保険者負担分相当額の算出

令和3（2021）年度～5（2023）年度における第1号被保険者負担分相当額は①と②の合計金額の23%となります。

（イ）調整交付金不足分の算出

調整交付金は、各市町村間における第1号被保険者のうち、75歳以上及び85歳以上の方の割合及び所得段階別割合の格差による、介護保険財政の不均衡を是正するため交付されます。小平市における調整交付金の交付割合は、過去の実績から、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度は、4.7%ほどになると推計しています。

従って、調整交付金負担分の5%から交付割合を引いた分が調整交付金不足分となり、第1号被保険者の保険料でまかなうことになります。

（ウ）介護給付費等準備基金取崩額の算出

介護給付費等準備基金とは、各計画期間における保険料の剰余分を積み立て、当該及び次期計画期間において、保険料の上昇の抑制に充てるために活用する基金です。

安定的な財政運営を行うための適正な基金残高水準を検討し、第8期計画期間（令和3（2021）年度～5（2023）年度）では、必要な額を取り崩すこととします。

（エ）保険料収納必要額の算出

（ア）～（ウ）の数字を基に保険料収納必要額を算出します。

（ア）第1号被保険者 負担分相当額	+	（イ）調整交付金不足分	-	（ウ）介護給付費等 準備基金取崩額	
				=	保険料収納必要額

④ 予定保険料収納率の設定

令和3（2021）年度～5（2023）年度の予定保険料収納率は、98.0%を見込んでいます。

⑤ 第1号被保険者数の推計

介護保険料を負担する第1号被保険者数に所得段階別の加入割合を補正し、補正第1号被保険者数を推計します。

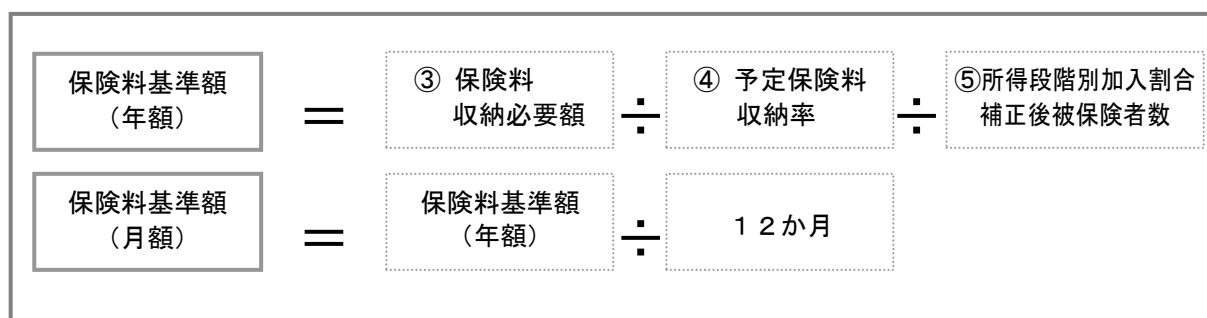
単位：人

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
第1号被保険者数	46,193人	46,401人	46,610人	139,204人
補正第1号被保険者数	—	—	—	—

※「補正第1号被保険者数」とは、基準所得金額（第5段階）人数に換算すると何人分に相当するかを表しています。

⑥ 第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出

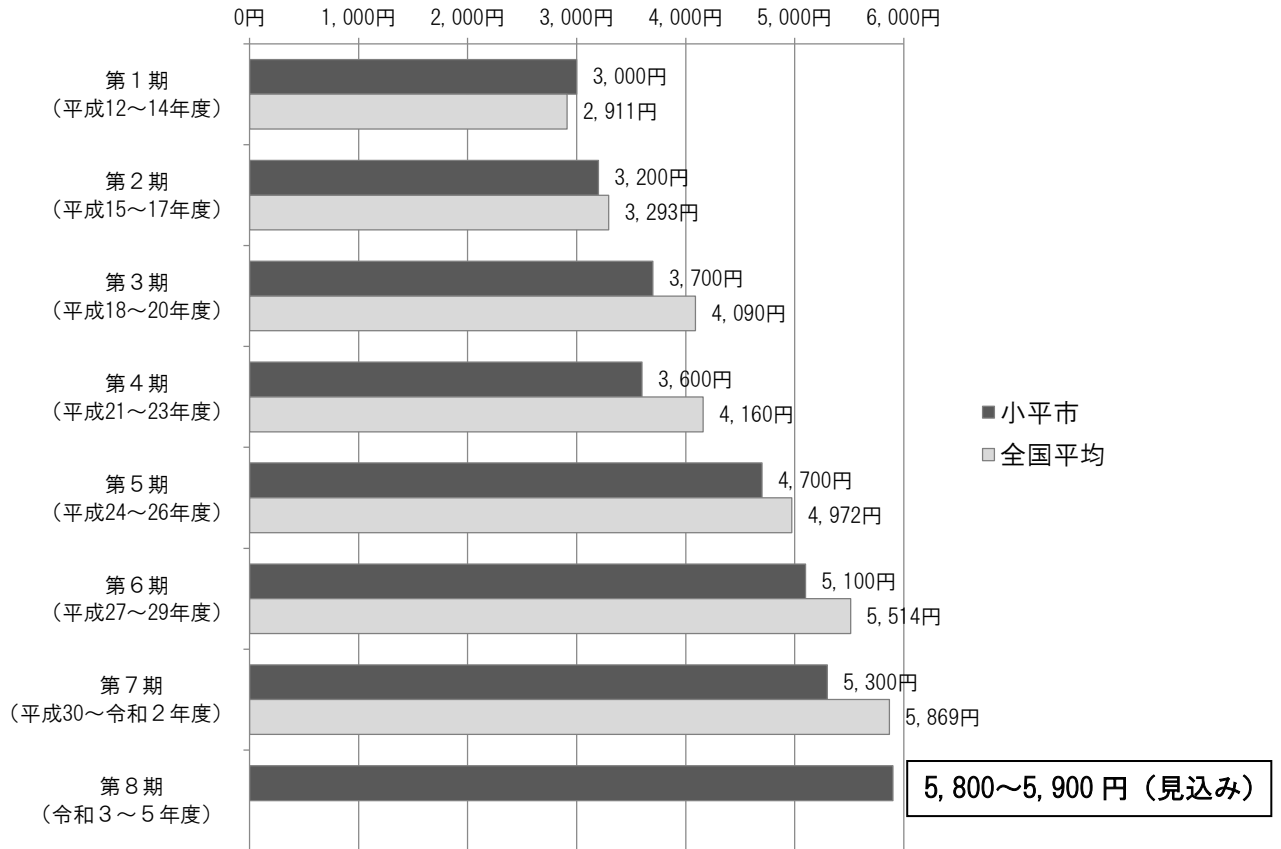
保険料収納必要額を予定保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で除算し、保険料基準額（年額）を算出します。



(3) 第1号被保険者介護保険料（試算）

①保険料基準月額

第8期（令和3～5年度）の保険料基準月額は、保険給付費等の増加により、上昇する見込みです。



	小平市	全国平均
第1期(平成12～14年度)	3,000円	2,911円
第2期(平成15～17年度)	3,200円	3,293円
第3期(平成18～20年度)	3,700円	4,090円
第4期(平成21～23年度)	3,600円	4,160円
第5期(平成24～26年度)	4,700円	4,972円
第6期(平成27～29年度)	5,100円	5,514円
第7期(平成30～令和2年度)	5,300円	5,869円
第8期(令和3～5年度)見込み	5,800～5,900円	

※最終的に保険料は、①介護報酬改定の影響、②介護給付費準備基金の取り崩し、③制度改正等の影響などを踏まえて算定します。

②所得段階の設定

第7期（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）から引き続き、第1～第15段階とします。

③令和7（2025）年の保険料推計

国の「地域包括ケア見える化システム」の将来推計では、令和7（2025）年の小平市の介護保険料は、基準月額6,600円を超える見込みとなります。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況報告

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、「小平市介護保険運営協議会」に報告し、分析・評価を行います。取りまとめた結果は、市ホームページ等で公表します。

また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。計画の進捗や効果の評価の結果、社会状況の変化や新たな国・都の施策、市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 小平市介護保険運営協議会

保健・医療・福祉の関係者、介護サービス等の事業者、権利擁護・相談事業等を担う関係者、学識経験者、公募市民等により構成される「小平市介護保険運営協議会」において、以下の項目について協議・検討を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理に関すること
- ・地域包括支援センターに関すること
- ・地域密着型サービスに関すること
- ・その他介護保険事業の運営に関すること

会議は、互選により選出された会長のもと、年4回程度開催され、合議制によって運営されます。小平市は、その事務局としての役割を担います。

2 関係機関等との連携

高齢者保健福祉及び介護保険事業の円滑な推進を図るため、小平市社会福祉協議会、小平市シルバー人材センター、小平市医師会、東京都小平市歯科医師会、小平市薬剤師会、東京都多摩小平保健所等との連携・協力関係を維持します。

また、民生委員・児童委員、自治会、高齢クラブ等の組織、市内で活動するNPO、ボランティアサークル等の市民団体、協力関係にある民間企業等との連携・協働を推進します。

さらに、地域全体で高齢者を支えていくために、さまざまな担い手同士をつなぐための会議などを開催し、情報共有と連携を推進します。

3 国・東京都への要請

介護保険においては、サービス提供側の事業者が、経済・社会の変化により、介護に関わる人材を確保することが難しくなっている状況にあります。

今後も、より一層利用者のニーズに応じた十分なサービスの供給が確保されるよう、国、東京都へ働きかけ等を行います。

その他、社会福祉の根幹的な制度の充実、広域的対応が必要な課題への取組や財政支援等については、国や東京都に対して積極的に要請します。